

平成23年12月5日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第1号

第4回定例会

平成23年12月5日（月曜日）

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
 - (2) 議員派遣について
 - (3) 第126回山形県市議会議長会定期総会の報告について
 - (4) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
 - (2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画（平成24年度～平成26年度）について
- 〃 5 議第53号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 議第54号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 10 議第55号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 議第56号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）
- 〃 15 議第57号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 〃 16 議第58号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 17 議第59号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 18 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例及び寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 19 議第61号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第62号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第63号 寒河江市浄化槽等設置管理条例の制定について
- 〃 22 議第64号 寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の制定について
- 〃 23 請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 24 請願第8号 暮らし・農業・地域を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対す

る意見書の提出に関する請願

- 〃 25 請願第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 26 陳情第2号 看護師不足解消のため、看護師等の夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出に関する陳情
 - 〃 27 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成23年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、6番國井輝明議員、14番佐藤良一議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成23年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月30日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から12月15日までの11日間とし、その間の会議等につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成23年12月5日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月5日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、教育委員任命議案上 程、同説明、委員会付託、質 疑・討論・採決、財産区管理 委員選任議案上程、同説明、 委員会付託、質疑・討論・採 決、議案・請願・陳情上程、 同説明	議 場
12月6日(火)	休 会			
12月7日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月8日(木)	休 会			
12月9日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月10日(土)	休 会			
12月11日(日)	休 会			
12月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
12月13日(火)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
12月14日(水)	休 会			
12月15日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採決、 閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第126回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 総務文教、厚生、建設経済、各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 市政の概況について
- (2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画（平成24年度～平成26年度）について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

寒河江市議会第4回定例会に当たりまして、主な市政の概況について御報告申しあげます。

初めに、東日本大震災関連についてでございます。

大震災に伴う避難者数は依然として増加傾向が続き、本市におきます12月1日現在の避難者数は160世帯483人であります。年齢別に見ますと、未就学児116人、小学生45人、中学生13人、高校生5人、そのほか304人となっております。特に、小学生以下の避難者の割合が大きくなっているところでもあります。そのため、これまでの情報提供に加え、特に乳幼児等への行政サービスを網羅した「県外避難者への行政サービス一覧」を全避難世帯に配付いたしました。あわせて、避難者のプライバシーに配慮しつつ、避難世帯のある町会に対し情報を提供し、町会全体で支え合う体制にしていきたいと思いますと考えているところであります。

去る11月29日には、避難者の方に御参加をいただきふるさと交流会を開催いたしました。つや姫おにぎりや芋煮など手づくりの料理を囲みながら避難者同士の交流を図っていただきました。孤立がちになる避難者の元気回復と情報交換に役立ったものと考えております。今後も引き続き避難されている方々のニーズを的確に把握し、きめ細かな支援策の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、市民の関心の高い公共施設の耐震化についてであります。小中学校につきましては現在施工中の寒河江中部小、田代小、陵西中の工事終了により市内全校での耐震化が完了いたします。また、

各保育所、地区公民館、文化センター、市庁舎等の耐震化工事等につきましても緊急度の高いものから速やかに集中して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、新第5次寒河江市振興計画についてであります。

昨年度策定の新第5次振興計画では、特に重点的に推進する施策として七つの重点プロジェクトを設定しておりますが、そのプロジェクトの着実な事業推進のため、広く市民各層からなる「市民100人評価委員会」を設立したところであります。委員会の構成については各地域、各種団体及び公募による委員と地域や世代等のバランスに配慮した約100人の市民の方々でございます。10月18日に委員97名の出席のもと、七つのプロジェクトごとに進捗状況を報告し現在までの評価と今後の重要度を5段階評価していただきました。評価結果や御意見をホームページや市報で公表するとともに、次年度以降の市政運営に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、新第5次振興計画では、市民主体のまちづくりのテーマのもと、積極的な市民参加を求めているところでありますが、その一助として地域の自由な発想による自発的な地域づくり活動への支援事業、「地域生き生き元気づくり事業」を実施しているところであります。7月の各地域での事業説明会の後、市職員を地域担当として配置しながら各地域で事業化を検討していただきました。その結果、各地区からだけでなく商工会青年部やNPO法人等からも事業申請があり、10月までに21件に上ったところであります。申請された事業については地域づくり推進委員会の審査を経て交付額を決定し、補助金の交付総額は21件で723万1,000円となったところでございます。地域の公園整備や世代間交流など地域の活性化、そして市民主体のまちづくりに寄与しているものと考えているところであります。

次に、姉妹都市との親善交流事業について申し上げます。

本年、寒河江市国際交流協会の発足記念事業として市長訪問としては14年ぶりに10月3日から7日までの5日間、高橋市議会議長を初め市民参加者を含む21名により姉妹都市大韓民国安東市を訪問いたしました。安東市長、安東市議会議長より盛大な歓迎を受けるとともに開催中の「国際仮面舞フェスティバル」の会場を見学し、寒河江の祭りにも大いに参考とさせていただき、また姉妹都市の歴史、文化、伝統に触れ一層の友好親善を確認してまいったところであります。

次に、本年も豊かな秋の実りへの感謝としゅんの寒河江の情報発信として各種イベントやトップセールスに取り組んでまいったところであります。

10月16日にはチェリーランドを会場に第2回さがえ秋のうまいもの市を開催いたしました。新鮮な農産物や寒河江の特産品を販売するとともに働く車の展示やミニSLの運行などで子供も楽しめる内容となり、昨年度を上回る来場者となったところであります。特に今年度は東日本大震災被災地支援コーナーを設け、被災地の海産物販売店から出店をしていただき、また多くの皆様から義援金の御協力をいただいたところであります。

また、さくらんぼの時期に続き11月8日には西村山4町長、さがえ西村山農協組合長とともに東京大田市場においてリンゴとラ・フランスのトップセールスを行ってまいりました。ことしのリンゴとラ・フランスは例年よりも小玉傾向ではあるものの食味はよく、市場関係者には西村山地域一体となって高品質と安全・安心をアピールできたものと考えているところであります。

次に、木の下土地区画整理事業について申し上げます。

本市のまちづくりの重要事業であります木の下土地区画整理事業につきましては、事業の円滑な推

進のため支援を行ってまいりましたが、11月29日に木の下土地区画整理組合長より「一般分譲保留地の販売がすべて完了した」旨の報告を受けたところであります。今後、換地処分など事業完了に向けて順調に推移するものと考えております。区域内では既に大型商業施設が営業しており、医療機関や他の商業施設の開業も予定されております。さらに、現在整備中の都市計画道路落衣島線、下釜山岸線の完成も見えてきたことから、本市の良好な住宅地として一層の宅地化の進捗が期待されているところであります。

次に、デマンド交通実証実験について申し上げます。

11月1日から公共交通機関未開通の市内5地域と市街地の公共施設や医療機関とを結ぶデマンド交通実証実験を開始いたしました。これは、高齢者の町中への通院や買い物といった移動手段の確保と公共交通空白地帯の解消を目的としたドア・ツー・ドア方式の区域運行型乗り合いバスであり、バス、タクシーの持つ戸ロサービスの利便性と乗り合いバスの低料金を兼ね備えた交通システムであります。

11月末現在の利用登録者数は中郷地区795名、谷沢地区367名、醍醐地区170名、田代地区94名、幸生地区132名の合計1,558名であります。11月の乗車人員は180名となっております。今後さらにPRに努め、来年10月末まで実証運行を続け利用実態や運行における課題を把握するなど事業評価検証を行い本運行の実施につなげてまいりたいと考えております。

最後に、本年の職員給与改定について申し上げます。

山形県の人事委員会におきましては県職員と民間の給与及び期末・勤勉手当の支給月数の較差が極めて小さく、給与改定は行わないことが適当である旨の報告がなされたところであります。本市におきましても、県の人事委員会に準拠し給与改定は行わないこととしたところであります。

以上、第3回定例会以降の市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力をいただきながら市政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、新第5次寒河江市振興計画実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする新第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定しているものであります。実施計画の内容につきましては、去る11月24日の全員協議会で十分御協議をいただいているところでありますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じております。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成24年度～平成26年度)について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 今の市長からの報告の際にもありましたけれども、11月24日の日に議会に対して全員協議会で説明をいただきました。

その際も申しあげたんですが、議員でいろいろ説明を受けて協議をする中で建設的な意見や、やはり示された計画の中で不足をしている、不十分な部分については見直しをして付加をして正式にきよ

うの12月の定例議会に行政報告としてしていただけるんですかというお尋ねをしました。それに対しては、議員の説明、全員協議会の中でのやりとりを聞いて必要ならば付加をするという趣旨の答弁をいただいております。

しかし、きょう見せていただきますと全然前のやつと同じと、一字一句修正、訂正、補足がないということでもあります。したがって、当日もお尋ねをしたんですが、例えば庁舎の耐震の問題、これはもう耐震補強しました、免震という手法で。しかし、本来であれば建てかえができればそれにこしたことはないんですけども、基金が積まっていけないということなんですね。しかし、この15年間を見ても実施計画に計上しながら予算化がされてきていなかったという事実があるわけでもあります。そして今回のこの耐震補強の際も、今後永久にこの建物が続くわけでないわけですから、近い将来耐用年数の期限も来ます。したがって、そのことを見越して基金の積み立てが必要だということの説明をされています。しかし、今回示されている、きょう議会に示されている実施計画では、平成24、25、26年の中にもその基金の積み立てがありません。こういうことをしていくと、やはり必要でありながらそういうものを計画しないという将来にわたって健全財政の運営というものはできないんだと思います。過去に実施計画に1億円の基金積み立てを何年も計上しながら、それをしないで予算化をしてどんどんハードの事業をやってきた結果が、庁舎が耐震の体力がなくても建てかえできないという、免震という形の中で耐震対策をとらざるを得ないという、こういう事態に陥るわけでもありますから、その際も指摘をしました。ぜひここを組んでおくべきだ。そうしないと寒河江市の事業の取捨選択、事業の優先順位というのがわからないというふうに陥る危険性があるということを指摘しておきました。しかし当然、ことは予算の組み立て上できないにしても平成25年、26年に組んでおくようなことがなければ私はだめだというふうに思う。

あと二つ目の例で、この前も申しあげたんですが、福島、東京電力の福島第一原子力発電所がああいう事態に陥り脱原発の方向性が大きな流れとして出てきています。それと同時に、リサイクル可能な、再生可能なエネルギーへの転換というのが求められておまして、寒河江市でもぜひそうすべきでないかということ平成24、25、26年の中でそういう取り組みをしていく必要があるんでないかということ私を私は申しあげました。

その際市長も、県の事業も寒河江を選定をしてやるというふうなことがそのとき答弁されているんです。したがって県と一体となったそういう位置づけを24、25、26年の実施計画の中にしていくべきだと思います。3日の朝日新聞には県の予算の事業の中身が載っておりまして、寒河江市と一体でエネルギー設備などの一括整備をする寒河江市のスマートコミュニティー構想の技術実証費1億5,000万円というふうに新聞報道もなっています。したがって私は、そういうものと連動した形の中で実施計画をつくっていく必要があると思うんです。

そこでお尋ねをしますが、11月24日の全員協議会で説明の後、市長はそのことについての検討をいつというふうにされたのかお聞かせをいただきたいと思います。そしてぜひ載せるべきだというふうに思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 実施計画の変更についての協議でありますけれども、24日の際には数多くの御意見をいただきました。その中では、予算編成の際に内容として協議すべきものもあったかと思えます。そのほか、22項目ほど拾い出しをいたしまして検討したのであります。当日の説明でそのと

おりであったということの判断になったものが多くございました。

中で今御質問のありました庁舎建設基金の積み立てにつきましても検討項目としてさせてもらいましたけれども、現在平成27年度を目標に公共施設の耐震化を完了させる計画でおります。まだ金額は固まっておりませんが、多くの財源が必要となるということが予想されます。そのため庁舎建設基金の積み立てを行うにしてもその終了後、平成28年以降と考えたところであります。

それと、再生可能エネルギーの関係でありますけれども、具体的なものにつきましては今年度調査を行って今年度中に出るということであります。来年度につきましては県の方からも具体的なまだ説明はございませんけれども、県の事業で行われるということでもあります。ですので、市自体で今後例えば市の施設でありますとか市の中に再生可能エネルギーの取り組みをするという場合にはそういった県の調査結果、県の実証実験ですか、それを踏まえて検討し、実施計画に載せるということに考えたところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私 の 24日 に 申しあげた趣旨も理解されていないんだと思うんです。というのは、過去のこと申しあげました。前に1億円ずつずっと基金を積み立てるんだという実施計画があったんです。しかし、予算化されませんでした。それは全体を考えれば庁舎の基金というのは1億円ずつ積み立てていかなければだめだという実施計画を持ちながらも毎年度の事業はそれを後回し、後回しして、そして事業をやってきたんです。その結果が庁舎を耐震工事しなければならない、あるいは建てかえをしなければならないと言ったって金がないんです。そういうことではだめだということです。そのために基本構想、基本計画があり、実施計画があるんです。先送りしてはだめなんです。今日先の事業だけやってはだめなんです。したがって、実施計画などというのは将来を見越して、将来に必要な部分を、事前から蓄えをしなければならないものというものをきちっと見越してやるという。もっと言えば、その年度その年度の事業の選択、どれをやってどれを後回しにするか、あるいはこの事業が見直しをして取り上げをしなければならないとか、こういう事業の取捨選択をするために実施計画があるんだというふうに思うんです。そういうふうに、庁舎の耐震の際基金が必要だと言っているながら平成27年までの、これは国の方から示されている耐震の問題です。公的なものは完全にここまで100%しなければならないとなっているわけでありまして。その後回していったら、庁舎の部分はますます大変になるんでね、それはことし今すぐと提案されているんだから平成24年度からのやつは無理だとしても来年からまた3年ごとのローリングをするわけでありましてから、きちっとそういう位置づけをして、逆にその年度年度の入りと出の関係で財政の収入、歳入の部分が確保できないんだとしたらば、その事業の中で何を抜くかということを検討する。目先に見えない後にあるやつだからという基金を後回しするのは、極めて無責任な形だと過去のやつを考えれば明らかでありますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、そのことについての見解をいただきたいと思っております。

あと、こういう事業でなくて、この前24日にはこの資料の計画書の作成のあり方についても、西暦で年次表示の場合は数字そのままがいいです。しかし、昭和、平成と元号でいうならば代がかわっている。それも同じ数字の書き方というのは不親切ではないですかと、昭和の部分であればSなり昭という文字を入れてするのが公式な計画としては当然でないですかと、私指摘しました。当局は、そのとおりですと言っているんです。そういう訂正もされない。

- 高橋勝文議長 川越議員、簡潔にお願いします。
- 川越孝男議員 議員に言わせっ放し聞きっ放しではだめでありますので、この点についてもきちっと見解をお聞かせをいただきたい。そうでないと、議会での全員協議会での協議というのは何のためのものかわからないということになりますので、ぜひその辺については市長から見解をお聞かせをいただきたいと思います。
- 高橋勝文議長 菅野政策推進課長。
- 菅野英行政策推進課長 事業の取捨選択をするのが実施計画というお話でありますけれども、まさにそのとおりであります。

ただ、実施計画といえども入りと出を調整をしながら見込める入りを見つつ計画を立てているところであります。今回の実施計画につきましては先ほど申しあげましたけれども、公共施設の耐震化につきましては今年度中に行っております耐震診断をもとに事業費が出てきます。そのために平成25年度、26年度の計画の中にはその公共施設の耐震工事も含まれておりません。不明であります。恐らく多くの財源がかかってくるだろうという状況の中で、1億円もの一般財源を振り向けるのは非常に困難であろうとの判断をしたところであります。

それから、事業年度の平成、あと昭和の記号のことでありますけれども、こちらの方としましては来年度以降に実施するという考えでございました。議会に対しまして、それだけで変更の実施計画を提出するというほどのことではないのかなと思ったところであります。

以上です。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第5、議第53号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 議第53号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。
教育委員会委員のうち菅原大榮委員が本年12月26日をもって任期満了となりますので、新たに鬼海瑞光氏を任命いたしたく御提案するものでございます。
御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

- 高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第53号について質疑はありませぬか。遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この同氏の人間性や人物とかはよくわからないということもありますけれども、職業が八幡宮の宮司という神職にありまして神道を説く方が教育行政に携わることについていかなものかと思ひていたところですが、教育の公平性、中立性を保てるのが危惧してあります。

それで、今各地で問題になっております南京虐殺や中国侵略否定したりする記述が問題になっております教科書問題、これが当市で起きるかもしれないという危惧を抱いているところから、この同氏の所見をいただきましたが、それについての明快な回答がよくわからなかつたということもありまして、この議案に同意することはできないということを表示したいと思ひますが、しかし人事案件ということもあり、この議案への態度として退席するということを表示したいと思ひてあります。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

[遠藤智与子議員、内藤 明議員、川越孝男議員 退席]

これより、議第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号については、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、議第53号はこれに同意することに決しました。

[遠藤智与子議員、内藤 明議員、川越孝男議員 着席]

議案上程

○高橋勝文議長 日程第9、議第54号及び日程第10、議第55号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

○高橋勝文議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第54号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第55号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任については関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、高松財産区管理会財産区管理委員が平成24年2月29日をもってそれぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

2議案について御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第54号及び議第55号の2案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第54号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第54号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号はこれに同意することに決しました。

議第55号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第14、議第56号から日程第26、陳情第2号までの13案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第27、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 初めに、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、子育て支援センター整備事業費等を計上し、保育所耐震化事業費及び下釜山岸線整備事業費等を追加するものであります。

その結果、2億3,229万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ154億8,001万7,000円とするものであります。

次に、議第57号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、公共下水道管渠建設費を追加するものであります。

その結果、1,967万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ19億327万8,000円とするものであります。

次に、議第58号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、医療費の増嵩に伴う保険給付費、社会保険診療報酬支払基金への納付額確定による介護納付金、前年度療養給付費等負担金等の精算に伴う償還金を追加するのが主なものでございます。

その結果、2億3,969万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ44億5,243万5,000円とするものであります。

次に、議第59号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、平成24年度介護報酬改定に伴う介護保険システム改修事業費を追加するものであります。

その結果、392万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ30億8,832万7,000円とするものであります。

次に、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例及び寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明申し上げます。

東日本大震災により被災した企業等の本市への立地を促進し事業継続を支援するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第61号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

総合福祉保健センター内に子育て支援センターを設置することに伴い、既存施設を変更する必要性が生じたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第62号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第63号寒河江市浄化槽等設置管理条例の制定について及び議第64号寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の制定については関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

市町村設置型の浄化槽等整備事業の実施に伴い、議第63号は浄化槽等の設置及び管理などについて、議第64号は浄化槽等の整備に係る分担金の徴収などについて定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

以上、9案件を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

散 会 午前10時17分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成23年12月7日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
佐藤利美	総務 主 査	兼子亘	主 任

議事日程第2号

第4回定例会

平成23年12月7日(水曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、発言訂正の許可について申し上げます。

市長より、12月5日の市政の概況についての発言について、木の下土地区画整理組合長を木の下土地区画整理組合理事長に訂正したいとの発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可しています。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成23年12月7日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	入札制度の現況と課題について	(1) 過去3年間の業種別落札率の最高と最低はどの位か (2) 一般競争入札制度の全面導入について	13番 新宮 征一	市長
2	子育て支援について	(1) 子育て支援の中で学童保育をどのように位置づけているのか (2) 学童保育所の耐震診断について (3) 学童保育の健全運営について		市長
3	魅力ある学校づくりについて	(1) 陵西中学校で取り組んでいる学び合う学習を他の小中学校で取り組むことについて (2) ボランティアによる、ゲストティーチャーの取り組みについて (3) そろばん教育について	7番 沖津 一博	教育委員長
4	平成24年度の寒河江の観光について	(1) 平成24年度の「さくらんぼ」の広告・宣伝について (2) 平成24年度の「花咲かフェア in さがえ」の広告・宣伝について	4番 後藤 健一郎	市長
5	寒河江市の再生可能エネルギーへの取り組みについて	(1) 寒河江市における今後の再生可能エネルギーへの取り組みについて (2) 木質バイオマスエネルギーによる、地域の活性化と雇用の創出について		市長
6	防災対策について	(1) 内川の排水処理について (2) 寒河江ダムの災害対策について	2番 阿部 清	市長
7	防災について	(1) 中高層建築物に対応する消防車について (2) 自主防災組織化について (3) 豪雨による寒河江川の洪水の危機について	8番 工藤 吉雄	市長
8	市民生活に関わる今日的課題について	(1) TPP(環太平洋連携協定)に参加することによる寒河江市への影響について (2) 放射能測定について	3番 遠藤 智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	子育て支援について	(1) 保育所の定数管理について (2) 保育所の施設整備と耐震工事について		市長

新宮征一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、13番新宮征一議員。

[13番 新宮征一議員 登壇]

○新宮征一議員 おはようございます。

今回私は、多くの市民の方々との対話の中でなかなかわかりにくいと言われている公共事業やそれに係る業務等の入札制度について、その現況と課題についてお尋ねをいたします。

公共事業とは、さまざまな施設の整備を図ることによって日々私たちが安全でしかも安心して快適に過ごすことができるよう、社会資本を整備し生活環境をよくするための大切な事業であることは言うまでもありません。しかし、納税者である市民にとってはどのような仕組みで、どのような経過で事業が施されているかが全くわからないのが大半であると言っても過言ではありません。特に、公共事業発注の際に行われる入札の仕組みについてはほとんどわかっていないのが現状のようであります。このような視点から、入札制度についてお尋ねいたしますが、決して談合とか癒着の疑念を持って質問するのでは全くありませんので、素直な質問であるということをこの際はっきりと申しあげておきます。御理解の上御答弁くださるようお願いいたします。

まず、最近の落札率はどのような状況で推移されているか、過去3年間の業種別の平均落札率と最高最低落札率を示してください。また、落札率が98%を超えたものは全体の何割ぐらいあるか、市外の業者だけの入札執行はなかったかどうかともあわせて示されるようお願いをいたします。

次に、入札の執行形態についてであります。競争入札の目的は、言うまでもなく公平・公正な立場に立ってお互いの競争原理を活用するこ

とで事業費の縮減を図ることではないでしょう

か。言い換えれば、少しでも無駄を省くことで正しい税金の使い方に結びつくものと思っております。その入札制度はおおむね指名競争入札と一般競争入札とに大別されるわけですが、まず指名競争入札について伺います。この場合は事前に指名審査会での審査によって指名業者が決定されるものと思いますが、審査会の人数とその構成メンバーを示していただきたいと思っております。

つい最近、某自治体の入札をめぐる問題が発覚し、指名審査会で決定した業者の中から首長の決裁の段階で一部の業者を排除したとのことで、それが贈収賄に結びつき刑事事件にまで発展し首長が辞職されるという極めて許しがたい残念な事案であったことは御案内のとおりであります。本市では、そのようなことは絶対にないものと確信しておりますが、本市の場合審査会での決定に対して市長の決裁が必要とされているか否か、確認のためお尋ねをいたします。

次に、一般競争入札についてであります。前段でも述べたとおり競争入札制度本来の趣旨を踏まえ、競争原理をより一層導くことで入札の公平性、公正性を尊重するとともに入札制度の透明性を高

めるためにも、条件つき一般競争入札の全面導入を検討すべきと考えますが、市長の見解を承ります。

次に、通告2番、子育て支援について、特に今回は放課後児童対策事業として取り組んでいる学童保育について伺います。

少子高齢社会と言われる今日、国はもとより全国多くの自治体が積極的に推進を図っているのが高齢者に対する老人福祉と児童福祉、つまり子育て支援としてのさまざまな施策が注目されるようになってきております。本市においても子育て支援を専門とする子育て推進課を新設されるなど、さらには新年度中には子育て支援センターを開設しようとしており、少子化対策に対する意気込みが感じられ大いに歓迎するとともに、その実効果に期待するところであります。

こうした一連の環境整備と並行して、乳幼児や幼児などに対しては医療費や予防接種などの無料化や補助制度を設けるなど、手厚い支援が行われ子育てしやすい環境が整ってきておりますことにはまことに喜ばしい限りであります。

一方、年々入所希望者が増加の一途をたどっている学童保育所に対する支援はどうかという、私は必ずしもそうではないような気がしてなりません。委託事業として扱われておりますが、言うなれば公設民営の形態であって公設という観点から見ればもうちょっと目を向けるべきではないかと考えます。このようなことから、次の3点について具体的に伺います。

まず第1点は、最も基本となるこの制度の意義をどのように認識され、子育て支援の中でどのように位置づけされているかであります。

次に、第2点目は子供の安全・安心についてであります。あの3月11日の東日本大震災を受け、国では被災地の復旧復興に向けての施策とともに2次災害である津波の防御対策や原発事故による放射能漏れなどに対する安全確保の対策などが議論されております。

本市では、このような津波や放射能などの心配はなく台風による風害あるいは水害などの自然災害も科学的分析によって出される天気予報や注意報などである程度は予防できますが、地震だけは全く予知することはできず、いつ何どき起こり得るかわかりません。したがって、災害を防ぐ唯一の方法は耐震対策を講じる以外にありません。

今、小中学校、体育館、公民館、保育所など公共施設の耐震対策が徐々に進められておりますが、公共施設を利用している学童保育所は安全が保たれているでしょうが、民間の建物を借りているところの耐震対策をどのように考えておられるのか伺います。

3点目は、学童保育運営の健全化についてであります。

さきにも述べたとおり、公設民営ということで市からの委託料と保護者からの負担金で運営されておりますが、どこもかなり厳しい予算で運営されている現状のようであります。特に、支出の60%以上を占めている指導員の給料ですが、保育士や幼稚園教諭などの有資格者であることや勤務時間が朝10時から夜6時半までということで女性にとっては最も忙しい夕方の時間帯が制約されること、業務上の責任の重さなどから見ても極めて低い水準にあるようであります。さらには、雇用期間が1年契約となっているところもあり、毎年更新時期には雇い入れる側も雇われる側も不安を抱えながら契約更新をされているのが現実であります。全国的にも、この制度の重要性にかんがみ公設公営の体制をとっているところがふえつつあります。学童保育所の健全運営と指導員の身分保障の面から、本市でも公設公営を検討されるべきではないかと考えますが、市長の見解を承って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員からは、入札制度と子育て支援、特に学童保育の充実について御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、入札制度でありますけれども、過去3カ年の業種別の落札率ということであります。ちょっと数字が細かくなりますが、御容赦をいただきたいと思います。

設計金額が100万円以上の測量・設計等の業務委託におきましては、平成20年度における平均落札率は78.2%、最も高い落札率は95%、最も低い落札率は41.9%、平成21年度では平均が66.1%、最高が95.4%、最低が28.5%、平成22年度では平均が77%、最高が98.4%、最低が40%ということであります。

次に、設計金額が250万円以上の建設工事のうち、土木一式工事では平成20年度の平均落札率は98.2%、最高が100%、最低が81.6%、平成21年度では平均が95%、最高が99.9%、最低が74%、平成22年度では平均が81.7%、最高が100%、最低が58.6%であります。

建築一式工事では平成20年度の平均が98.6%、最高が99.3%、最低が96%、平成21年度では平均が98.1%、最高が99.7%、最低が90.8%、平成22年度では平均が96.2%、最高が98.7%、最低が93.7%であります。

管工事では平成20年度の平均が96.7%、最高が99.8%、最低が94.1%、平成21年度では平均が97.3%、最高が99.9%、最低が94.7%、平成22年度では平均が97%、最高が100%、最低が94.9%。

最後に水道施設工事でありますけれども、平成20年度の平均が95.9%、最高が100%、最低が84.1%、平成21年度では平均が96.2%、最高が99.3%、最低が90.2%、平成22年度では平均が96.9%、最高が99.3%、最低が88.5%という結果でございました。

次に、落札率が98%を超えた設計等の業務委託、建設工事の割合ということをお尋ねでありますけれども、平成20年度では30.1%、平成21年度では21%、平成22年度では25.8%となっているところであります。

市外の業者のみで入札を行った件数ということではありますが、平成22年度におきまして建設工事では給水管更生工事等で特殊な技術を要する工事など4件であります。また、設計等の業務委託については、橋梁長寿命化修繕計画策定業務などで高度な専門的知識を要する業務7件となっているところであります。

次に、一般競争入札制度の全面導入について御質問いただきましたが、初めに指名審査会の人数とその構成メンバーということではありますが、寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規定に定められているところでありますが、副市長を委員長に総務課長、政策推進課長、財政課長、建設管理課長、建設管理課都市整備室長、下水道課長、農林課長、水道事業所長、学校教育課長の9名の課長で、合計10名が審査会の構成員となっているところであります。

また、審査会での決定に対して市長の決裁が必要とされるかということの御質問であります。寒河江市の場合は指名審査会で審査した結果については市長の決裁は不要となっております。

次に、条件つき一般競争入札の全面的な導入についての御質問がありましたけれども、御案内のとおりでありましても、一般的に一般競争入札というのは手続において透明性が高くより公正な競争が図られる一方で、不良不適格業者の参入を防止しにくく、個別の入札における競争参加資格の確認

に係る事務量が大きくなることなどの問題点もあります。これまでは、主として一定規模以上の工事を対象に行われてきたところであり、本市におきましても平成20年3月1日から条件つき一般競争入札を導入しているわけであり、その対象となる工事を設計金額が1,000万円以上で工種の種類は等級別格付を行っている土木一式工事、建築一式工事、管工事、水道施設工事の4業種としております。これに該当しない工事につきましては指名競争入札としているわけであり、

御案内かと思いますが、条件つき一般競争入札というのは、あらかじめ市から入札参加資格審査を受けて等級格付をされた建設事業者の方が、個々の工事ごとの入札公告で設定される入札参加資格要件で等級格付や地域要件等で合致する工事をみずから選択し入札に参加する制度であります。国や地方公共団体の入札方法が、指名競争入札からより透明性や競争性が高い一般競争入札に移行しつつあるわけであり、そういった状況を踏まえて、また地元企業の育成、地元経済の活性化という点も十分考慮しながら、現在導入している条件つき一般競争入札を拡大する方向で検討していかねばならないと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、子育て支援の中で学童保育について御質問がありました。

どのように位置づけているのかということですが、学童保育につきましては第2の家庭として心の安らげる場所であろうと思います。小学校の放課後の子供たちの居場所を確保していくこととともに、児童の健全育成のために子育て支援の重要な施策の一つと認識しているところであります。

昭和63年度に寒河江市で初の学童保育所が発足し、児童数は10名でございました。本年度では9カ所の学童保育所に331名の児童を迎え、寒河江市の子育て支援策の一翼を担っているところであります。今年度からスタートいたしました新第5次振興計画では、重点プロジェクトの一つであります「さがえっこ」すくすくプロジェクトの中で子育て支援の3本の柱の重要な一つとして、子育てと仕事の両立を支援するため学童保育所の設置支援を掲げているところであります。

学童保育所は御案内のとおり放課後の生活の場であることはもとより、現代の地域で失われつつある異年齢の子供集団による生活を通して貴重な経験ができる場所でもあるわけであり、核家族化の進行と共稼ぎ家庭というものが増加している中で、小学生が放課後などを伸び伸びと遊び、学び、多様な交流ができる場所でもあります。健やかに成長できるよう子育て支援策の重要な柱として、今後とも学童保育事業の推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

耐震対策についても御質問がありました。

先ほども申しあげましたが、市内には6学区に9カ所の施設があります。そのうち公共施設を利用している施設は、小学校内のミーティングルーム利用が2施設、それから地区公民館利用が2施設であります。それ以外は民間所有の施設が5施設となっているわけであり、全部で9カ所あります。

現在使用しております市内小学校の施設については、耐震補強が終わっております。また、地区公民館についても耐震診断中であり、耐震補強についても速やかに進めていく予定にしているところであります。残りの民間所有の5施設のうち、4施設については今後耐震対策が必要となる施設であります。民間施設でありますので、契約書に基づきお借りしているものでありますので、所有者の方と十分な協議が必要となるわけであり、安全・安心の確保というのが最優先でありますので耐震診断や耐震補強、また耐震済みの安全な施設への移転なども視野に入れ、総合的に早急に検討

していかなければならないと考えているところであります。

三つ目の、健全運営についての御質問をいただきました。

学童保育の運営形態につきましては全国学童保育連絡協議会がまとめた本年5月1日現在の実施状況調査によりますと、運営主体の割合は公設公営が減少し、地域運営委員会方式や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育がふえている傾向にあるようでございます。また、県内におきましても本年度公設公営の施設は31、公設民営が129、民設民営が88となっております。平成22年度に比べまして公設公営が3カ所減り、公設民営が12カ所、民設民営が4カ所ふえている状況になっているようであります。

御案内のとおり、本市の場合は各学童保育所の運営を団体に委託をしているわけでありましてけれども、委託料につきましては国・県の補助基本額に市独自に上乘せをして運営に支障を来さないよう支援をしているところでございます。さらに、指導員体制の充実と資質の向上を図るために各種研修事業、さらには交流活動の参加を推進なども積極的にしているところであります。また、障がい児の受け入れ加算による障がい児担当職員の雇用についても基準に柔軟性を持たせ配慮しているところであります。

本市の学童保育所につきましては、発足当時は数少ない公設民営として運営してきたわけでありましてけれども、社会の変化とともに市民と行政との共助というものも言われている中であります。時代に合ったシンボリックな体制として認識しているところであります。今後とも、各学童保育所の独自性というものを尊重しながら御質問のあった指導員の勤務条件などの処遇も含めまして基本となる運営指針についても充実を図って、学童保育の健全運営、健全育成というものに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま、1問に対する御答弁をいただきました。ありがとうございました。

今回私がこの質問をする趣旨というものを、今市長の答弁を聞いて十分に御理解をいただいたなという感じをしているところでございます。本当にありがとうございます。

ちょっとまだ時間がありますので、多少2問、3問でお聞きしたい点がありますけれども、先ほど入札制度の問題であります。正直言って非常に落札率が高いという印象を受けました。特に、落札率が100%というのは例を挙げれば1,000万円の工事は1,000万円で落札したと、こういうことになるわけですね。それ以外の業者はその予定価格以上の価格を入れたということになるわけですね、100%で落札ということは。これちょっと、我々素人には一般的には不思議といいますか、これが不自然なような気がするんです。正直言って。そして平均落札率も先ほどメモの取り忘れもありますけれども、最高が100%というのが最高であとは99.7%とか99.8%という非常に全体的に見て落札率が高い。これが冒頭に、1問で申しあげましたいわゆる競争原理というものが本当に働いているのかどうか、我々素人から見た場合、これ専門家がどのように見られておるかなんですが、ちょっと一般の我々では理解しにくいような数字に見えるんです。この点についてどのように、私がこのようにとらえていることが間違いであるかどうかは別にして、この辺の数字についてどのように感じておられるか、私はちょっと不自然な感じはしますが、この点についてまずお答えをいただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当している財政課長の方から、状況についてお答えを申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 それではお答え申し上げます。

落札率が100%ということですが、こちらの方の積算におきましても、土木の方の積算システムというものを使いまして当然設計金額を計算するという格好になるわけですが、建設業者の方も同じようなそういったシステムを持っているということになっている現状がございます。そうすると、こちらの方で積算した設計金額と業者さんの方で積算した設計金額が同額になって、それでたまたま予定価格と落札額が同一になって落札率が100%になるというような結果になったのではないかと考えておるところでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今、課長の説明で業者は業者なりの積算をしてこの工事に対する価格というものを設定されている。執行する側では執行する側の基準によってこれをされている。それがたまたまといいますか、一致しているために100%という落札率もあり得るということなんで、とされているということでありますから、それ以上それはないだろうという論理は成り立ちません。これで、この件についてはまず納得します。

それと、先ほどあったこの業種別の中で、測量設計ですか、28%という非常にこれは先ほどの状況とは全く違う、28%と言いましたよね。ちょっと我々の判断ではいかなものかな。100円の品物が28円で売られる。物品であれば仕入れも入ってくる。仕入価格を割って売らなければならないという28%というのは余りにも低過ぎるんですね。これで、品質そのもの、中身そのものが保証されるのかどうか、ちょっとその辺がある意味では心配なんですけれども、こういった現象が起きるとするのは、本当に原価を割って欠損するのを覚悟で落札しなければならないという、そういう現象なのかと受けとめるわけなんですけれども、この辺についても先ほどとは逆の角度からお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 再び、財政課長の方から状況についてお答えいたします。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 それでは、測量設計関係の最低の落札率が余りにも低いということですが、測量設計の場合直接的な人件費というのが約50%、それから諸経費と言われるものが50%で100%の金額になっているということでございます。

私どもの方では、その設計金額の6割というものを下回ったときには低入札ということで、果たしてその金額で実行することができるのかということや契約審査会の方で審査いたします。業者の方から入札した金額の内訳というものを出示していただきまして、その金額でやれるかということや審査して、たまたま28.5%という数字でございますが、業者の方では諸経費なんかを切り詰めてこの金額でもやれるということで計算書の方を示して、審査会でこれならば大丈夫やれるだろうということになった結果、このような最低の落札金額になっているということが状況でございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 もっと短い時間で終わらすつもりだったんですが、なかなかやはり時間はもったいないものですね。

今の説明では、諸経費が50%、実際にかかる人件費やなんかが50%、こういう対比でもって積算されるという話なんですけれども、この辺も素人ではなかなか理解しづらいんですよ。諸経費が50%、一般的には10%とか20%の諸経費を頭から金額に乗じてそれを積算するというのが、一般的にはそのような認識でいるわけなんですけれども、50、50の対比で予定価格が設計されるというのはいかがなものかなと。その基準そのものには問題は全然ないとお考えなんですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 こちらの方につきましては、設計そのものは国それから県で示しておりますその歩掛に基づきまして市の方においても積算しているということでございますので、こちらの方については国と県の積算方法に倣っているということでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 国の方でのそういった一つの基準があってそれを準用しているということですから、これは寒河江市独自で基準を決めるということではできないものなのですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 一般的には公共事業ということで言われておるわけでございますので、寒河江市独自でその基準を決めるということは現在のところ実施はしていないということでございます。

例えば、公共工事の場合は補助事業ということになりますと会計検査院が検査に入るということがたまにございます。じゃあ、その会計検査がその積算は何に基づいて実施しているということをやったり見られるということもございますので、そうした際に国にまたは県の積算の単価を活用して設計をしているということが一つの基準ということになるために、国・県のそうした額を用いて積算しているということでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これは市独自ではできないという見解のようでありまして、それに対してこれ以上私の方から申しあげてもなかなか出てこないという気がしますので、まず次に通告2番の子育て支援についてお尋ねをいたします。1番についてはこれで終わります。

2番の子育て対策についても、先ほど1問で申しあげました学童保育ですね、この事業をどのように位置づけされているか。冒頭で、頭で聞いたのは、その辺に対する市長の考えが、認識が違っておった場合には先に質問が続かないわけですね。したがって、そこを先にお聞きしたんですけれども、市長は大変明快にこの学童保育の位置づけというものを評価されているように感じました。第二の家庭であると、こういう表現を使って学童保育は大事な事業なんだということを答弁いただきましたし、これはシンボルとして今後も、そして総括的には子育て支援の中でいろいろと先に進めたいと、ということでありましたので、余り細かく質問する部分はないんですけれども、やはり今この大震災、ことしの場合特に震災に対する恐怖心といいますか、不安というのが非常に大きいんですね。したがって1問でも申しあげましたように小中学校、これは子供が常に集う場所ですけれども、実際には学童保育に通っているのが、あるデータを見ますと小学校の学校にいる時間よりもむしろ学童保育にいる時間の方が長いんですね、ある資料を見ますと。それだけに必要なセクションであると思うんです。

それで、耐震に関しても小学校中学校の耐震補強、これと同じような考え方をしていけないと学童保育の耐震関係だけが非常におくれているのではないかと、そういう心配がありましたのでお尋ねしたんですが、これも市長の方の答弁では進めていきたい。ただ、ここで問題になるのは大家さんなんで

すよね、所有者。その所有者の了解をとらなければ診断そのものがないと思うんです、実際は。あるいは診断の結果、危険だという数字が出て補強するにしても、やはり大家さんの了承をとらなければできない。むしろ、大家さんの方でそこまでやってもらったらうちで借りてもらわなくてもいいですよ、こう言われると非常に困った現象も出てくる。したがって、先ほど市長も誠心誠意大家さんとの協議をしながらという表現でありましたので、そのような心配はまずないと思いますけれども、ぜひ一つ耐震についてもやっていただきたいと思います。進めていただきたいということを御要望申しあげておきます。

あと、指導員の身分保障の件なんですけれども、非常に先ほど申しあげましたように保育士とか幼稚園の教諭の免許を持っておられる方がほとんどのようです。寒河江市内を聞き取りしたところが、ほとんどそういった有資格者である。それから時間帯が、本当に10時から夕方6時半までという大変貴重な時間が職場の方に拘束されてしまうということから、なかなか難しい状況に。それと今、2年更新とか3年更新というのもあるんですけれども、1年で契約をしているというの結構あるようなんですね。そうした場合に本当に更新する場合に、契約を更新する場合に、雇い入れる側ではやめられるのではないかと心配、逆に言うと、勤めている指導員の方々からの立場で言うと「あといいです」と断られるのではないかと、両方で不安持っているのが実情なんです、実際。したがって先月、私ども会派で視察行った長門市でしたか、ちょっと記憶にあれなんです、だったと思うのでやはり市の方でいわゆる公設公営で嘱託職員として雇って派遣している、こういう状況もありました。したがって、冒頭の学童保育の位置づけの重要性、そういうところから見た場合には今後の一つ検討課題ではありましようけれども、今ここですぐやりますということは私はできないと思います。しかし、私は検討する課題ではないかと考えますので、その辺を今後ぜひ進めていただきたいということなんです、この件に関しての市長の御見解はいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 学童保育についての市としての姿勢、取り組みというものは先ほど申しあげましたとおり、子育て支援の施策の中でも重要な施策であると理解しておりますし、またそういう学童保育所の環境あるいはそこに勤務する方々の処遇、改善というものも大変大きな課題であろうと思います。新宮議員御指摘の点もあろうかと思いますし、我々としては、先ほど御答弁申しあげましたけれども、そういった指導員の勤務条件などの処遇も含めて基本となります運営基線的なものをつくっていく、あるいは見直していくということに努めながら、子供たちがその中で快適に生活できるような環境というものをつくっていくということにしていきたいと思っておりますし、耐震の問題についてもいろんなことで所有者の方ともこれから話し合いをさせていただく、相談をさせていただくということで善処をしていくということにしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今の私の質問に対しても大変前向きな御答弁をいただきましたので、安心したところでありますけれども、いわゆる来年度から子育て支援センターを開設されるということで、今回、この議会に補正予算が3,685万5,000円含まれております。それから、平成24年度からの3年間のローリングでも平成24年が960万円、760万円、760万円とこういう予算も示されているわけなんですけれども、これは子育て支援センターというのは非常に大事なもので、これがだめだというものではないんですけれども、やはり状況から見た場合にはあそこに果たして、子育て支援センターにこれだけの予算を

かけるのであればもうちょっと学童保育の方にも予算の配分をしてほしい。子育て支援センターがダメだと言っているんでないんですよ。これは非常に大事なもの。しかし、なくても済むもの。子育て支援センターの場合は、なくても済むというのは表現ちょっとまずいかもわかりません。例えば1年先送りしても対応できる問題、ただし耐震の問題なんですけれども、保育所、学童保育所そのものというのは人の命にかかわる問題だ。したがって、同じ3款2項1目児童福祉費の中で、これらもある意味では融通できるような検討をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、学童保育の委託料の算定基準になっているのが、学童保育に入っている生徒の数、これがある意味では基本になっている部分があると思うんです、この算定基準に。その中で、現在やられているのが低学年、小学校の1年生から3年生までは1人は1人でカウントされています。しかし、高学年、つまり4年生以上、4年5年6年となると2人で1人というカウントなんですね。しかし、現場に行ってみると非常にその辺が、やはり1人は1人と、小学校の児童であれば1人は1人、0.5のカウントじゃなくて1人は1人としてのカウントをしてもらえないものかなという話などもありましたけれども、これも、市長の方であれだったら担当課長の方でも結構ですので、この辺の考え方についていかがなものかお尋ねをしておきます。

それからもう1点、寒河江に……。

○高橋勝文議長 一問一答です。

○新宮征一議員 はい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高学年の児童数に対して補助の基準の算定についてどうかと、こういうことでありますが、一応全体の制度の中での運用ということもあるわけでありまして、そういう実態とかけ離れて実態に対応した呼応したような補助制度に見直すべきではないのかという御意見だと思います。そこら辺は実態を聞きながらあるいは制度ももう1回検証しながら検討していきたい、勉強させていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 検討していただけるということですので了解いたしました。

もう1点だけ最後にお聞きしますが、今寒河江に行政報告で市長は600何世帯でしたかな、被災者、被災者が寒河江にもおられるわけですね。実際、原発やなんか放射能や心配でだんなさんが向こうにいてお母さんと子供だけが被災している、そしてその学童保育所に入所させている世帯があるのかどうか、もしあるとすればそれらに対して例えば保護者負担金の減免であるとか、そういった行政としてのフォローがなされているのか、ないんだとすればそれで結構ですけども、この二つだけちょっとお聞きして私の質問終わります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字もありますので、担当課長の方からお答え申し上げます。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 ただいまの御質問でございますけれども、1名の方が学童保育所に入っていると聞いております。そして、その方の保育料につきましては、利用料につきましてはそれぞれの運営団体に徴収しておりますので、それでその方からの御相談とかあればまた団体の方からそういうことがあって運営できないという状況であれば、こちらの方に相談あれば検討してまいりたいと考え

ております。

沖津一博議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号3番について、7番沖津一博議員。

〔7番 沖津一博議員 登壇〕

○沖津一博議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員としてこれまで会派や常任委員会で視察させていただきました。大変すばらしい取り組みをなされているところもたくさん見せていただきましたので、その感想を交え御提案させていただきたいと思っております。

本市でも、新第5次振興計画の中で、いのちと心を育む学校づくりということで学校、地域、家庭が学習を支援する特色ある学校づくりの推進を目指しているようでありますので、次の質問をさせていただきます。

通告番号3番、魅力ある学校づくりについて3点ほど質問をさせていただきます。

(1)でありますけれども、陵西中学校の豊かななかかわりの中でみずから学ぶ生徒の育成、学び合いで深まる学習活動ということで、11月11日総務文教委員会で拝見をさせていただきました。寒河江市教育委員会委嘱研究、まだ道半ばで課題もあるとのことでありました。みずから学ぶ生徒の育成、確かな学力をということで先生方も子供たちのために大変御苦労なされ一生懸命指導しておられますことに心から感謝を申しあげます。授業も大変和やかで生徒同士が学び合う、また教え合う姿を拝見し、我々の時代の教育とは大分変わってきたなという気がいたしました。

心と体をはぐくみ学び伸びゆく生徒の育成、健康で豊かなたくましい生徒、豊かななかかわりの中でみずから学ぶ賢くたくましい生徒の育成、自己決定の場をより多くし生徒自身が自分で考え判断し行動する、ほかとのかかわりを考えて行動できるような集団づくりなど、この研究は大変すばらしい取り組みだなと感じてきたところであります。

そこで、この陵西中学校の取り組みを他の小中学校にも取り入れていただきたいと思っておりますが、教育委員会の御見解を伺います。

(2)次に、10月に栃木県宇都宮市に総務文教委員会で視察をしてまいりました。地域の方々が一体となったすばらしい学校教育がなされているようであります。活力ある学校づくりということで、学校長が行う学校経営について地域の意見を取り入れ学校のマネジメント力を向上させるとともに、多くの地域に大人が学校の教育活動を支援できるよう学校の課題や取り組みに関する意見交換など、学校評価のための会議を開催するとともに学校教育の協力が可能な企業や事業者、情報提供などのできる協議会をつくっております。そして地域の教育力を生かすため地域ボランティアの参画を得て学校教育を充実させるための学校教育支援活動、地域の実情や特性、学校の要望に応じて企画・実施しておりました。

そこで、宇都宮市が取り組んでいる地域のボランティアの参画を得て学校教育を充実させるための学習支援活動を取り入れてはいかかと思っております。例えば、児童生徒の学習を補助するゲストティーチャーを募り支援していただく。活動の例といたしましては書道や写生の指導、俳句の指導、算数ドリル学習の採点補助、理科実験の補助、戦争体験談、地域の歴史講話、音楽演奏の指導補助、ミシ

ン・裁縫の指導、市内の探検の引率、野菜づくりが主なものであります。

この寒河江市にもすばらしい先輩がたくさんおります。長年培ってきた技術や知恵を知識を、地域の子供たちのために喜んで教えていただける方々を探して支援していただければ生徒にも生きる力がつきます。学校、家庭、地域が連携し魅力ある学校づくりができ、先生方の負担も少しは減るのではないかと考えているところでもあります。ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思いますが、教育委員会の御所見を伺います。

(3) 次に、そろばん教育についてお伺いいたします。私の考えはちょっと古いのかもしれませんが、昔は読み書きそろばんとよく言われたものであります。そろばんも一級ともなりますと暗算ができるようになり、簡単な計算は計算機は必要にありません。日本にそろばんが伝わってきたと言われるのは室町時代の後半で16世紀、加賀前田家や豊臣秀吉も使っていたそうであります。そして江戸時代に大きく普及し100年ほど前から学校でも使われるようになったそうです。簡単なそろばんでも知能の脳システムが活性されるということでもありますので、ここで寒河江市において現在どのようにそろばんの授業がなされているのかいないのかお伺いして私の第1問とさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

[渡邊満夫教育委員長 登壇]

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

沖津議員から魅力ある学校づくりについて3点の御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

最初の御質問でございますけれども、陵西中学校で取り組んでいる学び合う学習をほかの小中学校でも取り組んではいかがかという御質問でありますけれども、お答えを申し上げます。

まず、総務文教常任委員会の委員の皆様方にはせんだって陵西中学校の公開研究会に御参加いただきまして、まことにありがとうございました。教育委員会では昨年「寒河江市教育振興計画」の見直し、改訂を行ったところでありますけれども、この計画に示しております市の教育のスローガンは「ひと集い 伝えあい そして高めあう」ということであります。これは、すべての市民がかかわりの中で思いを伝え合い互いに高め合うことのできる生涯学習社会を目指すものでございます。学校教育におきましては、児童生徒がそれぞれの意見や考えを伝え合い学級集団の中で高め合っていくことが、このことが「学び合い」ということであると考えております。各学校では現在こうした学び合いを大切に授業の実践に努めております。

今回ごらんいただきました陵西中学校では、質の高い学び合いを成立させるために2人組でのペア学習、4人から5人でのグループ学習、またお互いの顔が見えるように配慮したコの字型学習といたしますか、このような学習形態の工夫を行ってまいりました。また生徒一人一人が学びの深まりを実感できるような授業の展開、そしてそのための教師の指導・支援のあり方について研究を進めてまいったところでもあります。その成果はこのたびの研究発表会においてよくあらわれていたのではないかと考えております。こうした研究は、質問にありましたように当方教育委員会が毎年研究校を指定しお願いしているものでございますけれども、この公開研究発表会には市内の教員の方々が皆さんが一堂に会しまして課題を共有しながら研修を行う大切な場と私どもも考えております。議員から御指摘いただきましたとおり、この研究の成果は陵西中学校だけにとどまらず市内各学校での研究や実践に生かしていくことが極めて肝要であります。今回の研究成果をもとに、それぞれの学校でより充実した

実践を行うことができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のボランティアによるゲストティーチャーの取り組みについてお答えをいたします。学校と家庭、地域の連携につきましては市のこのたびの新第5次振興計画の中で今年度から「さがえっこ育みアクションプラン」の取り組みを推進いたしております。この中で御質問もいただきましたけれども、地域の方々から参画を得まして学校教育活動を充実させるべくすべての小学校で「学校支援地域本部事業」という事業を開始したところであります。この学校支援地域本部事業は、学校と地域との連携のあり方について協議を行う「地域教育協議会」という組織を設けるとともに、地域の方々によります学校支援ボランティア活動を実施するという内容を持つ事業であります。現在、各学校では保護者や地域の方々からの意見をこの教育活動に生かすために学校評議員会を開催いたしておりますが、この評議員会を地域教育協議会として位置づけることによりましてより学校と地域の連携を強化した仕組みづくりを現在行っております。また、学校支援ボランティアにつきましてはお尋ねの学習支援活動としまして、ゲストティーチャーに該当するのでしょうか、このことにつきましては総合的な学習の時間における稲作といえますか、米づくりや畑、果樹も含むんでございますけれども、畑の先生、朝の時間の読み聞かせの活動のほか、学校の実情に応じまして国語の書写、社会科の歴史学習、音楽の合唱指導といった教科での指導もいただいております。さらには、学校の環境整備や登下校時の見守り活動など多くの市民の方から学校にかかわっていただいております、その数は市全体で、これは実数ですけれども、1,200名程度の協力をいただいております。私の方からもこの場で厚く御礼を申しあげたいと思っております。

この学校支援地域本部事業を一層推進する、こういう事業を通して活動の段階的な充実を図りまして、平成27年度には2,000名を目標にすることをこのたびの振興計画に掲げさせていただいたところであります。

御紹介いただきました宇都宮市では、学校と地域が連携した取り組みの先進地ということで伺っております。本市におきましてもこうした事例を参考にしながら現在の取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。学校、家庭、地域が連携し、社会全体で「さがえっこ」をはぐくむ体制ができますよう今後とも御理解と御協力をお願いをいたしたいと思っております。

次に、3番目のそろばん教育についてお答えをいたします。

そろばんの学習につきましては従来小学校3年生の算数に位置づけられておりましたけれども、今年度からの新しい学習指導要領におきましては新たに4年生の学習内容にも加わっております。電卓といえますか、計算機が普及している現在におきましてはそろばんは決して身近な計算の道具とは言えなくなっていることは事実であります。しかし、議員がお話がありましたように、そろばんは我が国で古くから用いられているものでありますし、玉をはじくといえますか、そろばんを操作することによって子供たちに数や計算の意味を視覚的に、目に見える形でとらえさせることができる教材として価値あるものと考えております。市内の各学校におきましても、学習指導要領に基づきそろばんのよさに触れることができるような指導を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私の1問目に対しまして丁寧かつ本当に前向きに御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

(1)の陵西中の公開研究の学び合う場づくりということで、コの字型機の配置や4人グループの学習など本当に大変よい取り組みだと拝見させていただきました。3人寄れば文殊の知恵ということもあります。グループ、コの字型の授業に対しては生徒の声はといいますと、「先生の授業内容に合った学習体系を考えてくれ学びやすい」とか、「自分の発表を聞いてもらえるような感じがする」ということで生徒にも大変評判がいいわけでありました。道半ばということで課題もあると聞いておりましたが、どのような課題があるのか、それからいつごろほかの学校にも普及していただけるのか、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的な学習内容に……

○高橋勝文議長 マイクを使ってください。

○渡邊満夫教育委員長 授業の展開に応じますので、教育長から答弁をいたさせたいと思います。よろしくをお願いします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それではお答えをいたします。

今、私たちは子供たちのコミュニケーション活動というんですか、言葉を通してお互いの思いを伝えて自分の思っていることがほかの人の意見を聞きながらさらにもっといい考え方に達していくという、そういった授業を大事にしようということで今のような陵西中学校、議員が御視察いただいたような授業の仕組みがどの学校でも大事にされているのかなと思います。

課題はということではありますが、やはり子供たちがそのグループの中で例えば2人とか四、五人とか集団で全体でとかいうときにどのようにそれを子供たちの考え方が高まっていくように、そこに教師がどうかかわっていけばいいのかという、その辺が教師の側にとっては今後の大きな課題なのかなと思っています。やはり子供たちが話したことを、さらにその間に立って教師がもっと高めていく手だてを教師としてとれないのかというあたりが学校の大きな課題であり、先生方の研究になっていくのかなという思いがいたします。

これからどのように普及されていくのかということではありますが、具体的に言えばそれぞれの学校が自分たちの学校の子供たちの実態に応じてどんな授業をしたらいいのかということ、それぞれの学校が研究テーマを掲げているわけです。その研究テーマをずっと見ますとお互いそれぞれの学校が伝え合い高め合うとか、かかわりを大切にした授業をすとか、学び合う子供たちを育てるとか、ともに学び伸びていく子供とか、そういうふうにお互いにかかわり合いの学習をしようとして今それぞれの学校が全部の学校と言っていいと思いますが、取り組んでいるわけでありました。さらに、今回の陵西中学校のような取り組みが自分たちの学校にどこが自分たちの学校の学習に、授業に生かせるのかということ、今回は学んでいただいたのかなという思いがいたします。来年度はまた別な学校の、今度は小学校の学校ですが、学習公開があります。そういったときにもまた学びながら自分たちの学校、自分の授業にどう生かせるのかという視点で学んでいるということ、今それぞれの学校が取り組んでいるという段階、その一つの、学び合う、みんなでそのことを学び合って授業を見てお互いに意見を交換し合ってさらに先生方も高まっていくという、そういうのが公開研究会の大きなねらいということで、具体的にはそれぞれの学校が今取り組みを進めているということで御理解いただきたいと思います。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 御答弁ありがとうございました。

私が危惧しているといいますか、各学校によって教育にばらつきがあってはならないのではないかなど基本的に考えておりますので、こういった質問をさせていただいたところであります。本当にありがとうございました。

次に、(2)ですが、寒河江市でも学校支援ボランティアが1,200人ほどいるということでありますが、見守り隊などいろいろな方々を交えてのことと思いますが、ゲストティーチャーの方も畑とか米とかしているということでありますが、現在ゲストティーチャーで学習の補助をしている方は何人ぐらいいるのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 学校ボランティアということで、私たちは見守りも含めて子供たちにかかわってくれている保護者地域の人もすべてを学校ボランティアと言っていますので、これは学習ボランティア、ここはどうかのこうのということで具体的に分けて人数把握しているわけではなくて畑の先生として子供たちにかかわっている人も、それから書写や音楽の指導で子供たちにかかわっているボランティアも、子供たちの前に立って子供たちとかかわっているということでは同じだという考え方で進めておりますので、分けて数を把握しているという実態は今のところ私の手元にはないので、御容赦いただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私が今回宇都宮市を拝見させていただいて一番強く印象に感じたのは、やはりゲストティーチャーが地域の文化とか伝統のようなものをきちっと教えていただける、この点にもう少し力を入れていただきたいなと思っていただけたところであります。

私、現在の教育というのはテストとか受験のための教育のような気がします。そこで人生の豊富な経験を持つ先輩方に生きる力、先ほども言いましたけれども、伝統・文化のようなものをしっかりと教えていただきたいと感じているんですが、その件に関しての御意見、御見解を伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、議員御指摘のとおり私も全く同じ考え方でありまして。人生の先輩とか技術の、すばらしい技術を持った先輩とか地域の方とか、そういった方々から子供たちがじかに話を聞いて学ぶという体験はすばらしい体験だと思っています。教育は、学校での教育は担任や教師だけでなく、いろんな人がかかわって子供たちを育てていくことが非常に大事だと思っていますので、今議員御指摘のようなことは、それぞれの学校で今後ますます充実して欲しいし、そういった私たちの願いも学校の方には申しあげていきたいと思っています。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 2番目の、最後になりますけれども、宇都宮市でゲストティーチャーの参加によって子供たちはどのような成果があったのかということをお少しく御紹介をさせていただきたいと思っております。

総合的な学習、道徳、生活科などで地域の方々が入ることによって豊かな体験ができたとか、読書への取り組みがよくなった、学習の広がりということでは職員では持ち得ない知識や技能を学ぶことができた、担任では目の届かない低学年のパートごとの音楽演奏をボランティアにお願いすることによって子供たちも楽しく真剣に取り組む立派な成果を上げることができた、ゲストティーチャーとし

てまた補助としてかかわってくださることによって、授業改善が図られ子供のモチベーションが上が
り学習効果が高まった。そのほか人間性の広がりといまして社会力、人間力が高まったというこ
とであります。こういったいいことがたくさんあるわけでありますので、ぜひ検討して進めていただ
きたいと思っております。

それでは、最後に（３）のそろばんであります。日本人は昔から指先は器用で頭もいいとされて
きたわけであります。そういったことを外国人がなぜ日本人が手先が器用で頭がいいんだというこ
とで日本のそろばんに原因があるのではないかと目をつけた国もたくさんありまして、今世界で共通す
る計算機として評価され、東南アジアを初めアメリカ・ヨーロッパで、世界48カ国で普及している
という状況であります。インドあたりもちろん、インド人は本当にパソコンでも何でも計算するこ
とがすごくすぐれているわけでありますので、こういう伝統的な見直しをしていただければいい
のではないかなと思っておりますけれども、その辺の見解
について伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 そろばんの指導については、現在は3年生と4年生の学年で取り入れると学習指導
要領の中で位置づけられているわけであります。今回新しい学習指導要領に基づいて今年度からスタ
ートしているわけですが、昨年度までは3年生だけということであったわけですが、今議員御
指摘のように日本の伝統文化、昔から持っているそろばんというよさを子供たちによく教えてその仕
組みとか持っているよさをわかってもらう必要があるんじゃないかということで、4年生にまで、以
前あったんですけれども、その前の学習指導要領では一たん消えたんですが、今回また4年生とい
う段階に出てきたのかなという思いがします。ただ時間数が非常に全体の時間数、算数の時間の中でそ
ろばんに位置づけるというのはほんの数時間なんです。そろばんのよさに触れる程度で終わっている
段階でありますので、その後のことについてはあとそれぞれの子供たち、家庭の状況の中でそろばん
を徹底して学ぶという子供たちも出てくるのかなという思いがいたします。そういった面で、日本の
持っているそろばんのよさは子供たちにも伝えていくというのが、私たちにとっては大事なかなと
思っているところであります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 短時間でありますけれども、そろばんもやっているということでありますので、ぜひ
時間をふやして一生懸命教えていただければ寒河江市にすばらしい頭のいい子供がたくさんなるの
ではないかと思っておりますので、お願いを申しあげ、私の質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○高橋勝文議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、4番後藤健一郎議員。

〔4番 後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 3月11日に発生いたしました東日本大震災、そして福島第一原発事故。この日を境に、今まで当たり前とってきたことへの価値観や考え方ががらっと変わってきたような気がします。私は、いまだに影響の多いこれらのことについて通告に従い質問したいと思います。

通告番号4番、平成24年度の寒河江の観光について2点お伺いいたします。

御案内のとおり、寒河江市はさくらんぼにこだわりそれを最大の切り口としてこれまで観光や市のPRを行ってまいりました。しかし、ことしは観光さくらんぼ園の入場者数はツアー等の団体客が約54%ダウン、またさくらんぼの最盛期に毎年行われている花咲かフェア in さがえの入場者数は約55%ダウン、大型バスの来場数は約41%ダウンといった状況でした。これらのことは、東日本大震災、そして福島第一原発事故の影響であることは明白であります。私も建設経済常任委員として担当課からこの残念な数字の報告を聞いたときに、「震災の影響でしようがない」、そう思いました。

しかし、大事なのはここからであります。ことしは確かに震災がありました。しかし、理由が何であれ、一度来なくなった、足をとめてしまった方々を震災前と同じあるいはそれ以上に来ていただくようにするには非常にパワーが必要だと思います。そこでお尋ねいたします。

1番目、さくらんぼイコール寒河江というイメージをさらに普及させるため、またさくらんぼシーズンに震災前以上にたくさんの観光客に来ていただくため、これまでの枠にとらわれないキャンペーンやイベントが必要になってくるとと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

2番目、記念すべき第10回を迎える花咲かフェア in さがえにたくさんの方が来ていただき寒河江のよさを知っていただくために、こちらもこれまでの計画や内容、PR方法にとらわれない見直しが必要になってくると思われますが、どのようにお考えか見解を、そして具体的な内容等取り組みがありましたらお伺いしたいと思います。

次に通告番号5番、寒河江市の再生可能エネルギーへの取り組みについてです。寒河江市において、「再生可能エネルギーの活用による積雪寒冷地・田園都市型スマートコミュニティーの構築に関する調査」を実施することになりました。これは非常に素晴らしいことだと思います。

東日本大震災での福島第一原発事故に端を発し、日本じゅうであるいは世界じゅうで今後のエネルギー政策について議論をされるようになり再生可能エネルギーが注目を集めております。私もことし5月から市議会議員となり、さまざまところに会派でまたは委員会で行政視察に行かせていただきました。太陽光発電や小水力発電、木質バイオマス発電など幾つもの施設を、そして考え方を学ばせていただきました。そこでお尋ねをさせていただきます。

9月定例会でも遠藤議員、そして川越議員から寒河江市の再生可能エネルギーについて質問がありました。3カ月ですぐに変わるものではないとは思いますが、9月の定例会のときと大きく違うのは、今回このスマートコミュニティー構築に関する調査というきっかけが新たにできたということです。県内の自治体で再生可能エネルギーについて動き始めているところが多数出てきましたが、調査を実施する県内唯一の自治体である寒河江市こそが他の自治体に先駆けて再生可能エネルギーに取り組んでいくべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

そして2番目、木質バイオマスエネルギーによる、地域の活性化と雇用の創出についてです。先ほど述べたように再生可能エネルギーはさまざまありますが、さくらんぼなどの果樹剪定枝という資源

があるということを考えれば、数ある再生可能エネルギーの中でも木質バイオマスエネルギーとして考えていくことが寒河江市にとって取り組みやすいのではないかと考えております。しかしながら、木質バイオマスから発電するにはエネルギーロスが多く、また見せていただいたところではタールであったり蒸気であるといった副産物を販売して何とか採算が合うというような状態でした。

そこで私はコージェネレーション、熱電併給を視野に入れながらまずはそのまま熱エネルギーとして利用することがすぐに取り組めることであり、ロスも少ないのではないかと考えています。ことしの夏、電力に不安があるために暑い中冷房の設定温度を上げ節電をいたしました。しかし、東北電力における家庭の電気使用量を見ますと冷房用の電力は年間使用量の約3%しかありません。逆に暖房用の電力は年間使用量の約20%を占め、最も寒い1月だけを見ますと月間使用量の約40%が暖房のために電気を使っております。つまり、暖をとるために電気を大量に使用しているという現状です。

寒河江市には、幸いなことにさくらんぼや果樹の剪定枝、そしてまきがたくさんあります。間伐材もたくさんあります。ペレット工場もあります。また、長岡山にある森林研究研修センターはナラ枯れ研究で日本の最先端であり、ナラ枯れ材のエネルギー利用に結びつくような研究をしていっています。

これらのことを総合的に考えますと、消費する場所さえ確保できればそれに携わる雇用の創出、そして燃料の買い上げによって林業や農家へお金が落ち、山の荒廃がストップ、地域が活性化するのではないかと考えています。

現在頼っている灯油や重油では雇用はほとんど生まれません。お金も結果的には産油国に支払われるだけです。しかも、化石燃料は二酸化炭素をどんどん放出いたします。しかし、地元のペレットやまきを使う暖房では加工の段階で雇用も生まれますし、燃料の買い上げによりお金も地元へ落ちます。また、森の成長度さえ超さなければ枯渇することはありませんし、排出された二酸化炭素を循環するいわゆるカーボンフリーな燃料です。

そこで、私は今あるペレットストーブだけではなくまきストーブへの補助を行い普及拡大に市が取り組み冬場の節電に協力すること、そして公的施設にペレットボイラーやまきボイラーなどを導入し大量消費の場をつくることに取り組んだらいいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

そして、その取り組みは木質バイオマスにかかわる経済効果だけではなく、例えばさくらんぼにこだわる寒河江市は公的施設のボイラーまでもがさくらんぼのまきであるとか、カーボンフリーに取り組むクリーンな寒河江の果実はおいしいというように、市の看板として市のブランディングの一環としても取り組んでいくべきかと考えていますが、市長の見解をお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 後藤議員からは、寒河江の観光と再生可能エネルギーの取り組みについて御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、平成24年度のさくらんぼの広告・宣伝という御質問であります。平成24年度のキャンペーン、イベントにつきましては緊急雇用創出事業を効果的に活用しながら東北のみならず首都圏、関東圏で実施予定のさくらんぼの種吹き飛ばし大会、物産販売、そして観光PRなど、効果的に連携させながらさくらんぼのキャンペーン、さらには寒河江のしゅんの観光情報発信事業などをさらに拡充して、御指摘のような「さくらんぼの里寒河江」をさらに全国に発信し知名度アップに取り組んでい

きたいと考えております。また、御指摘のとおり花咲かフェア in さがえについては、さくらんぼシーズンに開催しているわけでありまして、そしてまた来年は10周年の節目の年になるわけでありまして、さらに充実をし、一体的に盛り上げを図っていききたいと考えております。

次に、さくらんぼ観光への誘客についてでありますけれども、東日本大震災さらには福島第一原発事故の風評被害等による観光客減少への対応として、本年度は5月から7月まで全国各地でPRキャンペーンを展開するなど対応してきたところでありますけれども、御指摘のとおり観光さくらんぼ園の入り込みというのは大幅な減となったわけでありまして。また、首都圏のエージェントの反応も福島第一原発事故も収束していない状況でありますことから、東北向けの秋のツアーの申し込みが大きく減少している状況にあります。来年度も厳しい状況が続くということが予想されるわけでありまして。こうしたことから、今年度以上に対策を講じていく必要があると考えているところであります。

具体的には市周年観光農業推進協議会、寒河江温泉協同組合、そして市で検討会議を開催をし新たなさくらんぼ狩りの商品、旅行商品でありますとかさくらんぼ狩りのインターネットによる予約案内システムの構築などについて早急に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。また、旅行エージェントへの対応として、主なるマーケットであります仙台圏を初めとした南東北さらには関東圏に向けて、関係団体が一丸となってことし10月から訪問キャンペーンを実施しているところであります。風評被害の払拭と観光PR、旅行商品の企画依頼に回っている状況であります。御指摘のとおり、一たん離れたお客さんをお呼び戻す、そのためにはこれまで以上の誘客の力が要ということでもあります。テレビ、新聞、インターネット、月刊誌やら週刊誌等各種メディア、さらには公共交通機関、主要駅、高速道路サービスエリアなどの積極的な活用を図るなど、そして新たなより効果的な方法を検討し、市はもちろんでありますけれども、関係団体一丸となって対策に取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、来年度におきましてはさくらんぼの時期だけではなくシーズンを通して誘客ができるよう、旅行エージェント向けの本市観光を集約したパンフレットの作成を検討していききたいと考えているところであります。また、今後も新たに西村山1市4町で取り組む西村山広域観光推進事業におきまして、観光地相互の連携による魅力増進さらにはシーズンを通じた滞在型の誘客を促進をして旅行エージェントを招聘するファムトリップの検討も行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、一刻も早く風評被害を払拭し本市観光の活性化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、来年度の花咲かフェア in さがえの取り組みについてでございます。

平成14年に開催をされました第19回全国都市緑化やまがたフェアの開催を引き継ぎまして花咲かフェア in さがえということで、平成15年から開催をしているところであります。市民参加の自然と調和した美しいまちづくりのシンボルイベントとして定着をしていると認識をしています。この間、花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの寒河江を目指すとともに、さくらんぼ祭りとタイアップによる観光客の集客についても一翼を担ってきたわけでありまして、来年は10年目、10周年という節目の大会であります。御案内のとおり、ことしは東日本大震災がありました、特に原発事故によりエネルギー問題というものが大きな課題となっている状況であります。自然と調和した美しいまちづくりを目指す花咲かフェアを開催してまいりました寒河江市といたしましては、再生可能なエネルギーを活用した自然環境に優しいまちづくりへの取り組みをアピールしていく必要があると考えていると

ころであります。

また、フェアに関しまして団体の観光客から家族単位の来場がふえている傾向にもあります。そうした対応が一つの課題となっているところであります。幸い、来年のフェア開催までに会場の最上川ふるさと総合公園内に山形県から大型遊具等を整備していただくことになっている予定であります。こうしたことを受けまして、来年のフェアでは家族向けのイベント企画を充実を図りながら山形市など市外の子供さん連れのお客さんへの宣伝・PRをさらに強化してまいりたいと考えております。こうした方向性を踏まえて、節目の花咲かフェアとしていくために本年の来場者の方からのアンケートの分析でありますとか実行委員会による総括会議、懇談会などを開催しながら、さくらんぼ観光との連携、にぎわいの創出、そして開催内容などについて現在鋭意検討を進めているところであります。今後も市民の皆さん、関係各位の皆さん方からの御意見、御提案をいただきながら10年目の節目の花咲かフェアを意義あるイベントとして、また自然や環境に優しいまち寒河江を大いにアピールする新たな企画などを盛り込みながら実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、再生可能エネルギーへの取り組みでございますけれども、9月議会におきましてもお答えしたわけでありまして、今年度には県が主体となりまして寒河江市をモデル地区として、地域のエネルギーを家庭、交通等で効率的に活用するスマートコミュニティ構築に係る事業化可能性調査が行われ、寒河江市といたしましても一体となって協力していく、事業に参加をしていくことにしているわけでありまして、本市における事業化可能性調査の具体的な内容といたしましては、高屋地区の施設園芸団地、中央工業団地、ほなみ団地を対象に利用可能なエネルギーの検証や最適な組み合わせの検討を行い、またデマンド交通における電気自動車や充電ができるハイブリッドカーの活用による省エネ型システムの導入の可能性を検討するものであります。この調査結果に基づき、次の段階としては事業化を目指すということになるわけでありまして、究極的には家庭や農業、工業などさまざまな施設に省エネシステムを導入し地域のエネルギー利用を考え参加する仕組みを構築すること、また、エネルギーのみならず交通システムや地域コミュニティまでも含めたまちづくりとして取り組みを推進することを目標とするものでございます。国におきましても、これまでの道路等の公共事業だけではなく環境保全、再生可能エネルギーなどの環境ビジネスの分野に投資することで、地球温暖化対策などの環境問題の取り組みと新規雇用などの経済再生の両立を図ろうとするグリーンニューディール政策を進めておりますので、本市といたしましては調査結果と今後予定されております技術実証事業の結果を踏まえ、再生可能エネルギーの利用拡大に鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、木質バイオマスエネルギーによる、地域の活性化と雇用の創出について御質問をいただきました。

木質バイオマスエネルギーについては、再生可能エネルギーの一つということで注目されていることについては御案内のとおりであります。地球上の二酸化炭素を増加させる石油などの化石エネルギーを代替することから、地球温暖化防止及び資源を有効利用する循環型社会形成の促進を図る上で重要な役割を担っていくわけでありまして、こうした中で、本市におきましては製材廃材や間伐材等の木質バイオマス資源のエネルギーへの転換を図り、市民に対しまして資源循環型ライフスタイルの普及・定着を推進することを目的とした「寒河江市製材廃材等エネルギー利用加速化事業」というものを実施しているところであります。これは、住宅や事業所、農業用施設などにおいてペレットストー

ブを設置する場合の購入費用の一部を補助するものでございます。平成19年度から実施をしているところであります。

議員からは、ペレットストーブだけでなくまきストーブもというような御発言がありましたけれども、今後につきましても資源循環型ライフスタイルの普及・定着を目指して普及拡大に取り組んでいきたいと考えておりますし、またまきストーブなどについても鋭意検討していく必要があると考えているところであります。

公共施設へのペレットボイラーなどの導入につきましては、現在市役所と文化センターにペレットストーブを設置しているところであります。今後につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして地方公共団体がみずから排出する温室効果ガスの抑制のための計画というものを策定することになっております。寒河江市におきましても、今年度中に「寒河江市役所地球温暖化防止実行計画」というものを策定することとしております。その計画の中で、市の施設への再生可能エネルギー導入推進についても記載することを検討しているところであります。ペレットボイラーなどについても、その計画を踏まえて導入を検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、議員御指摘の点も十分踏まえながらさくらんぼの都市寒河江にふさわしい取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁いただきありがとうございました。

まず最初に、寒河江市の観光のことについてももう少しお聞かせいただきたいと思います。

非常に先ほどの再生可能エネルギーの方にもそうですけれども、寒河江イコールさくらんぼというところが一番だと思うんですけれども、私が思うに観光のためにこういうキャンペーンをするというのはあると思うんですけれども、まず大前提となるのは観光のために何をするのかというよりも何のために観光をするのか、観光に力を入れていくかということだと思うんです。観光というのは地域の魅力向上や地域の活性化をさせるための手段の一つだと思うんですけれども、この点については市長はいかがお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、その目的というのは地域の活性化あるいは経済の活性化というのが目的だと思います。そのためにどういう手段があって進めていくのかということの中に一つは観光というものを大きな、寒河江市の場合、位置づけていく必要があると思っております。そういった前提を踏まえて観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 そうですね。私もそう思います。

であるならば、私はこの、キャンペーンでありますとかもしくは花咲かフェア in さがえも、すべては寒河江イコールまずさくらんぼというイメージの普及が一番の目的だと私は考えているんですけれども、その点についてもそのように市長もお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新第5次振興計画の将来都市像にもなっておりますさくらんぼの都市寒河江というものを全面に押し出して観光PRをしていくというのが基本的なスタンスであります。さくらんぼの時

期以外の時期も、やはり我々としては多くの観光客の皆さんに来ていただきたいということも、地域の振興のためには必要かと思っているところでもあります。

また、花咲かフェアにつきましてもさくらんぼで来寒される皆様にさらに楽しんでいただくという意味でのフェアの開催という点もあろうかと思っておりますので、そういう点も踏まえて寒河江らしいフェアというものを進めていく、取り組んでいくということで、この10年間来たのだと理解しているところでもあります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

やはり、私としましても寒河江にはたくさん魅力があってそれをみんなにお伝えしていきたいと思いい選挙も出たということもありますが、まずはナンバーワンであるさくらんぼの普及というところが一番切り口になるのではないかと考えています。それをまずはナンバーワンであるということ強く打ち出して、そこからいろんな展開に広げていけたらなとは思っております。

これは、私の考えではありますけれども、さくらんぼの、いろんなキャンペーンだったり取り組みをしていると思いますが、やはり私はさくらんぼの種吹き飛ばし大会というのは非常におもしろいと思いますか、いい取り組みだと思います。子供のころ、この種を吹き飛ばすというのははしたないと言われてなかなか人前でできない行為でありました。その子供のころにだめと言われていたことをやるというちょっとした背徳感とでもいうんでしょうか、そしてそれを人前で競うというのですから、非常にさくらんぼになれ親しんだ私たちでもなかなかないと思うんですけれども、そうでない方にとっては非常に初めて体験された方はやった後に必ず人に言いたくなる、もしくはブログとかで書きたくなる、非常にいいネタだと思うんですね。個人が情報をどんどん発信していくこの時代でありますので、こういうおもしろい取り組みとかネタになる取り組みというのは非常に大事だと思っております。

市長も実施計画の御説明を先日お伺いしたときに、名実ともに日本一の種吹き飛ばし大会にしていきたいというコメントもありましたけれども、この種吹き飛ばし大会も東京であったりとか、東北とかもしくは姉妹都市というくくりだけではなくて、九州、四国、関西、そして北海道、もちろん東北も入れてですけれども、その6ブロックで行って、その優勝者を招待して、文字どおり全国ナンバーワンのさくらんぼの種吹き飛ばし大会を開催する。これ、開催された地域で参加した方々からは口コミが生まれるということと、そういった試みで遠方、山形もしくは東北から離れたところでこういった大会をしますと、地元のマスコミとかが非常におもしろがってこういったことを取り上げてくれやすいのではないかと思います。そしていろんなその地区で開催するというので、名実ともに全国大会という看板を掲げられるという効果が考えられると思います。

また、ことは人数を制限して花咲かフェア in さがえでさくらんぼの種吹き飛ばし大会というのを開催しましたけれども、私は予約いただいた団体客の方には時間とか人数にかかわらず有料でさくらんぼ種吹き飛ばし体験というのをしてもらいたいのではないかと考えております。やはり、花咲かフェアもきれいな花を見るという目的で来ていただいているとは思いますが、花咲かフェアイコール寒河江イコールさくらんぼとなるためにも、やはりこういう取り組みが必要ではないかと考えております。団体客の方に有料にてこのさくらんぼの種吹き飛ばし体験をしていただくとなりますと、先ほど申しあげたような体験者による口コミやブログによって情報が広がるという効果、そして1人

当たり協力金ということで200円とか300円程度になるかもしれませんが、多少なりとも団体のお客様から1台当たり何百円といった駐車協力金ではなくてある程度のお金がもらえるということ、そして予約をすればさくらんぼの種吹き飛ばしができるということで予約しなくても来場できていた団体客の方に予約を促すという効果、そして何よりも今はどうしてもさくらんぼ狩りのついでに立ち寄りという感じが多いと思うんですけども、花を見るというだけではなくてさくらんぼの種吹き飛ばしをするために花咲かフェア会場に行かなくてはならないという、唯一無二の来場の目的をエージェント、ツアーの方々に訴えられるのではないかと考えております。ちょっと考えただけでもこのような複数の効果がありますので、ぜひ名実ともに全国大会であること、そして花咲かフェア会場での予約制によるさくらんぼの種吹き飛ばし体験などを御検討いただきたいと思うのですが、市長の方はいかがお考えでしょう。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年、寒川町で種吹き飛ばし大会をさせていただきましたけれども、大変地元のマスコミの方も注目をしていただいたり、新聞なんかでも取り上げていただいたりということがありました。そういう今まで寒河江の種吹き飛ばし大会については外でやった、ほかでやったことがないというところもあります。いろんな面で関東あるいは関西などでも去年試行的にさせていただいて、それなりの手ごたえを感じているところでもありますので、議員の御提案なども十分踏まえて来年度、そろそろ企画を詰めなきやいかん時期に差しかかっておりますので、十分御提案の趣旨も踏まえて来年の大会に向けて検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

やはりさくらんぼの取り組み、寒河江市以外のところでもやっているところがありますのでそういう意味では看板に全国一とかナンバーワンであるということが必要だと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

次に、通告番号5番の方の再生エネルギーの取り組みについて、もう少し御質問させていただきたいと思います。

再生エネルギーの取り組みでありますけれども、これは必ず取り組まなくてはいけない課題だと思っております。どの時点で始めるのかという問題だけだとは思いますが、私は今回の震災、そして寒河江市で行われます今回の調査を考えますとやはりことしもしくは来年というのが一番のタイミングではないかと思っております。

資料によりますと、寒河江市の果樹剪定枝は年間で1,600トン、灯油換算にして650キロリットルになります。1家族が暖房に使う灯油が大体年間で1キロリットルになりますので単純計算にすれば650世帯の暖房がこの果樹剪定枝によるエネルギーで賄われることになります。これをちなみに金額に換算しますと、約5,000万円以上のお金が外国に流出していることになります。できれば、こういったお金が地域の方に回っていった地域の経済を活性化させるということに使っていった方がいいんだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 果樹剪定枝、枝ですね、それについては以前はみずからの畑で焼いたり燃料として個人が活用していたというのが主であったと思っておりますけれども、昨年度から御案内かと思っておりますけれど

も3カ年の事業で県などと共同いたしまして果樹剪定枝有効利用実験というものに取り組んでいるところであります。3カ年ですから来年度までの事業ということですが、その実験結果なども踏まえて御指摘のような有効な対応というものを検討していく必要があると考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。原料、材料となるものは非常に身近にあるんですが、やはり一番のネックとなるのはそれを消費するためにはコストが合わないであるとかというところがあると思うんです。そのためにはある程度使ってくれる場所、用意しておかないとなかなかそこで、寒河江にはまきを例えば売ってくださる方は今のところないわけなんですけれども、やはりそういったところができ上がらないと、使うと、いわゆる市場ができ上がらないとこういうところまで話がなかなか行かないのでどうしても高上がりになっているのが現実だと思うんです。先ほど市の方でもこういったボイラー等を入れていたりCO₂削減実行計画ということで検討されるということだったんですけれども、ぜひそういったいわゆる個人の例えばまきストーブといっても年間大した量は使わないですよ。多分、大体一シーズンで7立方メートルから8立方メートルぐらいのところでしょうか、それぐらいしか多分使わないと思うので、やはりそれを何十軒かの方に相手してやっていると採算がとれないということでやめてしまわれる、もしくは畑で焼いてしまった方がいいというのが現状だと思いますので、ぜひ大量消費をする場所をつくるという上でも、CO₂削減という意味でも市の方でこういったボイラーであったりとか導入とか、ぜひ御検討していただきたいなと思います。これには私からの御提案でございますので、なかなかわかりましたとは言えないと思うんですが、ぜひそれを私の方からお願い申し上げて私の一般質問はこれで閉じさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○高橋勝文議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号6番について、2番阿部 清議員。

〔2番 阿部 清議員 登壇〕

○阿部 清議員 新清・公明クラブの阿部 清と申します。よろしくお願いを申し上げます。

東日本大震災からはや10カ月近くになりました。少しずつ復興の兆しが見え始め、ただ仮設住宅で生活している方や被災に遭われ山形県に避難をしている1万3,000名を超える方々がおられます。これから、冬の時期に入りますが、寒さ対策と心のケア対策は十分していただきたいと願うところであります。被災に遭われた皆様の一日も早い復興を願うとともに、我々もできる限りの協力と応援をしていかなければならないと思っております。

それでは、通告6番、防災対策について2点質問をさせていただきます。

山形県の大動脈である最上川が寒河江市の南端を流れ、西川町から東に流れる寒河江川と合流する二つの川に囲まれた寒河江市であります。その寒河江市を守るために、最上川の堤防と寒河江側の堤防が当市を包み込んでおります。寒河江市のハザードマップを見てみますと、最上川・寒河江川は100年に一度、沼川は50年に一度大雨が降ったそのときの被害を想定して被害状況を参考にした予想図をつくっております。避難場所や地域の被害の様子が詳細に示されておまして、心強い限りでもあります。

近年、日本各地で地震や大雨などの災害がある中、防災は日常的に考える必要に迫られております。ことしも日本全国に100ミリを超えるような大雨が各県に大きな被害をもたらしました。寒河江市にも台風の大風や大雨が降り、ハウス倒壊や果樹の落下、山崩れなどがありました。幸い大きな被害は出ませんでした。住みやすい土地であることを実感しておるところであります。しかし、今後もっと勢力の強い台風や大雨が来ないとは限りません。

最初に、内川の排水処理について伺います。

寒河江市の東側全体が最上川の堤防と寒河江側の堤防で囲まれておりますが、その囲まれた堤防から日田地区の農作物作付地域にある内川排水門と市内の川を集めた沼川水門、そして、本楯地区、高屋地区の農作物作付地域にある赤沼排水門の3カ所から最上川に川の水が排水されております。そのうちの一つ、寒河江川の堤防の南側に西根・下河原地区を流れる内川という川があります。ここは寒河江市の一番低いところの川でもあり、最上川と寒河江川の合流地点に注いでおります。雨が降ると最上川の水位が上がり内川に逆流するために、排水門をとめて排水ポンプで内川の水を最上川にくみ上げなければなりません。現在、排水ポンプは建設会社の協力により内川の水門前からその都度ポンプを取りつけて最上川に排水をしております。また増水の様子やポンプの管理をするために、水門にプレハブ小屋をつくり大雨のときには一晩じゅう見張りをしております。

このような負担を少なくするためにも、モニターによる遠隔操作ができるような方法や、また大型のポンプを準備して排出はできないものでしょうか。それが無理だとするならば、内川の下流から地下にパイプを通して寒河江川と最上川の真ん中に排出できるような対策はとれないでしょうか、などいろいろ考えられますが、ぜひお願いしたいことは沼川と同じように管理施設を設けていただき、現場で待機作業を強いられる管理者や担当者のためにも迅速かつ安全な防災のための管理施設を設けていただきたいと考えます。農作地であるために住宅に影響しないということで、置き去りにならないようお願いをいたしまして、市長から所見を伺いたいと思います。

次に、寒河江ダムの災害対策について伺います。

9月4日に、県の防災訓練が寒河江市を中心としていろいろな場面での対応を想定した大規模な訓練が行われました。私も参加させていただき、意義のある体験をさせていただきました。現在、寒河江市には42地区の防災組織があり、新たに6地区の防災組織が立ち上げの準備をしているところであります。

そんな中、防災についての講演が地域で行われているようであります。地震はいつ来てもおかしくない。それもマグニチュード6から7の大きな地震が来ると言われております。ただし、あしたなのか1年後なのか、また100年後なのかわからないとも言われております。

3月11日の東日本大震災の後、福島県の藤沼ダムの決壊事故がありました。このダムはアースフィ

ルダム型で、土を盛ってコンクリートブロックで覆ってできた高さ18メートル幅133メートルの農業用水池としてつくられたダムであるということでもあります。ダンプカーが近づくような音が響き、山の尾根越しに黒い水が渦を巻いて流れ150万トンもの水が一気に集落に押し寄せてきたということでもあります。7名が死亡し、19戸が全壊、55戸が床上・床下浸水の被害に遭われました。

そんな報道を聞きますと、「寒河江ダムは大丈夫なのかい、決壊したらどうなのや」などの質問が出てまいります。寒河江ダムのタイプはロックフィルダム型であります。自然に優しいつくりであり、材料は土、砂利、岩石を使用しております。ダムの中心部には遮水壁というロック型を設ける構造で、丈夫なダムであるとのことでもあります。またこの寒河江ダムは治水や利水など多目的なダムとしてつくられております。洪水防止、川の環境保護、農業用水の供給、水道水の供給、また発電などの総合的な役割をしており、総貯水量が1億トンの水を蓄えた寒河江ダムであります。昨年度20周年式典を迎えたこともわかりました。また、我々市民にとっては噴水を見にいたりアイスクリームを食べにいたり玉こんを食べたりする憩いの場所でもあります。また、観光スポットでもあります。

しかし、地球温暖化が深刻化している中、世界各国で大洪水や地震が起きております。日本でも各地で洪水や地震による想定外の災害が起きております。寒河江ダムが決壊すれば寒河江市は直撃を受け相当の被害が想定されます。安全性を確認するためにも寒河江ダムの安全対策、強度対策、そして地震対策、ダムの決壊によるシミュレーションをした上での防災対策なども必要かと考えます。寒河江市の安全・安心なまちづくりと次世代を担う子々孫々の安全を願うためにも市長の所見をお伺いして私の第1問とさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 阿部議員からは防災対策ということで大きく2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、内川の排水処理についての御質問でありました。

去る9月20日から21日に来襲した台風15号では、9月21日に寒河江市に大雨警報が発令されたところであります。午前10時には中山町の長崎で累加雨量が131ミリを記録しているところであります。こうした状況から、市農林課並びに寒河江川土地改良区で最上川、内川排水路の水位状況等パトロールしたところ、午前9時30分には内川排水路水門での水位が1.7メートル、2時間後の午前11時30分での水位も1.7メートルでございました。また、台風の状況や降雨量から、さらなる最上川の水位上昇とそれに伴う内川排水路水門の閉鎖も想定しなければならないという状況から、緊急に内川排水対策協議会幹事会を開催をいたしまして排水ポンプを配備するとともに現場に職員等を配置し、警備に当たってもらったところであります。幸いにしてその後水位上昇はなく21時0分には同地点で1.4メートルと下がり、台風の位置からも今後水位の上昇は考えにくいことから現場体制を解除し自宅待機としたところであります。阿部議員におかれましても、現場に出向かれたという報告も受けているところであります。

現在、最上川に排水水門を設置している河川等は御案内のとおり内川排水路のほか沼川、赤沼排水路があるわけでありまして、水門はすべて国土交通省が設置しているところであります。その中で、沼川については排水機場を国土交通省が設置をし、操作点検業務については国土交通省が市に委託をし、市でお願いいたしました操作作業員の方に操作点検を行っていただいているわけでありま

す。

一方、内川排水路水門、赤沼排水路水門の操作については国が直接委嘱をしているわけであり、御質問は内川排水路にも沼川同様の排水機場の設置をお願いしたいという御質問でありましたが、国土交通省においては排水機場の設置については浸水家屋の有無など被害の発生状況や土地利用状況、費用対効果を総合的に検討し整備をしていくこととしておりまして、現時点では残念ながら内川に排水機場を整備する予定はないということでございます。この件につきましては平成14年の台風6号で日田地区の農地が冠水したときにも要望させていただいたわけでありましたけれども、同様な回答でございました。

ただ、農林水産省所管事業では湛水防除事業で排水ポンプやポンプ小屋の設置はできるようでございます。しかしながら小規模な排水施設整備でも事業費が5,000万円以上、地元負担割合が18%以上であること、また採択に当たっては費用対効果や完成後の地元での維持管理等の条件があるようであり、そういうことのために今後これらの課題というものを総合的に検討していかなければならないと考えているところでありますけれども、国に対してもこれからも引き続き理解を深めていただくよう、市として努力してまいりたいと考えているところであります。

次に、寒河江ダムの災害対策について御質問にお答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、寒河江ダムにつきましては平成2年11月に完成をし、洪水調整、かんがい、水道用水及び発電等を目的としてつくられ、流域の環境保全並びに観光資源として大きな役割を果たしているわけであり、ダムの安全性についてダムを管理する最上川ダム統管理事務所によりますと、寒河江ダムは河川法の適用を受け、構造の技術基準を定めている河川管理施設等構造令により築造されているダムでありまして、災害の対応としましては昭和47年から建設のための調査に入り、昭和39年に発生したマグニチュード7.5の新潟地震相当の揺れ、さらには100年に一度という降雨に耐え得る設計となっている極めて堅牢なロックフィルダムであるということでもあります。

また、最近における東北地方での地震による被害状況では、平成20年6月岩手県内陸部でマグニチュード7.2の岩手・宮城内陸地震が発生をいたしました。地震の震央から約9キロメートルの地点にあり寒河江ダムと構造が同じである石淵ダムで震度6を観測、約10キロメートルの地点にある胆沢ダムで震度6強を観測いたしました。いずれも多少のクラック等は見られたところではありますが、ダムの安全性に影響を与えるような亀裂はなかったということでもあります。

そのほかに岩手県内の御所ダム、宮城県内の上大沢ダム、荒砥沢ダム、小田ダムなどについても独立行政法人土木研究所が状況調査した結果、総じて「即座に下流へ影響を及ぼすような構造面での安全性に大きな問題はなかった」と報告がなされているところであります。

また、ことし3月11日の東北太平洋沖地震でも石淵ダムで震度5強、胆沢ダム、御所ダムで震度6弱をそれぞれ観測しているわけであり、先ほど申しあげました独立行政法人土木研究所と国土技術政策総合研究所がダムの臨時点検を行った結果、「ダムの安全性に直ちに影響を及ぼすような被害の報告はない」ということであります。

寒河江ダムにおきましても3月11日の地震で堤体上部で震度4を観測いたしました。異常はないということでもあります。

こうしたことから、ダム築造に当たって地震対策や強度、安全対策が施されておりダムの安全性が相当程度保たれているものではないかと思っております。

この二つの地震結果の報告からもわかるとおり、寒河江ダムのようなロックフィルダムはこれまでのような地震ではすぐに決壊することはないということですが、先ほど議員の御質問にありましたが、想定外ということが起こる時代であります。万一、地震によりダム堤体等に危険性が確認された場合は直ちに水位を下げ、本体にかかる荷重を少なくする作業と同時に山形県及び関係機関に情報を伝達し約1.5キロメートル間隔にある放水警報施設で放送されるシステムになっております。市といたしましてもこの情報を受け、エリアメール、消防ポール、市広報車並びに消防団等による緊急避難の広報を直ちに実施することにしていくところでありまして、

こうした緊急事態に備えて山形河川国道事務所、山形県、寒河江警察署、東北電力、寒河江川土地改良区、消防本部並びに流域市町等で構成いたします「寒河江ダム放流通報連絡会」が組織されておりますので、今後とも関係機関と連携を密にしながら災害の未然防止に努めてまいりたいと考えているところでありまして、

さらに、ダムの安全性について国ではダムがどの程度の震度まで耐えられるかという検証を今後実施していく考えであると聞いておりますので、早急な検証に向け今後市としても強く働きかけてまいりたいと考えているところでありまして、

以上であります。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長から丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

内川というところは、西根の下河原から、あそこは狭い側溝から流れていまして3キロから5キロくらいあると思うんですが、そこから急に最上川に流れるということで、非常に鉄砲水が出やすいような状況でもあるのかなと思っております。先ほどの話を伺いますと、国土交通省の方ではちょっと排出も難しいということでありましたが、農林水産省の方ではその可能性的なところはまだ残っているのかなと思いますので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

やはり、今の21世紀の時代にああいうプレハブの中に雨がっぱを着ながら待機するというのは、やはり朝の9時30分ころにそういう情報が出れば、その準備をしながらそこに待機をしなければならない、それも嵐が終わるまで、また水かさ下がるまでそういう状況が続くということでありまして。そうしますと、現代の世の中の中で8時間も9時間もそこに詰めなければならないというところの管理をしている方、また担当者の方がおられるわけですから、そういう方々が一人でもいなくなるような体制づくりというのは必要ではないのかなと思ってるところであります。ですから、私の方からは農林水産省の方でのそういう、少しでも希望があるとすれば市の方からの要望としてお願いしたいと思うのですが、市長の方から伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申しあげたいと思いますが、先ほども申しあげましたけれども、農林省の所管事業というのはあるわけでありましてけれども、何かその今の事業の制度からいくと事業規模が相当、5,000万円以上ということもあってなかなか議員が希望するような規模の事業にはならないのではないかと、これを少し思うわけでありまして、

またその前段でも申しあげましたけれども、国土交通省についても現在のところはなかなかそういう予定はないということでありましてけれども、我々としても引き続きそこら辺の状況、ことしの台風、大雨の状況なども十分説明をしながら何とか理解をいただくような努力、要望というものを続けてい

きたいと考えているところであります。

そうした努力を続けながらさらには、さらなる解決の方法もないのかということも含めて検討していきたいと考えております。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

9月21日の増水のとくにも、私もちよつと心配ありまして、朝の6時に起きまして寒河江川と最上川を見てまいりました。そして昼の時間もちよつと議会在終わるときでしたか、昼間の時間を利用させていただきまして見てまいりました。その割に水位というのも大したことない、大したことないと言えば怒られますが、まだまだ余裕あるなという中での内川でのあそこの待機ということですので、やはり先ほども1メートル70センチを超えたので待機をしなければならない、あ那时的話ですとあと30センチで水門をとめなければならないんだという状況に置かれました。というのはやはり、2メートルの水域が超えてしまえばすぐ水門をとめなければならないという状況もあるということで、これからの対策もよろしくお願ひしたいなと思うわけでありまして。

それから、今2メートルになりまして水門をとめたときの排水ポンプの取りつける時間が今結構かかっているみたいなんです、1台取りつけるのにどのくらいかかるのか、そして今何台くらいの排水ポンプをつけておられるのかちよつと伺いたいと思いますけれども。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農林課長の方から具体的な数字についてお答えをしたいと思います。

○高橋勝文議長 小野農林課長。

○小野秀夫農林課長(併) 農業委員会事務局長 御質問は2点だと思いますけれども、ポンプの設置の時間ということでございますが、1台当たりの時間というのは、所要時間というのは把握しておりませんが、かなり時間がかかるということで、平成16年次に一度ポンプの配置をいたしております。それは夜間になると危険だということの教訓もあったものですから、今回については明るいうちからとにかくやろうということで、水位が1.7メートルというところで配置をしたところでございます。なお時間等につきましては、今後その辺について十分検討してまいりたいと思っております。

2点目についてでございますが、ポンプについては先ほどの21日のときは8台のポンプを配置いたしております。なお、現在農林水産省で配置しているポンプが3台ございますが、東日本震災の関係で今寒河江にはございませんが、それにつきましても4月から戻ってくるということでございます。そんなことで、ポンプにつきましては農林水産省のポンプ、それから建設業者さんのポンプを有効に使いながら対応するような方法をやりたいと思っております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま答弁いただきましたが、やはり8台あるということですが、本当に鉄砲水が来て取りつけようとするとなつたり1台のポンプに結構時間がかかる。それに8台取りつけるとなると下手するとやはり夜までかかる可能性がある。そうするとやはり危険だということもありますので、先ほどの話に戻りますが、もう一度農林水産省のその方向でよろしくお願ひをしたいと思います。

それから要望ですが、今国土交通省の方で管理をしているということでありまして。これは内川の問題でなくて赤沼排水門の方になるんですが、そこの管理者の方々があそこで雨降つた待機をしている

場合、今のところなかなか待機をする機会がないということでありましたけれども、蛍光灯が切れている。それで、向こうに電話とか連絡してもなかなか交換してもらえないという状況があるようであります。ですから、私から言わせると本当に真剣に考えているのかなと思いますけれども、今寒河江市のようにワンデー・レスポンス運動ということで、電話いただければすぐ動けるように、そういうところお願いしていただければ本当にありがたいなと思っているところであります。

これで、第1問は終わらせていただきますが、続きましてダムの災害対策についてお伺いしたいと思います。

今の市長の説明で非常にわかりやすく説明していただきました。ありがとうございました。

きのうの12月5日の市報を見ても10月18日にありました100人委員会ですか、あの中でもやはり「ダムの決壊は大丈夫ですか」という質問があった中で阪神淡路大震災の例を出していただきまして答えていただきました。やはり、ロックフィルダムは大丈夫なんだなということで、つくづく感心をさせていただきましたし、自分でも安心をして、それでもそれなりの対策をとっていかなければならないのかなと思いますので、今寒河江ダムの総貯水量というのが1億トン、どのぐらいの量なのかわかりません。でも1億トンという莫大な数量が山のてっぺんにあるという事実があるわけですから、その辺をちゃんとシミュレーションしていただいて寒河江市としての防災対策なども必要なのかなと思います。

その辺の話を市長からお聞きしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、議員御指摘のように、寒河江ダムが万が一に決壊したりした場合の被害の想定というものについては、私も直接多くの市民の皆さんからもそういう不安の声を聞いているところであります。先ほどお答え申しあげましたけれども、ダムはある程度強いんだということでありましたけれども、今、先ほども申しあげましたけれども、想定外のことが起こる時代でありますから、そういったことについてもやはりきちっと我々の方でシミュレーションをしながら防災対策を講じていく必要があると思っておりますので、国の方にもその点を十分理解をしていただいて協議を重ねながらそういう対策を講じていきたいと考えているところであります。

工藤吉雄議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番について、8番工藤吉雄議員。

〔8番 工藤吉雄議員 登壇〕

○工藤吉雄議員 今定例会を終えれば平成23年も終わってしまう。過ぎてしまった時間の流れの速さに驚きを感じる今日であります。顧みるに1、2月には生活道路の確保も困難なほどの大雪でありました。それぞれの地域において排雪の段取りに東奔西走と、市のロータリー車の日程どりに大変だったと聞いております。3月にはあの東日本大震災があり、春になってみればそのとき拡散された東京電力福島第一原子力発電所の放射能問題が山形県にも降ってきました。夏には記録的な暑さと集中豪雨、そして大型台風と自然災害が私たちの脳裏と心に強く刻まれた一年でありました。

このような中での9月4日の県・市合同での総合防災訓練が実施されました。種々の事故を想定し

た救助訓練、ライフラインの確保のための実演と、見学していて心強く感じるのを覚えたところです。

私は新政クラブの一員として、議員活動の中で市民より寄せられた疑問、質問に私の考えを加えて質問します。答弁よろしく願いいたします。

まず、総合防災訓練時のことでありますが、中高層建築物からの逃げおくれの方の救助ですが、2段階にはしごをかけかえながらの救助にこれでよいのかなと感じたのであります。スピーディーに一度でと考えることは間違いなのかと。

市役所を初め3階を超える建物は市内に幾つもあると思います。市民が多く集まるフローラSAGAE、4階にはキッズコーナー、各種教室、趣味の会等も入っています。また、仕事や観光で来寒される方々の宿泊されるホテルもあります。現在寒河江市には3階から4階、およそ高さ15メートル以上の建物は何棟ほどあって、消防基準ではどのようになっているかを伺います。

また、一昨年の今ごろの時期、県立河北病院の4階病室にて火災があったように記憶しています。火災より市民を守り救う。消火、救助に安心・安全を得る。このような観点から自動伸縮型はしご車の必要はないのでしょうか。必要のありかなしかを伺うのと、西村山広域事務組合にこの種の消防車の配備を促す考えのありかなしかを伺います。

次に、10月12日の議会と町会長連合会との意見交換会の場において、豪雪、大地震、記録的な暑さや集中豪雨を見る昨今、自主防災組織の重要性を感じている、喫緊の課題としてとらえている。しかし寒河江市の組織率50.7%と他の西村山地区自治体より低い。河北、西川、朝日とも90%以上、大江については100%と聞いています。自主防災組織化に市が30万円の補助を出しているが、もっと多くの町会が組織化できるように予算化できないのかと指摘があったが、この点についての考え方を伺いたい。

次に、ことしの雨量を見たとき台風12号の影響は驚きでした。1時間雨量で紀伊半島最大131.5ミリメートルパーアワーとなっていました。目を県内に持ってきたとき10月31日ニュースによれば、鶴岡市砂丘地畑は6月から9月までの累計雨量が1,200ミリメートルあったといっています。これは通常雨量の2倍であったと報道されています。砂丘畑に農作物被害も出てその対策を必要としています。私は昔の寒河江川を思い出しているところでもあります。梅雨の終わりの豪雨、白岩、実沢川、慈恩寺、田沢川も大暴れし、慈恩寺橋上流慈恩寺側くらんぼ畑が流され慈恩寺橋のつけ根が流されてしまった様子であります。市でつくってあるハザードマップに実沢川と田沢川が過去の浸水箇所として載っています。寒河江市に豪雨の30ミリから50ミリまでの降雨があった場合、寒河江川はどんなふうになるかを考えているかを伺います。そして、慈恩寺橋より下流域の堤防は大丈夫なのか。市民はそのことを真剣に心配しております。洪水に耐えられるか、避難すべきか、この点を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 工藤議員からは防災対策について3点御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、中高層建築物に対応する消防車についての御質問をいただきました。

ことし9月4日に、先ほどの議員の御質問にもありましたが、山形盆地断層帯を震源域とする地震を想定いたしまして、災害時における防災活動の円滑化や関係機関相互の協力体制の強化を目的に、消防関係機関と地域の住民が一体となった山形県・寒河江市合同総合防災訓練を寒河江駅前を中心に

実施したところであります。この訓練には多くの市民の方から御参加をいただきましたし、また多くの方々に訓練を参観していただきました。訓練により、市民の防災に対する意識や防災意識の高揚というものに大いに役立ったものと思えますし、改めて今回の東日本大震災を受け地震に対する市民の関心の高さを痛感した次第であります。

御質問にお答えいたしますが、現在寒河江市内には高さ15メートル以上の建築物は32棟ございます。消防庁で定めております「消防力の整備指針」では、このような15メートル以上の中高層建築物が10棟以上、または高さ15メートル以上のホテル、店舗、集会場等のいわゆる人が集まる特定用途建築物が5棟以上ある場合には、はしご自動車を1台以上配置することが目安とされているところであります。はしご自動車はこの間の防災訓練でもありましたが、中高層建築物に取り残された方の救助あるいは延焼防止の消防活動に大変有効なものとして理解をされますが、現在御案内のとおり配置されていない状況であります。西村山広域事務組合におきましては、配置に関しての費用の問題、現在の消防職員構成のもとでの運用などの課題について引き続き検討を行っている段階でございます。したがって、現時点で緊急時にははしご自動車を所有している天童、東根、山形の各消防本部へ山形県広域消防相互応援協定により出動を要請するとともに県の防災ヘリコプターの活用なども含め状況に応じて対応することとしているところであります。

次に、自主防災組織化について御質問がありましたので、お答え申しあげたいと思います。

議員御指摘のとおり、自主防災組織の役割の重要性については私の方から改めて申しあげるまでもないわけですが、その組織率を高めていくということが非常に今求められているところであります。寒河江市におきましては、自主防災組織を設立した場合防災資機材の整備に要する費用の4分の3、30万円を超えない額を補助しているわけであります。予算については今年度は昨年度の倍の6団体分を計上し、組織化の向上を図っているところであります。しかしながら、設立する場合には地区民の方の主体的な活動というものが中心となりますので、未組織化の地区につきましては組織化に向けての説明会でありますとか出前講座等開催し、積極的に設立に向け働きかけを行っているのは御案内のとおりであります。今後とも、自主防災組織の設立を促すための予算につきましては積極的に配慮していく考えであります。できるだけ早く、組織率を100%を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、豪雨による寒河江川の洪水の危機についてお答えを申しあげたいと思います。

先ほど、阿部議員の御質問にもありましたが、平成2年の寒河江ダムの完成により洪水調整機能が大幅に向上したことから、寒河江川の洪水についてはその危険性は格段に軽減されているところであります。平成20年3月に市内全戸に配布いたしました洪水ハザードマップには、最上川、寒河江川において防災計画や河川計画などの背景となる大雨の強度や頻度を示す確率降水量に基づき、100年に一度という極端な大雨が降った場合の浸水想定区域とともに過去の浸水箇所についても掲載しているところであります。

この洪水ハザードマップの寒河江川における洪水解析については、先ほど申しあげました確立降水量に基づきまして平成18年度に山形県が行っているわけですが、その降水量は2日間雨量で322ミリメートル、4時間雨量で109ミリメートル、1時間雨量で47ミリメートルを想定して策定されたということでもあります。この想定によりますと、御質問の慈恩寺橋下流につきましては洪水の危険性はないとなっているところであります。しかしながら、何度も申しあげますけれども、想定外のこ

とが起る時代であります。この洪水解析の結果についてはあくまで100年確率による想定降水量に基づく結果でありますので、想定を超える雨量の場合には寒河江ダムにおいて洪水調整機能により下流への流出量を調整することになっております。なお、不測の事態には寒河江市地域防災計画に基づき山形県さらには気象台と綿密な連携をとりながら迅速な対応をとることが極めて肝要だと認識しているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 第1問に対しましてありがとうございます。

先ほどの質問で、自動伸縮型消防車につきまして広域事務組合で検討しているというお話をいただきました。私聞き違いでなければいいんですが、以前の資料を持ってみますと平成18年から平成20年までの事業計画の中で30メートル級はしごつき消防自動車を配備したい旨の手で書いた部分があるんですが、いつの間にかそれが先送り先送りという結果が出ていると。計画はたしかあったが計画があって、いやあくまでも計画なんだという形で書かれていますが、その辺はどうしてなのかとお思いでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 はしご自動車については、やはり一つは配置をするための経費というのは生半可な経費ではありませんので、2億円相当ぐらいはかかると言われているようでありますが、それについては1市4町の組合でありますから、1市4町で負担をしていくということになるわけであります。その辺のところについてさらなるそれぞれの構成団体の理解を深めていく必要があるということが1点だと思いますし、また先ほど申しあげましたけれども、その車を配置するだけでなくそれに伴う体制、消防署員の体制の整備あるいは施設の整備ということも必要でありますので、その辺をクリアしていく課題がまだ残されていると理解しております。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 それぞれもろもろの事情がおありのようであります。今年度伺いましたやはり広域事務組合の事業予定なんかにもさらに載っているんですが、先ほど答えていただきました15メートル以上の建物、寒河江市ばかりにあるわけじゃないんですね。それぞれ特定建築物となっていないとしてもそれぞれの広域組合を構成している自治体にあるようなんですが、やはり中心都市である寒河江市が積極的にそれを促すような考えはおありでしょうか。どうでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 はしご自動車の必要性については各1市4町の自治体、構成団体についても十分理解をしているところであります。そういった点から3カ年の計画などにも引き続き記載をしているところであります。今後とも実現に向けて、私も理事長を務めておりますからその点は努力をしてみたいと考えております。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 どうもありがとうございます。

今の市長のいわゆる管理者の、理事長ということでもありますので、そういう形の中での大いに今後の事業の遂行に期待をしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

先ほどの自主防災というのは、これはやはり町会長連合会でのお話でありまして、連合会を構成する町会長さんが喫緊の課題であると、ましてや冒頭に枕文のような形の中で非常にことし1年は自然災害が多かったと、これはことし1年非常にだれもが感ずるところでございまして、町会長さんとしましてもその辺が身にしみているという御発言だったように私は記憶しているわけです。

特に寒河江市の場合、郡部では自主防災が非常に順調に組織が組まれている。しかしながら中心部での組織化が見えないんですが、この辺どうでしょうかという質問をいただいたわけでありまして。私としても非常にその辺が心痛むような思いでありましたけれども、この辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、市内の地域の組織の状況を見ると町中については非常に郡部に比べて、周辺地域に比べて低いというのが実情であります。そういったところをできるだけ組織化を進めていく必要があるわけでありましてけれども、先ほど申しあげましたけれども、市が形ばかりの組織であっていかんのであります。これは実際災害が起きたときに機能しなければならない組織でありますから、そういった意味でやはり地域の皆さんから十分な理解をしていただいて意思を高めていただく、そして加わっていただくということを進めなければならないと思います。そういった意味で、先ほど申しあげましたけれども、いろんな説明会を地域ごとに開催をしたりいろんな研修会なども実施をしたりして進めているところであります。そういったことで、引き続き努力を重ねながら中心部での組織率を高めていくということに努力したいと思っております。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 やはりこの問題については、それを地域の方々を引っ張っていくという町会長さんの意気込みというものがあったからかと私は感じていますが、今こそそれが必要なんだという認識に立っているという町会長さんがおられたということも事実でありまして、やはりこれを強力に押し進めていく必要があると思っておるところでございまして。

同時にこのときやはり話題になりましたのが、災害時における地域福祉というものを同時に町会長さんもおっしゃられていたわけでありまして。地域福祉活動計画と同時にその中に推進員という制度というもの、あわせて地域の方々に認識をさせていくんだということがあったわけですね。この辺、自主防災と、受け皿は私たちという認識の中で、自主防災組織と地域福祉活動という形での防災のための訓練という組織を立ち上げるような形にはお考えに、できるかできないかというお考えを伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やはり、災害発生時あるいは事前の予防もあるわけでありましてけれども、そういったことで何が大事かという、それぞれの地域が安全・安心をどの程度保てるかというのが一番大事でありますし、災害発生時のいろんな対策のための自主防災組織、予防のための自主防災組織と同時に、やはりそういう災害発生した際に弱い立場にある方々のケアというんですか、そういう見守りというんですか、そこら辺も同時に対応して行って初めて安全・安心な地域というものが形成されると我々は思っておりますので、どっちが先かどっちが後かということではなくてやはり一緒になって同時に進めていく、あるいはそれぞれ充実をしていくという中で地域の安全が保たれていくものだと理解しております。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 やはり町会長さんは非常にそういう意味ではお忙しいようでありまして、年間に180回以上もいろんな業務に出かけなきゃならないというお話なんかもありまして、この自主防災にばかり、それから地域福祉活動の推進にばかり、やはりなるべく町会長さんが動きやすいような形の中で、一遍で間に合うような用事でしたら一遍でできるような形の中で、1回の会合で2種類とかあるいは3種類という形での推進をぜひお願いしたいと思います。

これはこのぐらいにしまして、次の質問に移させていただきます。

先ほども阿部議員からもありました。本当にダムは大丈夫なのかと問う市民が多いと言っておられましたけれども、私の耳には堤防が本当に大丈夫なのかと、あのときあそこえぐられたと、このような話すら聞くわけでありまして。先ほど、市長の答弁では1時間当たり47ミリほどの降雨があっても大丈夫だと数字はなっていますとおっしゃいましたが、本当に大丈夫でしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も普通の市民の皆さんと同じような感覚を持っているわけでありまして、これはきちっとダムの設置者の方にも改めて要請をしていきながら、想定外のことが起こっていくわけでありまして、そういったときに対応できるような地域、防災に強い寒河江市をつくっていかなくちゃならないというのが我々の使命でありますから、そういったことを踏まえて設置者とも十分協議をさせていただいて対応できるような、市民の皆さんが安心できるような情報というものを提供できるように努力をしていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 最後にもう一つ伺います。

かつて暴れ川だった寒河江川にも下流域にはやはり過去に何度かそうした災害があったという、それを知っている方がいらっしゃるから本当かとなるわけでありまして、守るというだけでなく逃げるといふ点にも力を入れてこれから事業を展開していくことを御期待申しあげて質問を終わります。

ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号8番、9番について、3番遠藤智与子議員。

〔3番 遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 月山も葉山も雪をかぶっています。被災地の皆さんとともにこの厳しい冬を乗り越えていきたいものと思っております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と質問内容に賛同している市民の声を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに通告番号8番、市民生活にかかわる今日的課題について2点伺います。

初めにT P P環太平洋連携協定に参加することによる寒河江市への影響について伺います。

2010年10月、前内閣の菅首相が参加の検討を言い出した環太平洋連携協定T P Pはアメリカなど9カ国が協議しているもので、御承知のように関税は原則ゼロ、物品やサービスの貿易だけでなく労働

力の移動や投資などの規制も一切なくするのが特徴の協定です。2011年11月、現内閣の野田首相は十分な議論をすることなく、参加を懸念し不安を持つ多くの国民の声を無視して早々にTPP交渉への参加を表明しました。私は農林漁業を土台から壊し国の形を変えてしまうこの大問題が私たちの寒河江市に及ぼす影響について伺いたいと思います。

寒河江市は、何代にもわたって多くの農家の方々の大変な努力で築かれた米やさくらんぼに代表される豊かな農産物に恵まれた地域です。今でさえ困難な農業を、アメリカやオーストラリアなどから米や乳製品などの農産物が大量になだれ込み国内農業が大打撃を受けることは火を見るより明らかです。また、ことし4月長年の念願だった中学校給食が実現しました。しかし、TPP参加が決まれば給食の食材までも輸入食品に席卷されるおそれもないとはいえません。児童・生徒や保護者に不安を与えるようなことが起こってはなりません。

また、山形県医師会の海和邦博事務局長は「日本医師会も県医師会も反対だ。アメリカの医薬品メーカーや医療機器メーカーが日本の医療分野に進出したい意図が見え見えだ。さらに保険適用外診療の拡大などで国民皆保険制度も崩壊する」と医療分野のTPPの危険性を指摘しています。さらに、これを機に海外の大企業も日本進出をねらっており国内の建設業や商工業にも少なからず打撃を与えられていると言われている。すなわち、TPP参加によって食生活の安全も地場産業も大ピンチです。

これら私たちの生活にかかわる重大かつ深刻なTPP参加による影響について佐藤市長はどのように受けとめて考えられているのか伺いたいと思います。

次に、福島原発の未曾有の事故による放射能汚染と測定について伺います。

ことし3月11日、東日本大震災の地震と津波の直撃を受けて起きた福島第一号原発事故は8カ月を過ぎても収束のめどが立っていません。寒河江市では、6月から市独自に市内の小中学校14校と七つの保育所について50センチと1メートルの高さで月2回測定し、その結果を公表してきました。米もさくらんぼも基準値を超えたことはなく、市として配布した安全宣言シールは農家の方の大きなよりどころとなったとお聞きしました。けれども、小さいお子さんを持つ家庭や、これから出産をしようとしている方などから「不安で仕方がない」という声をたくさん聞きました。寒河江の未来を背負って立つ子供たちにいつまでも安心・安全な生活を過ごしてもらえるよう力を尽くすことは、私たちの責務と思います。

市では、個人的に放射線量をはかりたいという市民に2台を貸し出すとして12月5日付の市報に掲載されましたが、とてもいいことと思います。さらにこの測定器の数をふやし、より多くの市民が日常的に食料品や自宅周辺の測定をできるようにすることはできないものか伺いたいと思います。

そのことに関連しますが、自分たちのことは自分たちで守ろうと福島の中小企業が自力で開発した放射能測定器が話題になっています。放射能測定器というと価格が高いという印象がありますが、福島で開発された測定器は住民が手軽に測定できるようにと安価に抑えられているのが特徴で、こうした測定器を購入することも被災地支援につながるのではないのでしょうか。

放射線被曝の健康への影響は、この程度なら安全という絶対的な基準はなく、少なければ少ないほどいいという放射能防護の大原則の姿勢を貫かれることを望みます。この先、何十年も終わりの見えない不安を少しでも取り除く努力をともに示してまいりたいと思っています。

次に、通告番号9番、子育て支援について2点伺います。

一つは保育所の定数管理についてです。6月議会で、私は希望する保育所に全員入所できるような

弾力的な定数管理を行うべきではないかということについて質問いたしました。その際、佐藤市長は「今後ともさまざまなニーズにこたえられるように保育体制の確保、保育環境を整え、定数の弾力的な運用というものを図りながら保育所運営に努めてまいりたい」と答弁されておられます。

10月末、来年度の保育所入所申し込みが締め切られましたが、市の保育所や認可保育所への市民の期待は強く昨年を上回る入所希望が寄せられたと伺いました。特に、にしね保育所への入所希望は定数の1.5倍になっているということです。これはほなみ団地への若い世代の居住が急増していることなどが原因の一つと思われる。このことは6月議会でも指摘したのですが、まちづくりは宅地造成の計画を行う場合は、保育所や学校などの公共施設や生活環境、インフラの拡充・整備が不可欠であります。にもかかわらず、今もなお施設の増築、職員の配置などがなされたということは伺っていません。

また、先日発表された平成24年度から26年度までの実施計画を見ても、保育需要に機敏に対応した計画は盛り込まれていません。このにしね保育所に代表されるように、市内の多くの保育所では大幅な定数超過の状況は今後も続くと思われ。このことにどう対応しようとしているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、乳児保育の入所希望も予想以上に多く、市民の期待の強さがうかがわれます。この背景には、共働きによって家計を維持する家庭の増加や育児休業制度が十分に普及していない、あっても職場の環境などから休業をとりづらいなどの理由があると思われ。だからこそ、公立・私立を問わず市内の乳児保育体制の充実が求められているのではないのでしょうか。このことについても市長の見解をお聞かせください。

次に、保育所の施設整備と耐震化工事について伺います。

先日公表された市内の六つの保育所の耐震診断の結果に驚きました。五つの保育所が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い」とされ、そしてもう一つの保育所も「倒壊または崩壊の危険性がある」という診断結果でした。それを受けて前倒しして平成24年度に耐震化工事が行われることがこのたびの実施計画で示されました。とても心強いものです。しかし、6月議会でも申しあげましたが、寒河江市を南北に走る山形盆地断層帯の存在を考慮すると、単なる耐震化工事だけではなく軟弱な地盤対策も行う必要が絶対に不可欠と考えます。特に、西根地区は歴史的に見ても広大な湿地帯の痕跡の残るところで、今でも地下水位が高く地震によって深刻な液状化の発生する可能性のある地域です。このことを念頭に入れた地盤対策について市長の見解を伺いたいと思います。

そして最後に、保育所の耐震化とともに実施計画に盛り込まれている保育所整備事業は毎年300万円しか計上されていません。全員協議会でもお話ししたように、老朽化の著しいみなみ保育所の改築などを初め保育所全体の整備計画について市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、私の第1問といたしますが、佐藤市長の誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは市民生活にかかわる今日的課題並びに子育て支援について何点か御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めにTPPの問題でありますけれども、環太平洋戦略的経済連携協定ということではありますが、環太平洋に大規模で例外のない自由経済圏を築くことを目標としているわけではありますが、加盟国の

間で農産品、工業品を含む全品目の関税を撤廃するとともに政府調達や知的財産権、労働規制、金融、医療サービスなどにおけるすべての非関税障壁を撤廃し自由化する協定と理解をしているところであります。

T P Pへの参加については、御案内のとおり農業界が反対する一方で、経済界は早期参加を求め、国会議員や識者さらには世論調査でも賛否が分かれるなど参加が国益に資するかどうか大きな議論が続いてきたわけであります。日本がT P Pに参加することによる本市への農業、さらには学校給食、医療、商工業などへの影響について御質問をいただきましたが、農業については関税が撤廃され何らの対策もとられなかった場合は、本市農業にとっては極めて重大な影響が及ぼすものと思います。特に、米を中心に大きな影響が出てくるのではないかと懸念しているところであります。現在、米には778%の関税が課されているわけでありますが、安い外国産米の流入により国産米の需要が減少するとともに、価格が低下することが予想されるわけであります。米の生産を継続できなくなる農家の方々が生じてくると心配されるわけであります。また、水田に米が栽培されず荒廃した場合には国土の保全や水の涵養といった多面的な機能が失われていく、自然環境や生活環境にも大きな影響を及ぼすことが心配されているところであります。

また、学校給食についてどうかという御質問でありますけれども、寒河江市では給食用食材の地産地消に鋭意取り組んでいるところでありますし、安全な食材の購入に配慮しているところであります。議員御指摘のような、食材が輸入食品に席卷されるような事態は少ないのではないかと考えますが、避けていかなければならないと考えております。

医療分野については、日本医師会が指摘するように自由診療がふえ、次第に公的保険医療が適用される医療が縮小され国民皆保険制度が崩壊するような事態になるとすれば、これは医療制度の根幹にかかわる問題であります。市民の医療にも多大な影響を及ぼすものと懸念しております。世界に誇れる我が国の医療制度は堅持していかなければならないと考えているところであります。

商工業に関しては、市内の事業者にとって安い外国商品の流通により生産規模の縮小が危惧される一方で、外国との取引のある事業者におきましてはメリットになるとしてT P Pへの参加を推す声もあり、一概にはなかなかその影響については言えないのではないかと考えております。T P Pへの参加に関しては、10月13日に上山市で開催されました東北市長会総会におきまして具体的な対策を取りまとめるとともに、国民に必要な情報を開示し十分な議論を重ねた上で慎重に判断されることを求める緊急提案が満場一致で採択され、首相等に要望行動が行われたところであります。また、全国市長会におきましても同様の緊急意見を首相等に提出したところであります。

このような状況のもとで、去る先月11日野田首相がT P P協定交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを正式に表明したところでありますけれども、広く国民の理解と合意が得られたとは言えない状況での表明は性急ではなかったかと思わざるを得ないところです。国としては関係国との協議に入ることを決定したところでありますが、T P Pへの参加については先ほど申しあげましたとおり、日本のあらゆる産業分野や地域経済に大きな影響を及ぼすと思われるので、今後は国民に対しその協議の詳細な情報を開示し十分な議論を尽くすとともに、実効性のある諸施策を検討し提示をして国民的な合意形成を図っていく必要があると思っているところであります。

次に、放射能の測定についての御質問をいただきました。

福島第一原発事故以降の寒河江市における放射能の影響につきましては直接的な被害というものは

微少であったものの、風評被害であったり市民の皆さんの御心配であったりと、少なからず間接的な影響を受けていると理解しております。本市では、市民の不安を少しでも取り除くべく県内の他の市町村に先駆けて放射線測定器を購入をいたしまして、市内各地区の代表的な地点として、また子供たちの安全を確認するため市内の小中学校や保育所での環境放射線の測定を行い、また水や土壌、農産物、下水汚泥などについても県とともに検査測定を行ってきたところであります。そしてこれらの結果については、市報やホームページでお知らせをいたしました。

また、市民の皆さんから住宅などの身近な場所の放射線量を測定したいとの要望がございましたので、遠藤議員御指摘のとおり12月5日から測定器の市民貸し出しを開始したところでございます。さらに測定器を増設してはという御質問でありましたが、5日から貸し出しをしたばかりでございますので、その申し込みの状況などを見まして今後適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、御質問には、食料品の放射性物質の測定についても御質問がありましたが、このたび貸し出しする測定器については空気中の放射線量を測定するものであります。食品等の放射性物質については測定できない機器ということになるかと思えます。食品等の放射性物質を測定するにはゲルマニウム半導体検出器を用いた精密分析機器が最も望ましいと言われているようですが、価格が1,500万円から2,000万円と高額であります。また、取り扱いには専門知識が必要となるようであります。一方、100万円程度の簡易測定器もあるようではありますが、精度的には劣ると言われているようであります。以上の状況から、議員御指摘のように多くの市民の皆さんが日常的に食品等の放射性物質を測定できるようになっていくには、まだ課題が多いのではないかと考えているところであります。

次に、保育所に関しての御質問、子育て支援に関しての御質問いただきましたが、保育所の定数管理についてお答え申し上げたいと思えます。

ことし12月1日現在の保育所の入所状況であります。民間立の二つの認可保育所を含め定員数は696名に対し、入所者数は738名であります。106%の入所率であります。保育所ごとの定員数に対する入所率は97%から114%となっており、弾力的な定数管理のもとでできる限り希望する保育所に入ることができるよう努めているところであります。御質問にありましたが、にしね保育所への来年度の入所申し込み数は10月末現在で151名でございます。本年度入所しておられる継続入所児童を除くと、新たににしね保育所に新規に入所の申し込みをされた児童数は59名であります。居住地を見ますと西根地区の方が36名。うち、ほなみ団地の方が5名となっております。西根地区以外の方が23名ということですが、割合で見ますと西根地区の方が6割、その他の地区の方が4割という状況であります。ほなみ団地への若い子育て世代の転入者がふえてはきているわけでありませうけれども、他の地区からにしね保育所を希望されている方もふえているというのが実情であります。希望理由をお尋ねしてみますと、土曜日も夕方まで通常保育を実施していること、設置場所が通勤する際に便利であることなどが多くの方からの御意見であったようであります。

現在、市立保育所の中では指定管理者に委託しているにしね保育所とみなみ保育所で土曜日も平日同様に保育を実施しているわけでありませう。今後、他の市立保育所においても土曜日も平日同様の保育の実施について検討していきたいと考えているところであります。

また、指定管理者と協議をいたしまして、にしね保育所については保育室の有効利用を図りながら保育体制についても支援を行い、できる限り入所児童を増員して要望にこたえてまいりたいと考えて

いるところであります。

施設の増築などにつきましては、今後の児童数の推移、さらには幼稚園や認可外保育施設との役割を含めて検討してまいりたいと考えているところであります。

また、乳児保育体制について御質問がございました。本年4月に二つの民間立保育所が設立され3歳未満児の定員が66名増加になっております。ゼロ歳児の入所定員は、昨年5名から25名に増員され対象児童全員が入所することができたところでございます。今後も共稼ぎ世帯あるいは核家族世帯の増加等が見込まれますので、乳児の受け入れをしている認可外保育所につきましては現在定員に満たない状況であります。そのため、認可外保育施設の支援の充実を図りながら、官民それぞれの役割を担いながらニーズにこたえてまいりたいと考えているところであります。

次に、保育所の施設整備と耐震工事についてもお尋ねがございました。西根地区の地盤対策については、去る6月議会でもお答え申し上げましたところでありますが、保育所の建設に先立ちまして地盤対策を行いその調査結果をもとに建築をしているところであります。

保育所の耐震化につきましては、これまでも申し上げましたが、安全・安心な施設の維持というのは最優先課題でありますので、速やかに対応してまいらなければならないと考えているところであります。

また、実施計画の中で保育所整備事業が300万円しか計上されていないという御指摘もございました。これは、保育所全体の通常の改修費用を計上していると御理解いただきたいと思っております。大規模な工事や改修については個別に予算措置をしている状況であります。昨年度はみなみ保育所のトイレとフェンスの改修工事476万円、また各保育所のエアコン設置工事598万円など必要な整備は別枠で対応しているということでもありますので、御理解を賜りたいと思っております。

最後に、保育所全体の整備計画ということも御指摘がありました。今後の保育需要の動向、さらには御案内のとおり国で2013年度に導入を予定しております「子ども・子育て新システム」などによりまして、枠組みが大きく変わってくるのではないかとということもあります。そうした状況を踏まえながら、今後の保育所整備について全体、総合的に検討してまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 答弁ありがとうございます。

このTPPにつきましては、東北市長会によりまして県や国に対しても意見を述べていくということをお聞きしまして、とても心強いと思えました。この間、私もさまざまな農家の方とお話をする機会がありまして農家を回ったりいろいろお話を聞く努力をしてみましたが、その中でやはり日本は日本の物差しを持たんなねんだということを言われる方や、それと反面またどういものなのか、この環太平洋連携というものがどういものなのかまだわからないんだという方もいらっしゃいました。それで、今は反対しているけれどもいずれ参加が決まったときのことも考えておかなねんでないかということと言われる方もいました。ですが、今11月7日山形市の霞城公園で行われました県民総決起集会ですね、TPP参加阻止のそういう3,000人も集まった集会が行われました。17団体が参加しております。これは本当に私たちの生活に著実に影響を与えるものだというので、こんなにも多くの方が参加している集会です。今このとき、この参加阻止に向けて全力を挙げることが大事だと思っております。

それで、この連携協定、参加することになりますと、米の生産は90%減少、小麦の生産は99%減少、それから砂糖の原料やでん粉原料の国内生産はゼロになりますとか、そういうことが言われております。そしてさらに今、野田首相は農家1戸当たりの平均耕作面積を現在の10倍以上に拡大する大規模化を農業改革の柱にすると決めました。ですが、この耕地面積、国土の条件に左右されるもので、その拡大には限界があります。TPPに参加するアメリカの1戸当たり耕地面積は日本の99倍ですし、オーストラリアは1,902倍にも上ります。とても大きな土地を持っているアメリカやオーストラリアに太刀打ちできないという現状もあります。これが寒河江市に及ぼす影響は本当に大きいものがあると思います。

それで、ぜひ寒河江市でも市民集会を開くですとか、各それぞれの団体の方を一堂に会して本当に原発のときもそうですが、理解を深めるということもしていかなければならないと思っているところです。ぜひ、その面についてそのような行動を起こすお考えと伺いますか、そういうことについてお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 TPPの問題については先ほど、遠藤議員の御質問にもありましたし、私も御答弁申しあげましたけれども、やはり市民の皆さんがどういうふうに今回の問題あるいは総理大臣の表明というものを受け取っていらっしゃるかということ、我々は声を感じながらそれに疑問、不安というものにどうこたえていけるのかということが市政を預かる者としての役割なのかなと思っています。そういった意味で国あるいはいろんな団体を通じて、市長会などを通じて国に対して声を出しながら、また逆に市民の皆さんにはこの問題についての理解を深めていただくような情報提供というものをしていかなければならないと思うわけでありまして、御指摘のようにまだまだこの情報が足りない、わからない部分が多くあるというのが実態ではないかと思っていますので、私どもとしてもそういう市民の皆さんにできる限りわかりやすいような情報提供を促していくように働きかけをしていくということは必要だろうと理解しているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 農林水産品の940品目が関税撤廃を強いられるわけですので、情報収集に急いでいただきまして寒河江市への影響を事細かに教えていただけるようにぜひお願いしたいと思います。

続きまして、放射能測定器についてですが、先ほど市長は1,500万円から100万円、簡易測定器としても100万円かかるとおっしゃいました。けれども、福島の中小企業が開発した放射能測定器、簡易放射線モニターは価格は言いませんが、大変安い2万円以下で購入できる測定器を開発いたしました。先ほども第1問で言いましたが、自分たちのことは自分たちで守ろうと福島の中小企業が奮起いたしまして3カ月でつくった測定器がございます。これは送料も代引きも手数料も無料でございますし、ぜひ地方消費者行政活性化交付金というものがほかの県に、各県に交付されております。これで、食品の測定器を購入したという自治体がたくさんあります。これぜひ活用していただけないものかと思うんです。やはり5日に周知したばかりなので状況もわからないということでしたけれども、これは福島から避難されている方も寒河江市に480名いらっしゃいますね。ますますふえていくと思います。ですので、安心していただくためにもぜひこの測定器を私はもっとたくさんふやして、いつでも不安なときに貸し出しができるようにしていただけないかと思うわけです。

この100万円しなくてもいいですので、2万円以下の測定器でも家庭用として十分に実用できると

いう声がたくさん載っております。ですので、多少の誤差は誤差として説明していただきながらも、ぜひこの点考えていただけないものかお聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 2万円以下というのは食品を、違いますね。そうですか、空気中の線量を測定する器械ということですか。いろいろ調査をさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひお願いいたします。

この地方消費者行政活性化交付金は市民課の方に交付されておりますので、市民課ではこのお金を利用して相談室も建てられました。大変活用すべき点が多い交付金だと思いますので、ぜひこの点も考慮していただけないものかと重ねてお願い申し上げます。

続きまして、11月29日文化センターでふるさと交流会がありました。私もちょっとだけといいますか、参加させていただきまされたけれども、私は大変感動いたしました。

私は環太平洋連携は反対ですが、各課の職員が連携してこのようなことをするというのは本当に素晴らしいなと思ったところです。そこに集まった福島の被災者は小さい子がたくさんいまして無心な顔でマジックショーを見ている、そういう姿にふるさとに帰れない子供たち、親たちの悲しみはいかばかりかと見てまいりました。

私はそういう子供たち、今から未来をしょって立つ子供たちに対する放射能の影響というものは、今私たちが考えている以上のものがあると思われまます。1986年4月26日に起きました、25年前ですね、このチェルノブイリ事故も同様、25年たった今でも体調不良に悩んでいる、いまだにがんに苦しんでいる、そういう方もおります。この福島での原発も、アイソトープセンターの知識をもとに計算してみると広島原爆に値するものの何十倍もの原爆が漏出しているということです。寒河江は幸い奥羽山脈に阻まれまして少ないですけれども、この放射能は同心円状になるものではなくてその時々自然現象やら水を吸ったかどうかとかそういうことが大変重なり合いまして、被害が広がっているわけです。何十年もかかって今からいつが終わりになるかわからないこの放射能の問題を自分のことのように受けとめ、ぜひともこの寒河江市民の不安を取り除くために放射能測定器も購入いただきますこと、重ねてお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援のことですが、このたび私に対する生活相談、地元の保育所に入りたいんだという相談が多数ありました。それで、6月議会でもお話したとお入り希望者が入所するところに入れるようにということでお話ししたんですけれども、その児童数の推移を見てということでございましたけれども、さらににしね保育所の保育室の有効活用ということでございましたけれども、この点、具体的に有効的活用というのはどのようになさるのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な対策についてでありますので、担当課長からお答え申し上げます。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 今年度、にしね保育所につきましては平成19年度に大勢の人数の申し込みがございまして、改修をいたしまして保育室を一つつくったんですけれども、今年度はその保育室は使っておりませんが、その保育室を利用しながら有効活用してできるだけ入所希望がかなうように活用して、また体制につきましても支援をしながら、できるだけ申し込みに沿った対応をしてま

いりたいと考えております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり、にしね保育所に対する希望、これはほかの地域からも多数寄せられているということでございましたが、ぜひその保育室を本当に有効に活用していただきまして、それと同時に職員の配置もそれから保育内容も受け入れる保育士さんたちの負担だけに終わらないように、本当に行き届いた保育ができるようにということをお願いしたいと思います。

そして、ゼロ歳児保育、定数をふやしたということですが、それ以上の入所希望があったということで、期待するものが非常に強いと思います。この現実からして、そういう希望が多いというこの現実から出発することが大事なのではないかと思います。子ども・子育て新システムの動向を見ながら考える、児童の推移を見ながら考えると言われましたが、この子ども・子育て新システム、また幼保一元化を考え直すということが新聞に載っておりました。これではいつどのようになるかまだまだ不透明でございます。私は、そうであるなら寒河江市として入所希望者がみんな入所できるように緊急的対策を今すぐ立てるべきではないかと思います。ですので、そのことについて子育て新システムの動向を見るとかということではなくて、今時点でどのようにできるのか、そこら辺どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子供たちの数は総体的には減っているわけでありましてけれども、保育所に入所希望する子供はふえているという状況の中で、その保育所の施設をどういうふうに整備をしていくかというのは非常に難しい問題ではありますが、我々としてはできる限り希望する保育所に入所していただくように努力をしながら、ことし4月の入所の時点では待機者をゼロにしていくことができたわけでありまして。そういった状況もあります。

それから、ことしは特に保育所をめぐる環境で言えば、大震災があつて地震に強い保育所に整備し直していかなければならないという緊急な課題があつてそれに対応しようとする、今そういう状況でありますので、そういった優先順位を決めていきながら、そういう全体的な保育所の整備のあり方というものも入所の状況なども将来予測をしながら整備をしていくというのがやはり非常に現実的なやり方なのではないかと思ひます。その中で、国の制度なども新たに見直されつつあるという状況もありますから、そういうのも横にらみしながら対応していくということが方法としては賢明なやり方ではないかと思ひているところであります。

いずれにしても、目的は子供たちが希望するというんですか、ところに入所できるような保育所に整備をしていくというのが目的でありますから、それに向かつて鋭意努力をしてまいりたいと思ひます。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 耐震化工事の早急に、優先的にしていくのが喫緊の課題とおっしゃいますが、その耐震化工事をしていく中でこの定数管理に伴う保育整備、組み込んで一緒に考えていくとしていただけないものかと思ひわけでありまして。こちらはこちら、こちらはこちらという、耐震工事もちろん大事でありますし、していかなければなりませんし、その耐震工事と保育所整備ということを大枠の中で考えていくということはできないのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 頭の中でいけばそういう方法も可能かなと思いますが、現実問題としてはやはり子供の安全・安心というのが、安全というのがやはりまず優先なのではないかということでもありますので、そういう耐震の工事をしていくのが優先されるべきものだろうと思います。ただ、そのための工事の規模とか内容というものもありますから、その辺のところでは保育所全体のそれぞれの配置、あるいは施設整備というものに関連づけて考えられるということには現時点での改修工事の規模からすればまだなっていない状況なのかなと理解しております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それでは、その軟弱地盤の地盤対策というものについて、今から建てるところとか今からするところはいいんですけども、既に建っているところの軟弱地盤、そここのところに対する対策というものは今の時点で具体的にお考えはあるのでしょうか。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 保育所を建設する際は、地盤調査を行いまして、それに基づいて建設しているわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 例えば、西根地区は大変軟弱だと私は認識しております。私の息子が小学生のときにタイムカプセルを埋めまして、それを何十年かたって掘ったところ何メートルも、何センチも何十センチも掘らない前に水が出てきました。今建っているところの地盤を建物を取ってどうのこうのということはもちろんできませんけれども、そういう軟弱な地盤に対して建物はそのまま動かさずに地盤強化するということはできるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、柴崎課長がお答えしてあるとおり施設の建設の際には地盤調査をしているわけでありまして。ただやはり、いろいろ地域の皆さんのそういう声が強い、あるいはそういう不安を抱えているということであれば、我々の方としてはそういう声をお聞きをしながら対応を検討していきたいと思っております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ちなみに、いろいろ調べましたところ、コンクリートミルクあるいはセメントミルクというものがあまして、今建っている建物の中に、地盤の中に流し込んでダブルロック工法という施工の仕方があるのだそうです。私は保育所や小学生が、子供たちが、未来をしょって立つ子供たちが住んでいるところ、そういうところに地盤調査が済んでいると言われましても、にしね保育所とか西根地区の建物の設立は昭和の50年代以前ですよ。ですので、ここは私は改めてもう一度補強していくということも視野に入れていただきたいと思っております。

子育て支援については寒河江に住んで、寒河江で子育てしようとしている若者たちのそういう支援をするということで推進されております。市長の公約でもありますこの子育て推進、ぜひ今から若い方たち含めまして自分たちの子供を自分たちの土地で、近親者のいるところで育てていきたいという若い人たちのその夢をぜひとも今後かなえていただけますようにとともに、私も一緒に頑張っていきたいと思っております。

舌が回らないところもあり、舌足らずなところもあり大変失礼いたしました。思いだけはあふれております。ぜひとも一緒になって子育て推進していけますことを望んで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後3時05分

- 高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成23年12月9日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長 事務局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第3号

第4回定例会

平成23年12月9日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年12月9日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	慈恩寺観光について	(1) 国指定史跡について (2) その後の観光振興について	12番 木村 寿太郎	市長 教育委員長
11	市政全般について	(1) 市民参加のまちづくりについて (2) 市町村設置型合併浄化槽の課題について (3) 寒河江市振興計画実施計画(平成24年度～26年度)の課題について	16番 川越 孝男	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	人事政策（監査委員）について	市長の任命責任について	14番 佐藤良一	市長
13	行政一般について	行政改革について （1）法律や条例による各種審議会等の 全面公開と議会選出委員の廃止につ いて （2）入札制度の改革について （3）監査制度について	15番 内藤明	市長
14	合併浄化槽整備事業について	排水管整備計画のない地域について		市長
15	放射線対策について	安心できる放射能対策について （1）民間立の幼稚園、保育所等の放射 線測定の実施について （2）市民要請に基づく放射線の測定に ついて		市長
16	徴税策について	財政の基本は「歳入を図って、歳出を制 する」にあります。本市の徴税策につ いて、以下のとおり伺います。 （1）未・滞納者の現況について （2）それらへの対応策について	11番 荒木春吉	市長
17	教科書採択につ いて	来年度から新学習指導要領が始まりま す。採択する教科書は決まっていますが、以下のとおり伺います。 （1）採択会議開催数について （2）会議の詳細について		教育委員長

木村寿太郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号10番について、12番木村寿太郎議員。

〔12番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め通告番号10番、慈恩寺観光についてをお伺いいたしますので、市長、教育委員長の答弁をよろしく願
いいたします。

3.11の東日本大震災と原発事故は東北地方の観光地に深刻な打撃を与えております。マスコミの

報道では東北3県、岩手、宮城、福島への観光客の入込数は、地域によって大分差がありますが、対前年度比で80から90%の減少は当たり前のような数字が発表になっております。観光業を営む方々にとりましては、はかり知れない損害をこうむっておるわけでございます。

本市の観光客数については、歴史的に見て数字資料が余りないわけで、平成元年がわずか39万9,200人でその後チェリーランドの開店、花咲かフェアの開催などにより平成18年の142万2,300人をピークに減少しており、平成22年度の92万7,000人までに落ち込んでおります。県の統計によりますと、他市と比べても残念ながら順位でいえば下位に低迷しているのが現状でございます。本年度、本市のメインであるさくらんぼは出荷状況、取り扱い量などは14%の増で豊作ではありましたが、単価的には4%の減であり、誘客状況も例年の55%であります。花咲かフェアの入場者数も、平成19年度の30万7,739名がピークで、本年度は例外かもしれませんが、約3分の1の11万2,402人であり、目玉である本市の2大イベントにとりましても厳しい今シーズンでありました。

今までは、「観光イコール遊び」という感覚が非常に強かったわけですが、今や観光はまちづくりの大きな柱であり、経済効果や雇用効果も十分見込まれるわけであります。例えば、製造業であれば、工場で作ったものを別の土地に持って行ってそれをセールスすることが可能であります。しかし、そこでしか見ることができない自然や風景、そこでしか食べ、味わうことができない食、そしてそこに住んでいらっしゃる人の心に触れるのが観光であります。そのためには、お客様にその地に動いていただかないと観光という産業自体が成立しないわけでもあります。観光に従事する方々が幾ら頑張ったとしても、お客様に来ていただかないことには自分たちのサービスや商品がすぐれていると思ってもそれを売ることができない産業でございます。

先日、県内の市議会議員の研修会がありました。そこで、その観光客を引きつける一端を伺うことができました。それは、富士宮焼きそばをB級グルメ日本一にした渡邊さんという創始者のお話を聞くことができました。もちろん、それにかかる情熱はひしひしと伝わってきましたが、ある一言が決定的に心に響きました。それは、「富士宮焼きそばが絶対おいしいんだと自信過剰になり、富士宮に来て食べてみればわかるという上から目線ではお客さんなんか来るはずがない」とおっしゃっていました。行ってみたい、食べてみたい、そして買ってみたいとさせるのが観光客を迎え入れる原点であるとおっしゃっていたのが大変印象的でした。

政府も、観光振興を少子高齢化時代の経済活性化の切り札として位置づけ、内外の観光交流人口の拡大を目指し平成20年10月に観光庁を設立し、ビジットジャパン1,000万人運動を目標に掲げましたが、800万人前後で低迷しているのが現状でございます。やはり、景気の低迷や観光に対する価値観の違い、いわゆる個人、小グループへの移行や本物志向になり大量生産・大量消費の時代もありましたが、今は多品種・少量生産になったということでもあります。

さて本年度、新第5次寒河江市振興計画実施計画が策定され、その中で今後5年間重点的に取り組む施策重点プロジェクト七つを設定し、その中で慈恩寺悠久の魅力向上プロジェクトもその一つに掲げられました。

慈恩寺は、今さら申しあげるまでもなく文化財の宝庫であり、国指定が7件あり、県・市を入れた指定文化財は66件に達して、慈恩寺という出羽の国の一地域にこれほどの文化財が集積しているのは古代から交通の要衝地として栄えてきた地域的な特性、そして中央権力と密接に結びついてきた歴史的な特性によるものと考えられます。

調査にいらしたある人のお話によると、太平洋側は陸奥の国平泉の中尊寺、日本海側は出羽の国慈恩寺、それくらいこの2カ所には文化的価値があると言っております。お話を伺い、今後大いに期待できるものと思っております。ただ、残念なことに昨年度の慈恩寺を訪れた観光客は16万400人という結果が出ております。

さて、新第5次寒河江市振興計画の重点目標としては、第1に本山慈恩寺との連携を密にしながら各種調査研究を進め、慈恩寺の国史跡指定に向けて取り組む、2番目に慈恩寺シンポジウムの継続的開催など慈恩寺の学術上の高い価値についての情報発信、3番目に観光案内機能をあわせた休憩施設の整備など、慈恩寺の魅力を堪能できる受け入れ態勢の充実、4番目に市民とともに慈恩寺地区の景観を策定し、歴史的、文化的景観の保全・形成へ取り組むなどがございます。まさしく、この時代にマッチした重点プロジェクトであり、敬意を表したいと思っております。

そしてこの計画を着実に推進していくためにその進捗を毎年市民に報告し説明責任を果たすとともに市民目線で評価をいただき、市政に参画していただくために町内会長、商工会などの各団体らと公募により地域、分野、世代、性別などのバランスを考え、市民100人評価委員を選出し、早速第1回目の委員会を10月18日に開催し、市民評価シートによる結果ができ、その成果を見せていただきました。結果を見ても市民は慈恩寺に対する期待度は非常に大きいものがあると感じました。特に、自由記述の項目では年代、性別、地域などによって格差は出ておりますが、御意見が46点にも及び関心の高さがあらわれております。

そこで、お伺いいたしますが、平成25年度までに文化庁へ国史跡指定を意見具申するわけですが、どんな組織や調査が必要でありどのような順序で進みどれくらいの期間がかかるのか、また、指定になったときにはどんなメリットとデメリットがあるのか。そして現状ではどのような整備と景観計画などが必要なのか、そしてその後の観光振興などにどのような成果が期待されるのかお聞きし、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

木村議員からは慈恩寺観光について御質問があったわけでありましてけれども、慈恩寺観光につきましては慈恩寺の文化財を長く後世に伝え、また慈恩寺文化を観光資源として地域活性化を図るために新第5次振興計画の重点プロジェクトに掲げ、「悠久の魅力向上」をプロジェクトとして国の史跡指定受け入れ態勢の整備を推進していくことにしているわけでありまして、国史跡指定につきましては、具体的には教育委員会が進めているところでありますので、私からはその後の観光振興についてお答えをしたいと思います。

本山慈恩寺は、御案内のとおり奈良時代の聖武天皇勅命によって開祖されたと伝えられております古刹であります。境内には本堂、山門、薬師堂、三重塔が立ち並び、平安・鎌倉時代の仏像群が我が国の仏教美術の至宝として国の重要文化財に指定されているわけです。さらに毎年5月5日の一切経会に奉納される慈恩寺舞楽につきましては国指定重要無形文化財でございます。これらは、「文化財の宝庫・さがえ」を象徴するものでございます。本市を代表する歴史的文化遺産、そしてまた観光資源でございます。また、慈恩寺では慈恩寺舞楽奉納や除夜の鐘を初めとした行事が毎年とり行われ、県内外から多くの参拝客あるいは観光客が訪れる観光拠点でもあります。

慈恩寺の国史跡指定がなされるということになりますと観光地慈恩寺としての知名度が格段にアップをし、全国の方々から慈恩寺の歴史、文化、そのすばらしさに興味を持っていただいて、本市観光客の誘客促進に大きく寄与していくものと考えております。また、国史跡指定された慈恩寺効果により、西村山圏域はもとより村山圏域の広域観光の誘客にも大きく波及していくものと考えております。さらに文化遺産を生かした観光事業、観光振興事業など、国の補助事業の選択肢も広がってまいります。観光地としての受け入れ態勢整備への取り組みも促進されるものと考えているところであります。

これらの期待される効果を十分に活用していくためにも、慈恩寺に重点を置いた本市観光コースの充実、西村山広域観光コースへの重点的設定などについて地元並びに関係団体と連携し、これから鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。また、国史跡指定を見据えた受け入れ態勢の整備につきましても既に慈恩寺観光振興会、本山慈恩寺、醍醐地区町会長連合会と検討委員会の設置及び今後の進め方等についても打ち合わせを行っているところであります。事業の実施に向けて鋭意準備を進めているところでございます。今後におきましても国史跡指定に向けた取り組みと十分調整を図りながら地元の皆さんと一体となって慈恩寺の整備、そして観光振興に鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。失礼しました。渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

木村議員からは、慈恩寺観光についてのお尋ねがありまして、私からは国指定の史跡についてお答え申しあげたいと思います。

初めに、国指定史跡に向けての意見具申に当たりどんな組織や調査が必要かという御質問、これにお答えを申し上げます。

国の史跡指定は当方からの意見具申を受けまして文部科学大臣が行います。大臣は国の文化審議会に諮問することになりますけれども、実際には審議会内部の文化財分科会第3専門調査会史跡委員会というところで行われることになります。意見具申に当たっては、その史跡委員会での調査・審議に必要な調査報告書というものの提出がまず求められます。このための史跡指定に当たりましては、この報告書の作成こそが最も重要なポイントといたしますか、ステップになるのではないかと考えております。このため、専門的調査組織としてさきに慈恩寺調査検討委員会というものを設立いたしました。メンバーには、慈恩寺について深く研究されている専門家、史跡・文化財を専門とする大学教授など5人の方をお願いしております。本年7月、文化庁の主任文化財調査官にも加わっていただきまして報告書作成に向けた第1回の調査検討委員会を開催したところであります。

次に、調査内容に関する御質問についてですが、これにつきましては慈恩寺史跡の文化財としての歴史上または学術上の価値を明らかにするという必要があります。そのため、史跡調査の基礎となる慈恩寺の詳細な地形図が求められております。このことに関しましてはただいま申しあげました調査検討委員会からも強い御指導がありますので、早急に作成すべく準備を進めているところであります。

それと並行いたしまして、具体的な調査として古文書、堂社、院や坊、仏像、石垣、墓地、屋敷神、城館址、その他の遺構や慈恩寺修験など、慈恩寺が持つ史跡としての歴史的価値の全体像というものの把握を進めることとなります。

次に、どんな順序で進むのかということにお答えをいたします。意見具申書には指定対象地域の面積や現状、現在までの調査・保存の経緯、将来にわたる保護の計画など必要事項を記載し、これに先ほど来申しあげております調査報告書や地形図、地籍調書、地権者の同意書などを添付する必要があります。このため、ここまでの申しあげてきましたけれども、調査をまず総合的に取りまとめまして慈恩寺史跡の全貌を明らかにすることによって意見具申に必要な書類資料の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。この中であって、最も重要などいいますか、難しいものに史跡の範囲対象住居の確定があります。それと、その範囲に伴います地権者の方の史跡指定についての同意をいただくという作業があります。これら一連の過程を経まして、大臣あて意見具申書を提出するという事に相なります。

次に、どのくらい時間がかかるのかという御質問についてですが、意見具申書の提出を平成25年度を目標にいたしております。これまでの慈恩寺の調査研究の成果と集積を生かしながら所要の調査を急ぎ、地権者を初めとする関係者の理解を得てぜひ目標を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、指定になったときにはどんなメリットとデメリットがあるのかという御質問でございますが、次のようなメリットが期待されます。

これは、市長からも答弁にありましたところと重なるところがあるわけですが、まず慈恩寺の歴史的文化財としての価値がさらに高まり、歴史と伝統に培われた寒河江の文化といえますか、文化的特色がひときわ輝きを増すこととなります。そのことを通じ、全国へ情報発信され、慈恩寺を中心に寒河江を訪れる観光客の増加につながるものと思われまます。

次に、歴史的文化財を長く継承する環境が整い建造物の修理、案内板や説明板の設置、ガイドンス施設など国の支援が受けられることとなります。また、文化遺産を史跡を活用した観光振興事業や地域活性化事業などさまざまな国の補助事業に取り組みやすくなり、慈恩寺及び本市の活性化につながるものと考えます。

その一方で、一部制約されるということがあります。史跡として現状を保存していく責務を負うということになりますので、市史跡指定区域内での建物の建てかえや樹木の伐採など現状を変更する場合には国に申請して許可を得るといった必要性が生じてまいります。

これらのことにつきましては、地域の皆さんにまずは国の史跡指定の意義をよく理解していただき、申し述べたメリットが十分生きるような取り組みを今後進めていくことが大事であると考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 第1問の答弁、ありがとうございました。

今、市長からも答弁ありましたように、史跡指定になった時点では西村山地域だけでなく村山地域全体にわたって活性化に結びつくのではないかと御答弁いただきまして、私も大いに期待しているものでございますけれども、先日議員に対して新第5次寒河江市振興計画の実施計画書の説明が行われました。その中で、重点プロジェクトに上がっているのに慈恩寺の観光振興を図るため慈恩寺周辺の整備に100万円、慈恩寺地内の案内及び周辺観光を行う案内人を配置するために254万9,000円、しかも、平成24年度、25年度はゼロという査定にちょっと驚いているところでございますけれども、

もちろん国指定に近づけば実施計画は全く変わってくるかとは思いますが、準備期間というものもあるような気がいたします。その辺についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺の観光振興を図るための受け入れ態勢の整備ということでございましたけれども、先ほども申しあげましたけれども、当然地元の関係者の皆様の御理解というものが前提になるわけであります。これまでに、先ほどの答弁でも申しあげましたが、本山慈恩寺、それから慈恩寺の観光振興会等、地元関係者と現在打ち合わせを進めているところであります。整備の方針というものについてはまだまとまっていない状況でありますので、平成24年度、25年度への実施計画への計上についてはまだ見合わせているという状況であります。さきの全員協議会でも御説明したとおりであります。そういったところで、方針が固まった時点で実施計画に計上していくということで鋭意努力をしているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 当然やはり、そういう整備の態勢が整ってきってから準備期間の中で考えたいという答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますけれども、評価委員の中の御意見として、山寺や羽黒山にしてもあの参道と階段があるからこそその雰囲気醸し出しているのではないかという御意見もあります。私もサービス業をやっていた中で県外のお客さんと接する機会、たくさんありました。「慈恩寺は素晴らしいところですね」とまでは言ってくれるんですね。それで、平泉のようにもっと周りには人家ではなく、高い杉並木の参道を通り、まだまだ奥深いところにあるとまだまだ価値があるのではないかといて、とにかく言われたんですが、ないものねだりをしてもこれは何ともなりません。

歴史的に価値がある慈恩寺の山門をもっと生かしてもよいのではないかと私は思っております。現在、上の駐車場にとめて山門の裏を通過して観光客は入っております。それを山門の前から入ってもらっただけでもそのすばらしさというのをもっと理解してもらえし価値が上がってくるんじゃないかという感じがしております。そして、下の活性化センターのある大駐車場から山門までの道のりは結構距離がありますが、真っすぐでございます。階段や鳥居や灯籠、そして石畳を敷いて景観づくりをすれば結構豊かな参道になり景観や趣も変わり山門の価値も上がってくるんじゃないかなど、私個人的には思っているんですけれども。先ほども市長から御説明ありましたように、近づけばいろいろな形で計画も出てくるんでしょうが、この辺に対してどんなお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今の御質問については、地元との打ち合わせの中でも山門の裏側からの侵入、入るのを制限すべきではないかなどという御意見もあるわけでありましてけれども、下の大駐車場から参道の仁王堂坂、それから階段を上がって山門から参拝をしていただくというのが本来のルートではないかと思っております。そういったルートを整備をしていく、あるいは周辺の景観を整えていくということで御指摘の石畳、敷石でありますとか鳥居でありますとか灯籠というものについても鋭意整備をしていくということについては大変大きな課題であると思っております。そういったところも含めて、地元の皆さんと鋭意協議を詰めてまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、御答弁のようにいろいろ課題は山積みしているわけでございますけれども、ただ国史跡指定を受けるまでは早くても四、五年はかかるんじゃないかなと私個人的に感じているんですけども、その間だけでも県内外からの観光客を受け入れる態勢づくりはもちろん重要であります。ハード面では季節を考えた休憩所でもいいわけですけども、売店の整備は急務であると思われまます。ソフト面ではボランティアガイドなどももちろん必要ですが、その点などに関してどうお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 全体的な整備計画というのは一つあるわけでありまして、御指摘のとおり時間、国史跡指定に向けた取り組みの中での計画というものを進めていかなければなりませんけれども、毎年年中行事、先ほど申しあげました慈恩寺の行事もありますし、さくらんぼ、観光シーズンというものも毎年訪れるということでもありますので、そういう対応としまして臨時的な休憩所でありますとか売店などの設置というものも進めていく必要があると考えているところであります。そういった点についても、地元の皆さんといろいろ協議をしながら対応を進めていく必要があると考えているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 全くそのとおりでございます、今は全然何もないという御指摘が結構聞こえるものですから、その辺も十分考えていただきたいと思えます。

こんな時期になぜ今観光なのかと考えたときに、人の流れをつくり都市部に集中しがちな人・物・経済を地方で活性化できるのがやはり観光であると思っております。他の産業と徹底的に違うのは、その土地で生み出したサービスをほかの土地に持っていくことのできないのが観光であります。本市においても、そういうソフト面での観光客を温かく迎え入れようとするホスピタリー、いわゆるおもてなしの心でございますが、それは大変大事ではないかと思っております。

例えば、寒河江駅で慈恩寺へ行くにはどうやって行けばいいのか、歩いていけるのかとか車で行くのか、どんなところなのかと聞かれても果たして何人が説明できるのだろうか。そして、観光客が最初に利用する交通機関はタクシーがほとんどだと思います。そのタクシードライバーさんが慈恩寺に関してどれぐらい案内ができるのだろうかという疑問点もございます。そういうふうな史跡指定に近づけばそういうこともどんどん解消していかなくちやならんでしょうが、そういうふうな市民こそっての観光客を迎える態勢づくりというものに対して市長としてどのようにお考えなのか伺いたいんですが。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内かと思えますけれども、今年度のふるさとCM大賞で寒河江の慈恩寺の観光CMが大賞をとられたということで大変うれしく思っているところであります。もちろん、県内向けの放送ではありますけれども、毎日1回慈恩寺のPRが流れるということでもありますから、そういった意味からすれば多くの観光客が訪れてくるという、過去の実績でそういうふう言われているわけでもありますので、そういった意味からすればもちろん観光に携わる方々はもちろんでありますけれども、多くの市民の皆さん一人一人が自分の地域、あるいは慈恩寺も含めてそれを見つめ直し、あるいは愛する、そしてそういったところからおもてなしの心というものはぐくんでいくということが観光客の皆さんにも伝わっていくのではないかと考えておりますから、そういった面の市としての体制、支

援体制、あるいは協力体制というものも広めていくということが、国史跡指定に向けたということだけではなくて進めていく必要があるんだろうと思います。そういうことが広域的な、広い意味での寒河江市の観光振興につながっていくんだと思っておりますので、努力をしてみたいと考えております。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今市長からも話がありましたように、先日行われました山形ふるさとCM大賞ですか、大賞を受賞したということで21回目でございますけれども、その中で大賞を得たということは私どもも、私どもでない、本市にとりましても大変活気ある観光客にも結びつくんじゃないかと私どもも期待しております。よろしくをお願いします。

それでは次に、教育委員長にお聞きいたしますけれども、市長からの答弁にありましたけれども、いろいろな形で史跡指定までにはいろいろな過程があるかと思えます。今の答弁にもありましたように平成25年度には具申するということでございますけれども、実際具申してから指定を受けるまでどれぐらいかかるのか、その辺まずお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 他市の事例を参考にということでお答えしたいと思いますけれども、約半年から1年。ちなみに他市の例というのを申しあげますと、最近の例で申しあげます。遊佐町では平成19年7月に1件具申いたしまして指定になりましたのは平成20年3月、ですからここは1年弱のようです。隣の大江町の場合ですけれども、平成20年1月に2件具申をいたしまして、平成21年2月に指定を受けている。ここでは1年とちょっとかかっているようでございます。そのようなことで、本市の場合ありましてもこの1年前後というものを想定しておるところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 私一つ間違えまして、訂正させていただきます。議長、申しわけございません。

先ほど、ふるさとCM大賞が21回目と私たしか申しあげたんですけれども、実際は12回目だそうでございますので、かわりました國井議員から指摘ありましたので、申しわけございません。訂正させていただきます。

今、教育委員長から御答弁いただいたとおりでございますけれども、審査会も年2回あるような話もお聞きしましたので、平成25年度に具申しまして早い史跡指定を受けられるよう私も希望したいと思います。

それで、100人評価委員会の集計結果を見ても地元醍醐地区の盛り上がりがいま一つであるという御意見もたくさん出ました。それが一番大切なような気がします、地元の盛り上がりというのが。地元の協力がなければできない相談であります。話し合いや組織づくりなどはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま議員からおっしゃられますように、地元の理解と協力というものがこの国の史跡指定に当たっては最も大切なものと私どもも認識しております。そのためさまざま努力しているわけですけれども、この点に関しては実際携わっているといえますか、かかわっております教育長から答弁をいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

議員御指摘のように、何を言っても地元の理解と協力が一番だということで、そういう思いを強く持ちながら私たちは仕事を進めているところです。

そのため教育委員会としては、昨年慈恩寺一山を初め地元の町会長などの役員の方々との事前協議を経て、本山慈恩寺代表者、それから慈恩寺区長、それから醍醐地区町内会長、醍醐地区公民館分館長、慈恩寺観光振興会会長、慈恩寺地区景観まちづくり協議会会長などから成る事業推進に当たる委員の受託を賛同を、受託を得まして昨年10月、本格的な地元の支援組織であります総数36名から成る慈恩寺国史跡指定推進委員会を立ち上げたところでありまして、その支援を得て進めているところであります。設立総会ではこれら地元の代表の方々に事業の内容を説明し、御理解と御協力をいただいたところでありますが、本年度もこれから推進委員会を開催する予定でありまして、引き続き御協力をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

加えて、慈恩寺の歴史や文化財に対する理解を深めてもらうことがとても大事なことであると思っています。まず慈恩寺の持つその歴史的な価値、文化財の価値について、理解を深めることから協力が強くなってくるんじゃないかな、理解と協力が強くなってくるんじゃないかなということを思っておりますので、醍醐地区の人々を対象にしてこれまで5回ほど慈恩寺の歴史や文化財をテーマにした学習会を開催してきたところであります。

今後は昨年から行われている調査、院坊調査、院と坊の文化財調査、それから慈恩寺修験調査、城館址調査などがありますけれども、それらの調査の成果についての調査報告会を地元慈恩寺の皆様だけでなく広く市民の皆様を対象にして実施していきたいと考えて、今計画を進めているところであります。

また、シンポジウムの開催、それから市報などによる慈恩寺の持つ歴史的な価値や魅力について情報提供を積極的に行いながら、地元慈恩寺地区の皆さんを初め多くの市民からの理解と協力を得てまいりたいと考えているところであります。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、教育長から大変いい御答弁いただきました。ということは、100人評価委員会ではまだ余り理解していないでこういう結果が出てきたのかなという感じもしていますし、慈恩寺国史跡指定推進委員会を立ち上げたというお話を聞いて安心しているところでございます。

同じく100人評価委員会の集計結果を見ても、ソフト面では若い人にもっと興味を持ってもらえるような計画を、それにもっと文化的な水準を底上げしていかなければならないのではないかと、まずは身近な歴史として小学生をもっと時間をとって慈恩寺に触れさせればいいのではないかと、小中学校の授業で関連ある地域の歴史と文化について学ぶ機会をふやせば今後の慈恩寺にも興味を持って接することができるのではないかなどと評価が多数あり、地元の小中学校として現在・将来もどのような形で授業に取り入れていくのか、そしてその成果などお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

100人評価委員会で議員御指摘のような意見があったことについては、私どもも承知しているところ

ろであります。未来の寒河江市を担う子供たちに、慈恩寺を初め自分たちの住んでいる地域の歴史や文化財について学習し、理解を深めていくことはとても大事なことでありと考えているところでもあります。現在、多くの学校では主に社会科の時間とか総合的な学習の時間を活用して自分たちの地域の歴史を調べたり、それから地域に伝わる田植え踊りとか大黒舞などの文化財などの学習に取り組んでいるところでもあります。

特に、慈恩寺に関して申しあげますと地元醍醐小学校においては1年生から6年生まですべての学年で慈恩寺の地域を探検したり、慈恩寺を訪れたり、歴史を調べたり、それから慈恩寺の案内パンフレットを作成するなどの学習活動を展開しているようでもあります。また、醍醐小学校以外のその他の学校でも、慈恩寺を調べる学習、それから親子でサイクリングをして慈恩寺を訪れて写生大会をする、などという活動をしているところが何校か見受けられるようでもあります。

また、3年生と4年生の社会科の学習では自分たちの住んでいる身近な地域が学習内容になっているのでありまして、そのために教育委員会としては副読本という、そのための寒河江市を学ぶ教科書副読本を作成して、全員の子供たちがそれを所有し学習に使用しているところでもあります。来年度から使用する副読本の「私たちの寒河江市」というものを今編集集中でありますけれども、その中で古くから残る建造物ということを学ぶ内容があります。その中に慈恩寺本堂、三重塔、仏像などを取り上げて学習することになっています。来年度からは寒河江市内の3年生か4年生、いずれかの学年で子供たち全員が慈恩寺について学習するようになってまいります。

このように子供のときから慈恩寺を初めとする寒河江市の歴史や文化財に触れることによって、地域の歴史や文化財に対する関心が高まって郷土に対する愛着や誇りを持てるようになってきているのではないかということと、これからますますそうなるのではないかということを考えているところでもあります。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

今、教育長のお話を聞きましても小中学校を含め慈恩寺に対する思いというものが強いのかなという感じもしますし、それを迎え入れる、いわゆる要するにホスピタリー、我々ももっともっと関心を持って国史跡指定に十分向けていかなくちやならないんじゃないかという感じを受けました。そして今まさに世界遺産、歴史ブームでございます。全くグッドタイミングであると思えますし、これから史跡指定を受けることによっていろいろな金銭的な援助も大分あるようでございますので、大いに寒河江市の観光を期待しながら私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号11番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 通告番号11番、市政全般について、通告している課題について順次質問いたしますの

で、市長の答弁を求めるものであります。

(1) 市民参加のまちづくりについて伺います。

去る10月12日、昨年に引き続き町会長連合会と市議会議員との意見交換会が開催されました。その中で町会長連合会長より、町会長は非常に多忙であることと町会長のなり手不足が共通の課題として提起されました。寒河江市町会長設置規則では、地区で推薦する町会長は自治会長でなければならないとの規定はないものの、多くの町会が自治会長である方を推薦されていることから、自治会組織である町会長の仕事と、寒河江市町会長設置規則に基づく町会長の職務の両方を果たさなければならない状況にあると思います。

そういう中で、町会によっては地域の業務が町会長に集中していることや市の事業、会議への参加要請が町会長に集中していることなども、多忙の要因になっているのではないかと思います。多忙を解消するにはその地区、町会の中で役割分担をすることだと思います。また、報酬との絡みもあるかもしれませんが、市が事業や会議などの参加を町会長に限定しないで要請するなどの工夫で負担軽減を図ることができると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

町会長のなり手不足については自治組織、地域コミュニティーの必要性、重要性がますます高まっている現在、地域づくりは一人一人の地域住民が担うという意識の醸成が必要であります。このことを地域に任せるだけでなく、地域と一体となって取り組むことが行政の大きな役割だと思います。人づくりです。1人の100歩より100人の一步の理念を持って人づくりを進めるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

特に、町会長連合会長は当て職による任務が多く負担が大きくなっている現状を改善すべきだと思います。そのためにも、各種審議会委員などの選出基準について平成12年9月議会や同じく13年12月議会で一般質問などを通じて提言している平成11年4月に閣議決定された最長10年、兼職は四つを限度とする国の審議会などの運営に関する指針に基づき改めて検証すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、(2) 市町村設置型合併浄化槽の課題について伺います。

過般の議員懇談会に示された寒河江市浄化槽整備事業実施計画と、寒河江市浄化槽排水管整備計画の概要説明を受け、関係地区民が抱えている心配や疑問点を解消し、スムーズな事業推進を望む観点から3点についてお伺いいたします。

一つは浄化槽整備事業を進める上で重要なのが、浄化槽処理水の排水先の問題です。土地改良区管理の水路は用排水分離が基本であります。したがって、排水先が確保できない区域については排水管整備計画により整備を進め用排水分離を行うことになっており、排水管整備が終了しなければ浄化槽の設置ができないこととなります。それでは地区民の理解は得られません。平成24年から27年度の財政計画では各年度の事業規模が示されていますが、排水管の整備については前倒しを含め積極的に事業推進を図り、希望する時期に設置できるようにすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

二つには、排水管整備が予算の関係でどうしても翌年度にならざるを得ない場合の対応や、緊急に浄化槽整備が必要になった場合の対応はどうか。市民が整備を待たされるのではなく水路管理者からの放流先同意をもらえるようにすべきと思いますが、その見通しも含め見解を伺います。

三つには、現在使用している合併浄化槽の排水について、整備する浄化槽排水管への排水利用はできるのか。また、整備事業の目的からしても接続経費を市で負担しても積極的に切りかえるべき、切

りかえを進めるべきと思いますが、これも含めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、(3)平成24年度から26年度までの寒河江市振興計画実施計画の課題について伺います。

3.11東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による復興には国は莫大な財源が必要となり、その影響で今後地方財政は一段と厳しくなってくることを想定しなければなりません。実施計画は向こう3カ年ごとの事業計画が示されるが、大震災前に策定された新第5次振興計画の施策をすべて進めることや、市長の公約の全部を実現することは難しいと思います。そのことに、主眼を置いた市政運営でなく、現実を直視し、目先だけにこだわらず将来の健全財政をも展望した冷静な判断で市政運営をすることが重要だと思います。厳しい財政状況の中にあっても優先的に取り組まなければならない事業があり、実施計画に変更があってもしかるべきだと思います。

大震災を経て、安全・安心の観点からも市庁舎建設に向けた基金の積み立てはぜひ取り組まなければならない課題であります。財源が縮小しても、施設の維持管理費や社会保障費などの経常経費を大幅に削減することは難しいわけであります。投資事業を縮小するきり対応の方法はないと思います。どの事業を削るか、またどの事業を先送りするかを市民みんなで考えなければなりません。

その判断できる資料を当局は市民に示すべきであります。この対応いかんがその市長の政治、真の意味での政治的評価そのものだと思います。私は厳しい財政の中では整備がおくられても市民生活に直接影響を及ぼすことが少ない寒河江公園整備などは先送りし、市庁舎建設の積立金や市民生活に密接にかかわる前述の浄化槽排水管整備などは優先すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたしまして第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、市民参加のまちづくり、それから市町村設置型の合併浄化槽、さらに実施計画の課題について3点大きく質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

御案内のとおり、寒河江市内には現在201の町会がありますけれども、その町会長さんに対しまして市といたしましては、一つには市行政事務の周知に関する事項、二つには地区住民と市の連絡調整に関する事項、三つには軽易な調査に関する事項、そして四つにはまちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関する事項、そして五つにはその他市長が必要と認める事項とこういうことで、五つの職務を委嘱して処理していただいているわけであります。

町会長さんは業務が多忙を極めて、またなり手がいないという御指摘であります。確かに、行政事務全体として近年複雑多様化して増大しております。それに伴って、市が委嘱しております町会長さんの業務が多くなっていると私も思っているところであります。

そうした声もあり、市が委嘱する業務について簡素化を図って見直しをする必要があるものについては見直しをしていかなければならないと考えているところであります。

御案内のとおり、町会は一定地域の住民の方が親睦を図り住みよい環境をつくっていくために住民の皆さんの総意に基づきつくられた組織であるわけであります。みずから決めた会則をもってその目的達成のために会議を行い、さまざまな行事をみずから取り決めて実行している住民の皆さんの任意の団体ということでございますので、市が「こうしなさい」とか「こうあるべきだ」ということについてはいかがなものかと思っているわけでありますけれども、御指摘のとおり町会長さんのなり手が

いないということでありますれば、市から依頼する事務の合理化、簡素化はもちろんでありますけれども、議員おっしゃるように町会の中での役割分担も必要かと思っております。また、町会の組織あるいは行事、会議などについても簡素化、簡略化などについても一つの方法ではないかと思っております。

市といたしましても、地域づくりは御指摘のとおり市民の皆さん一人一人が担っていくというものでありますので、そうした意識の醸成、そして人づくりというのは大変重要かと思えます。また、町会活動の重要性、効率的な運営などについてもあわせて広報活動を啓発活動を行いながら、またいろんな相談に今後乗っていきながら町会運営のバックアップについて一層努力をしまいたいと考えているところであります。

また、市の会議や行事などへの出席・参加要請についても御指摘がありましたけれども、町会長としての意見がどうしても必要な場合を除いて、今後できる限り町会長さんに限定しない要請をしまいたいと考えているところであります。

平成22年3月に策定をいたしました市行革指針前期アクションプランにおきましては、審議会等委員につきまして特定の市民に集中することを避けるために委員の負担解消と、広く人材を確保する観点から委員の多重兼任を抑制するというところであります。また、町会長連合会に対しましては、さらに、既に会長に限定しない要請を行っているものもありますけれども、さらに進めてまいりたいと思っております。

市といたしましては、今後とも町会の健全な運営を図るために町会長の負担軽減に十分意を用いてまいりたいと考えているところであります。

二つ目であります。市町村設置型合併浄化槽についてであります。

排水管整備につきましては、先日議員懇談会でお示しをいたしました寒河江市浄化槽排水管整備計画により優先度の高いところから整備してまいりたいと考えているところであります。まず、国道、県道、鉄道等の横断箇所の整備、次に浄化槽の申請により排水管の整備が必要になった区域の整備。3番目として浄化槽からの排水先がすべて用水路に接続されている区域の整備。4番目として排水管の整備延長が長く、整備に時間を要する区域の整備。以上のような優先度で整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、浄化槽の申請件数が多くなり排水管の整備の予算を超える場合についてはどうかという御質問でありますけれども、状況に応じ適宜補正予算を検討するなど、できる限り排水管の整備を進めていけるように努力してまいりたいと考えているところであります。

また、緊急に浄化槽整備が必要となった場合の対応ということでありまして、県内の先進市町におきましては通常、申請から浄化槽引き渡しまでの期間は約2カ月程度かかっているようであります。本市におきましても、申請から浄化槽引き渡しまでは同程度の期間を要するものと考えているところでありますけれども、なるべく市民の皆さんから待っていただくことがないように期間を短縮できるような方策を検討してまいりたいと考えているところであります。

また、放流先同意の得られない箇所についての御質問がございましたが、排水管の整備が完了しない場合は浄化槽の設置を待っていただくざるを得ないということになるわけでありまして、排水管の整備を急ぐということが大事であります。また、暫定的に放流を認めていただけるように、引き続き水路管理者と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

現在の対象区域内における排水処理形態は、合併浄化槽利用が約1,100世帯、単独浄化槽利用が約1,000世帯、くみ取りが約800世帯となっております。浄化槽整備事業のねらいについては改めて申し上げるまでもないかと思えますけれども、地域の自然環境保全及び生活環境の改善を図ることを目的としてくみ取りや単独浄化槽の利用から合併浄化槽への切りかえを促していく目的であります。したがって、排水管への放流につきましては合併浄化槽の排水に限り利用可能としてまいりたいと考えているところであります。この場合の接続費用につきましては利用者の御負担となりますが、御理解を賜りたいと考えております。

三つ目、寒河江市振興計画実施計画についてであります。振興計画につきましては申し上げるまでもないことではありますけれども、基本構想と基本計画によって将来都市像の実現に向けて必要な施策の大綱と体系的な計画の方向と施策を示すものであります。基本計画に沿った具体的な事業として歳入の状況、市民の要望なども踏まえて毎年見直しを行いながら3年間の実施計画というものを策定しているわけであります。

御質問は実施計画を手直しする必要があるのではないかということでございましたけれども、新第5次振興計画についてはアンケート調査さらには地域ワークショップなどを経過を経て市民の声を反映した計画としたものであります。さらに、振興計画に掲げました重点プロジェクトを初め、各事業について着実に進めていくというのが基本であると考えております。

しかしながら、実施計画において具体的な事業を計画する際には財源の状況、市民の要望、さらには御指摘のような社会情勢の変化なども踏まえながら毎年見直しを行う必要があることとございます。財源が縮小する場合は事業の優先度を判断し、先送りや縮小を行わなければならないと考えているところであります。その判断材料といたしましては、一つにはやはり市民の行政ニーズというものが大変重要であります。そのため、議会での御議論、さらには地域座談会や市民100人評価委員会などを通して多くの市民の御意見を的確に反映していくことが必要だと考えているところであります。

今議会で行った行政報告を行いました平成24年度から26年度までの実施計画につきましては、例えば消防ポールの更新でありますとか避難所看板の設置、備蓄物資の拡充、衛星携帯電話の配置など防災に係る事業に財源を多く配分するとともに、保育所、それから市立病院、市庁舎などの公共施設の耐震化の前倒しを計画するなど、東日本大震災を踏まえて市民の要望の高い安心・安全で災害に強い地域づくりに重きを置いた計画としたところでございます。議員御指摘のような庁舎建設基金積み立てでありますとか、浄化槽排水管の整備などにつきましても議会での御議論、さらには市民の皆さんの御意見、あわせて財政状況などを十分踏まえながら御質問にもありましたが短期的な視点、そして長期的な視点、両面から適切にかつ柔軟に対応していく必要があると考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目の答弁をいただきましたので、さらに深めるために質問を続けさせていただきたいと思えます。

市民参加のまちづくりの関係でありますけれども、今寒河江市でも多重兼任を避ける基準をつくって対応されているという話がありました。この多重兼任を避ける寒河江市の現在の基準はどういうものなのかを教えてくださいということと、先ほど申しました国の方の審議会等の運営に関する指針、この関係で最長10年、兼職は四つを上限となっているわけでありますので、10年を超える人は何

人いっちゃうのか。そして、最長の人は何年、これは前にも議論したんですが、市史編さん委員のような特殊な立場の人について10年ということをはめて交代というのはかえって問題があるんだろうということは議会の中でも議論なっていますので、そういう部分はもちろんいいわけでありませけれども、それから兼職四つを超える人が何人いっちゃうのか。最大幾つの任務を担っているのか。この点お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字もありますので、担当課長の方から答弁させていただきます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 市の方での多重兼任を避ける基準という御質問でしたが、特にきちんとした基準というのはまだ策定しておりません。ただやっておりますのは、各種審議会委員の単年度で終わるやつじゃなく常時設置するようになっているものでありますとか、数年間委員をお願いするようなものにつきまして、全体を取りまとめまして庁内のLANでありますけれども、グループウェアの方に載せまして単年度での審議会の委員を選ぶときとか新たに改選のときに選任をするという場合に、これらを参考にしてできるだけ重複を避けるように各課の方をお願いをしているところであります。

それと、平成11年に国の方で閣議決定をいたしました審議会等の運営に関する指針についてでありますけれども、これは中央省庁の改変推進するために国の審議会等の整理合理化に関する基本的計画を定めた中で、その中に審議会等の運営に関する指針というものが出されておまして、議員おっしゃいますように最長10年、兼職四つというのが上限となっておりますけれども、国の場合には国民全体にかかわるような重要な内容について専門的な知見を有する方を特に委員をお願いしているということではないかなと思います。市の場合には、専門的な知見ももちろんでありますけれども、それとあわせて広く市民の御意見を聞きたいという意味もありまして、どうしても各種団体から委員になっていただくということが多いと思います。ですので、国が決定いたしました指針をそっくり市に当てはめるといのはなかなか難しいんじゃないかなと思っておりますが、アクションプランで示しましたようにできるだけ重複を避けるように可能な限り団体の長、団体から選出をしていただく場合でも長に限らないような工夫を考えていくべきではないかなと思っております。

例えば、一例を挙げますと今回の市民100人評価委員会でも町会長さんを各地区からお願いしておりますけれども、通常ですと連合会長さんということにしがちでありますけれども、それは各地区の方からお願いして推薦をしていただいたということにしております。また、各種団体からの委員をお願いいたしますけれども、それにつきましても団体の方から検討していただきまして推薦をしていただいたということに取り組んでおります。

それと、継続して何年かということと、兼職四つ以上のという御質問ありましたが、年数についてはちょっとわかりませんが、昨年の段階では兼職が一番多いというのが11、兼職しているところがあります。そして、四つ以上兼職している審議会は10ありました。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 行革の中で市の多重兼任を避けるという方針を出していながら基準ないというふうなでは、やはり町会長さんらが多忙でという現象が現実的に起きるんだと思います。そして、1問でも申しあげましたけれども、過去に何回かにわたってこの問題は国の基準を出しながら、もちろん国も

閣議決定する前は10年でなかったんです。8年で閣議の口頭了解事項という時点では8年だったんですけども、閣議決定する段階では10年に2年延びている。これらもやはり参考にしながらやっていかないと一部の人に大変だという問題。極めて重要なコミュニティー組織の長を担う人がなり手不足ということでは非常にまずいわけでありますから、ぜひ十分検討して基準をつくっていただきたいということを申しあげておきます。

それから、やはり人づくりだと思いますので、もう1問目で申しあげ、市長の答弁もありましたので、ぜひそれが実効あるようにみんなで取り組んで、私どもも議員という立場でも一市民という立場でもやりますので、行政の極めて大きな役割だと、物をつくるだけでなく極めて重要なことだというような認識では一致をしていますので、実効あることを関心を持ちながら一緒に頑張っていきたいと思います。

それから、合併浄化槽の関係でありますけれども、一つはもう支障ないように努力するというのはわかりました。それぞれの路線で一番長い場所の延長は幾らになり、そのための排水管理設に係る工期というのはいかほどになるのかというのをお聞きしたいし、あわせてこれは私のところで申しあげますけれども、今私のところ谷沢の一本道でありますけれども、下の方から水道管の更新がやられてきています。そして上の方が残っているわけでありますけれども、もちろん来年度継続してやるわけでありますけれども、同じ場所に今回合併浄化槽の排水管が埋設されるわけです。そうすると、水道が深くて合併浄化槽のやつが上に入るわけですからこれ全くやり方、一問一答だけど、こいつとあわせてこの二つだけ聞きます。

○高橋勝文議長 一問一答です。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一番長い排水路線は幾らかとその工期は幾らかということではありますが、清助新田の1,300メートル、工期は約5カ月ということであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほど申しあげました水道管更新と今回の合併浄化槽の排水管との施工の調整の関係、どのようになされるのかお聞かせをいただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 調整をして同時に施工を進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 合併浄化槽の排水管が一番長いところでも5カ月ということ、この期間からすると、水道の工事の関係からすると逆に同一になるところは水道の方の工期の方が長いのかなと思いますけれども、それは変わらないのかどうか。合併浄化槽の排水管の工期の中に入るくらいのものなのか。私は素人的な判断では水道の方が工期が長くなんのんねがと、そうすると同じ区域はずっとおくれるという心配があつて要望したときに設置ならないという危険性はないのかなという思いがあるんですが、1問目の答弁で市長はそいつないように努力するということでもありますので、違いがどうなるのかだけ教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な施工に関することですので、担当課長の方からお答え申しあげます。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 谷沢地区の水道管老朽管の更新工事と排水管の工事が一緒になるということですが、工期につきましては水道管の整備の工期、約600メートルほどございますけれども、これで工期が4カ月ということがございます。ですから、その工期に合わせて施工なるということがございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 わかりました。

それで、確認のためにお尋ねしますが、もちろん1問目の答弁で市長は支障ないように努力するということだったので、問題ないのかなと思いますけれども、地域の人たちは秋の説明の際とかか住民から合併浄化槽に切りかえることについてさまざまな課題、心配事出してくださいという話を聞く場が8月末から9月にかけてそれぞれの地域の公民館分館単位になされたわけでありましてけれども、その際にやはり平成24年度から合併浄化槽に切りかわると、公共下水道から。そうしたときに、今まで浄化槽入れて市道の側溝に流せたのがだめになるということはないんですね。平成24年度に同じ地域で同じように合併浄化槽を、今回市の設置型のやつにしてもないんですねということ。あったときにないですという説明されているから、ただその後の計画を見ると排水管がならない限りはだめだということに計画上はなっています。ただ、今市長からあったように、もし万が一そうなった場合でも同意をもらえるように努力してくださるということだから、私ども住民には心配ないと伝えていいわけですね。この部分、いやそう言っていないとか、後で議員の言ったことが違うということになると困りますので、念のためその部分だけは確認のためにお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては地域の方々に不便をかけさせることのないようにいろいろな施策を展開しておりますし、市町村型合併浄化槽の整備に関しても排水管の整備に関してもそういった努力を続けていくということで頑張ったいと思っていますので御理解を賜りたいと。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それでは最後の方の実施計画の課題の関係についてお尋ねをしたいと思います。

新第5次振興計画、そしてまた市長の選挙戦での市民に向けての公約、これあります。そして、新第5次振興計画の中では重点プロジェクト、これをつくり、そして今年度から100人委員会で重点プロジェクトについても市民による評価がされるようになりました。大変いいことだと、私は昔からこのことを提起してきた立場からして、非常にいいことだと思うんですが、まだまだ反省すべき点が、もっと中身を高めていかなければならない課題がいっぱいあるんだとは思いますが、実際こういうふうになると、重点プロジェクト、掲げたものを達成率を高めたいというのは至極当たり前の人情としても理解をします。執行者としてはそのことをしていきたいということは、高めていきたい。達成率を高めたいというのはわかります。

しかし、その第5次振興計画がつくられた後、状況の変化というものが非常に大きいものがあるわけで、1問目でも申しあげましたけれども、3.11です。これは、財政的に地方財政は今後かなり、短期間でなくて長いスパンで厳しくなるであろうということを想定すべきだと思うんです。こういう変化がありました。

それから、庁舎の耐震の問題も、ずっとされていますけれども、正式に耐震工事をしなければならないということになって、そして本来なら建てかえだったんだけどということでも将来的な基金の

積み立てのこともその中で明らかになりました。また、状況の変化の——先ほども申しあげたんですが、公共下水道から市町村設置型合併浄化槽の切りかえという問題があります。そして、今まででありますとその関係地区の人は、水路に、排水路に合併浄化槽の排水は流していたんだけどだめという事態が起きている。こういう状態があれば、やはり今100人委員会にかけても重点プロジェクトの評価なんですね。したがって、実施計画の中では前につくった重点プロジェクトだけでは抱え切れない、救済し切れない、把握し切れない新たな事業があるんだということなんですね。このことについては市長も見直しはやぶさかでないと言われているんですけども、極めてこの部分が重要だと思えます。そして、これももちろん重点事業で市民の100人委員会の評価を毎年受ける形になるわけですから、やはりそれを上げていきたい。でも別なやつが乗ってきていない、そこに。こういうことがあるわけでありませぬ。

そして、同時に議会で私ずっと20年間いますけれども、議員からも新たな要望、新規のやつどんどん、こういう事業をやらなければならないのでは、こういう事業をやらなければならないのではないのかという投資的な部分はどんどん出るわけでありませぬけれども、それをするためには今の状況の中で何を削るかという、何の部分を後回しにするかという、こういうことと相まって初めて健全な寒河江市の財政、将来財政の健全財政というものをつくられると思えます。

私はこの間ずっと言ってきましたけれども、こういう部分については後々大変になるから、その部分は逆に維持管理費やなんかずっとかかっていくんで見直した方がいいのではこの間ずっと言ってきましたということで、そういうことをやはり私どもが議員も市民も判断するためにはそういう資料を出していただきたい。そして出すことが本当の意味で執行部と市民と、あるいは議員と議会と一緒に政策づくりになるんだと思っています。したがって、そういう意味で、この間、中長期の財政計画の必要性を申しあげてきていますけれども、もちろんこれは入りの部分が、出の部分があって財政計画になるわけでありませぬけれども、入りの部分が定かでない中ではそれはできない。だとすれば、将来の需要見通しといいますか、大きい事業、これをやはり寒河江市ではこれから10年20年、こういうことをしていかないとならないというものを列挙をしながら常に市民へも示し、その中で事業を選択をしていくという、3年のローリングの中でももちろん、やっていくということが必要だと思えます。そして今回、そういう立場で前からそれは必要だということを市長も答弁されておりましたし、そういう資料は私どもにも見せていただきますねということで、それは見せられるものは見せませぬということだったんですが、今回いただいたこれまでの実施状況、今後の実施予定というものを、きょうここでは言いませんけれども、これだけでは不十分だと思えます。改めて市長、これ見ていただいて、後で将来の私どもが健全財政あるいは健全な事業選択をしていく、その上で必要なデータになりますのでぜひこれも検証していただいて、必要なものは改めてつくっていただきたいと思えますが、このことについての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、新第5次振興計画というものを第5次の振興計画を見直して策定をしていただいたわけでありませぬけれども、そういった中で具体的な事業の実施計画というものはもちろんその時々々の財政の状況あるいは社会の状況、それから市民の皆さんのいろいろなニーズの多様化、変化というものをとらえながらその事業の計画というものをつくらなければならないというのは御指摘のとおりであります。

そういった意味で、それがもう少し長期的なものができないのかというのはまず川越議員の持論であろうと思いますけれども、なかなかそういった計画とまではいかないまでも案というんですかね、いろんな声としては聞くとこではありますけれども、それが成案、固まった案だとはなかなか聞いていないというのが現状だろうと思います。そういったことを踏まえましてなかなか10年先、20年先にどういった新たな、ハードも含めた事業展開が予測されるかということもなかなか難しい。もちろん歳入、入りについても来年度のことすらなかなかわからないという状況の中で長期的な財政計画というのはなかなか立てにくいという状況にあります。ただ、予想されるあるいは想定される、そしていろんな声があるという事業と申しましょうか、プロジェクトと申しましょうか。それについてはある程度把握が、現時点ではできないわけではないということになるかと思えます。我々としてもできるだけ中長期的な視点に立って寒河江市の将来計画、それに伴う財政計画というものを立てていきたいと思っているわけでありましてけれども、そういう状況も踏まえて今後なるだけ皆さんにも資料などもお示しをしながら議論を深めていただければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 休憩前にも申しあげましたけれども、もちろん第5次振興計画、これは多くの市民の皆さんの声を結集してできた計画でありまして、それはすばらしいものだと思っております。しかし、その後の状況の変化があるわけでありまして、それに対応した見直しというのは当然あるということで、市長もそう申されました。

ところが、100人委員会での評価というものは、その第5次振興計画の重要プロジェクトをしていくという形になっていますから、その部分、現状の部分との評価やなんかができる、こういう工夫をしていただきたいと一つは思います。

それから、本当に状況、もちろん5年間あるわけでありまして、新第5次振興計画が策定されてから、その期間5年あるわけでありまして、5年の中で既に先ほど申しあげましたような状況の変化があります。これからどうあるかかもしれません。そうしたときに、その時点でどう、今のままでいいのかどうすべきかということをも市民が判断できる情報、データ、資料、それはやはり常に市長、行政当局が出す。そしてみんなで検討し合うという、寒河江市の作風をつくっていただきたい、ぜひそういうふうに議会とも一緒になってやっていただきたい。議会も今、議会基本条例をつくろうとしています。政策議論を大いにやろうということなんです。したがって、そのためにも基本になる部分でありますので、このことについて市長の見解を伺って今回の私の質問を終わりたいと思います。

お願いをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 答弁でも申しあげておるわけでありましてけれども、新第5次振興計画の掲げましたそれぞれの施策、事業につきましてはそれぞれ着実に推進をしていく計画になっているわけでありまして、重点プロジェクトのみを推進していくということには考えていないわけでありまして。ただ、市民の皆さんにすべての事業について評価をしていただくとか、そのことになると現実的ではありませんので、

その中から重点的に取り組んでいくということをわかりやすく見えるような形でまとめたのが重点プロジェクトとなろうかと思えます。

そういった中でいろんな御意見をいただきながら見直しをしていくべきではないかという御質問でありますけれども、そのいろんな御意見の中に100人評価委員会の御意見もあるということでもありますし、また議会の御意見もあるということでもありますから、そういった御意見を踏まえながらよりよい100人委員会、そして具体的な実施計画も含めて事業展開を図れるように一層努力をしてみたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

佐藤良一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号12番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 通告番号12番に対して質問いたします。

平成23年度9月議会において、議会選出の監査委員が会計決算に対し反対なされております。5月第3回議会で市長から監査委員の選任に対し同意を求めて提案されていますが、佐藤良一が質問したのに対し市長が答弁では「経験と力量からして適任」と答弁されています。しかしながら、監査委員は5会計の認定に反対されています。このことからして、市長の任命責任は重大ではないかと佐藤良一は思う次第であります。

地方自治法第196条では、市の監査委員は市長が議会の同意をとって人格高潔で市の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関したすぐれた見識を有するなどのうちから、議員のうちから選任することになっております。地方自治法233条の第2項では、市長は決算並び定められた書類を監査委員の審査に付さなければならない、第3項で市長は第2項による監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付さなければなりません。第4項でその意見書は監査委員の合議によるものと定めています。

9月定例会に平成22年度の寒河江市一般会計歳入歳出決算初め8特別会計歳入歳出決算並び寒河江市立病院並び水道事業会計の歳入歳出を含む11決算認定に付されました。決算認定の採決で議会選出の監査委員である議員が、一般会計決算と国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の4特別会計決算の認定に反対されました。

寒河江市議会では、昨年9月定例議会より、議会だよりから各議案に対する議員個人ごとの賛否表が掲載されることになりました。ことし9月定例会からインターネット中継・録画配信されております。市民の関心も高く、議会選出の監査委員が適任との監査意見書を提出し議会の認定を求めながら自分が反対するものは問題だとの声が市民からよく聞かれます。また、10月21日の市議会の懇談会の場で同僚議員からも指摘がなされております。私が議員になってから初めての出来事でもあります。寒河江市議会始まって以来のことではないかと思えます。

もし、議会選出の監査委員が五つの会計決算に反対ならば、それらの意見書制作の過程で対処すべ

きでなかったかと思えます。両監査委員の合議で適正との意見書を出している以上許される行為ではないかと思えます。

議会選出の監査委員が12月7日に辞表を提出し、市長が辞職を許可したとの報道を、報告を昨日受けました。そこで、市長にお聞きします。

これまで、寒河江市では監査委員が決算認定に反対したという事実があったかどうかお尋ねします。現在、辞職しているというものの佐藤市長が選任した監査委員が5会計決算認定に反対されたことは事実をどのように受けとめているかです。市長のその気持ちをお聞きしたいわけであります。

今まで、寒河江市議会でも決算委員会におきまして、自分が議員になりましてから代表監査委員が病気で休んでいるとき自分の席から立って壇上で、後日決算委員会がありますと言った出来事がありました。それで自分がそれではおかしいんじゃないかと言って監査委員席に座るべきだと指摘してから、議選の監査委員も代表監査委員と並んだことを記憶に思います。あと、決算委員会で当局と議員が特別会計という文字が落ちたことを指摘されたときのことを元市長初め収入役、監査委員が陳謝したこともあります。やはりそのことは大変な問題だと私なりに認識しているわけであります。執行部においてもそのときは計算も合わなく、監査委員意見書差しかえ2回ほどやっても数字の違いがありました。そのほかに執行部におかれましても特別会計の特別の文字が落ちていたことがここに議場にいる川越議員から指摘されて大問題になったことが、私には強く感じる次第であります。

まして、このたびの決算認定に対して議選の監査委員は代表監査委員と適正でありますと言っているわけでありますけれども、5会計に反対なされたものが本当に同僚議員として忍びなく思う次第であります。これをただして議員も執行部もみずから襟を正さなきゃならないと思っております。

以上で1問終わりますけれども、市長の気持ちはどのようにお考えなっているか、どうか御理解ある答弁をお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

これまで、議員から選任された監査委員が決算の認定で反対した事実はあるのかどうかということでもあります。

私が就任してから過去2回あるわけでありまして、決算の認定はあるわけでありましてけれども、反対した事実はなかったと記憶しています。

それ以前の決算の認定についての採決については、議事録に頼らざるを得ないわけでありまして、議事録上は「挙手全員」、「挙手多数」と記載なっておりますので、議員個々人の賛否状況は確認できないとなっております。

御案内のように、議員のうちから選任する監査委員につきましては、御指摘のとおり地方自治法第196条において定められており、議長に内申をお願いし適任者を推挙いただき議会の同意を得て選任しているところであります。監査委員の業務については市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理などについて法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、組織や行政運営が合理的かつ効率的に行われているかといった観点から、公正に独立した立場で監査を行うということであるわけでありまして、議会選出の監査委員におかれましても監査業務を適切に執行していただいたと認識をしているところであります。

佐藤議員からは、監査委員に選任した議員が決算認定の議案に対し反対した現実をどのように受けとめているかという御質問でありますけれども、上程された議案に対する議員としての賛否につきましては議員の職責に基づく行動でありますので、私が言及すべきことではないと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、お伺いいたします。

辞表提出前に本人から市長に釈明があったのかなかったのか、あったとすればどのようなやりとりが行われたのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員懇談会の後、議員からは議員懇談会で話された内容などについてお聞きをしたところであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 監査委員の今回の対応には監査委員や市議会の信頼を著しく失墜することがあって、監査委員として勘違いなど許されるものではないのかと思っておりますが、その市長の見解はどのようにお考えになっておりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私は、先ほども申しあげましたけれども、本会議場で議員としての行動について私から申しあげるべき立場にはないと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、地方自治法第197条の2項の監査委員が適しない非行に当たると定めてありますが、市長はその見解にしたってどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 監査委員が職務上の義務違反でありますとか監査委員たるに適しない非行があるかどうかということについては、監査委員として実際の業務の執行に当たっては適切に業務を執行していただいていると理解をしております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 ではまた、地方自治法197条の2項監査委員に適していない行為に当たる行為とはどのようなことでしょうか、市長。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 法令上の解釈でありますので、担当、総務課長の方から御答弁申し上げます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 地方自治法197条2項ということでございますけれども、監査委員に職務上の義務違反ということでございますけれども、監査委員の職務ということでございますけれども、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないということと、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという職務上の責務があるとなつていところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 12月9日、きょう現在で議選の監査委員が空席であります。それに対して、後任の議選を選ぶまでにどのような対応をなされるのかどうかであります。このまま年を越してずっと行くの

かどうかであります。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、まだ年度途中でありますし、監査業務についても残ってあるわけがあります。滞りなく監査業務が執行できますように、議会の御協力をいただきながら後任の監査委員を早急に選任していくことが私の責務かと理解しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今回の件で市議会や市の監査委員の信頼を著しく失墜させたことは、同時に市長の任命責任が問われる重大な問題でありました。市議会においても、全員が厳しく受けとめ市民の信頼を取り戻すために懸命に対処しなければならないと佐藤良一は思っております。

今、寒河江市議会では基本条例や政治倫理の条例づくりが進められているところであります。監査委員自身からの、みずからの判断ではじめをつけたことは市民の評価に注視しなければならないと思います。

以上で質問終わりますが、市長の答弁ありましたらぜひお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、佐藤議員御指摘のように結果的に議会選出の監査委員、辞職、辞任されることになったわけありますので、選任したものとして重く受けとめております。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 一応質問終わりますけれども、代表監査委員に通告しておりませんが、一生懸命頑張ってきたなと私なりに思います。1人になりましたけれども、後任が決まるまで一生懸命市政のため、市民のために、執行部のためにも名誉回復のためにぜひ頑張っていたいただければなと思います。答弁を求めたいと思います。もしありましたらよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、15番内藤 明議員。

[15番 内藤 明議員 登壇]

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行いますので、市長には誠意を持って御答弁いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最初に、法律や条例による各種審議会等の全面公開と議会選出委員の廃止についてお尋ねをいたします。

本市には、法律や条例に基づいて各種審議会や懇談会などが設置され政策課題等が検討をされてお

ります。私はそうした各種審議会、懇談会等を市民主体という視点で原則的に全面公開するとともに、執行機関と議会という二元代表制の本来の姿から、法律等で規定されているものを除いて議会からの選出委員は廃止すべきものと考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

次に、入札制度の改革についてお尋ねいたします。

過日の新宮議員の一般質問の答弁にありましたように、本市における最近の入札結果は落札率が高どまり傾向にあって入札制度の持つ本来の目的や機能が十分果たしているとは言いがたい状況にあると思われま。こうした結果を市長はどのように受けとめておられるのかまずお伺いをいたします。また、なぜそうした高どまりの結果になるとお考えか、あわせて伺いたいと思います。さらに、その対応策についてもお考えがあれば御答弁お願いしたいと思います。

次に、監査制度についてお尋ねいたします。

監査委員制度は、かつて空出張や食糧費の不正支出などで全国的に非難され制度そのものが問われました。私はそうした批判や職員OB等の登用等の弊害指摘にかんがみ、議会や市長からの独立した行政機関としての外部監査の導入を説いた経緯がありますが、ここで改めて外部監査について現市長の御見解を伺いたいと思います。

また、私は監査制度の重要性からして充実すべきものと考えていますが、それと相反するかのよう最近財政支出の抑制を優先させてか、全国的に常勤監査委員を非常勤にする流れにあるようであります。既に県内13市においても代表監査委員を非常勤にしている自治体があると聞いていますが、私には非常勤で本来の監査ができるとは到底思えないのであります。本市の監査の実態と、非常勤の監査委員にしている自治体の監査がどのようになされているのか、その違い等についてお答えをいただきたいと思。います。

続いて、合併浄化槽整備事業における排水管整備計画のない地域についてお尋ねいたします。先般、合併浄化槽の整備計画が示され、平塩地区、中郷地区の一部は既設の排水溝へ流すことで最上堰土地改良区了承を得ており、排水管の整備計画のない旨の説明がされました。

平塩地区の排水溝は御承知のように流れが悪く、夏場は悪臭や蚊などの発生原因となり以前から整備改修等の要望が出されていたのであります。前任者のもとで下水道が布設されれば二重投資になるとして長年見送りにされて、地区民は大変難儀をした経緯がございます。

そこで伺いますが、合併浄化槽で浄化処理された排水といえども、既設の排水溝には雨水等も入りますから、よどめば同じような現象が生じると考えられます。そうした地域においては同時並行して排水路の整備を急ぐ必要があると思われま。すが、市長の御見解を承りたいと思。います。

続いて、民間立の幼稚園、保育所等の放射線測定の実施についてお尋ねいたします。

本市においては小中学校や保育所、公園等の放射線測定を行ってホームページなどに掲載されておりますが、山形市などと比較をすると測定した地点では幸いにして低い数値を示しているようであります。ところで、民間立の幼稚園や保育所等についても市立保育所と同様に放射線の測定を行ってほしいとする市民の声がありますが、市長の御見解を伺いたいと思。います。

次に、市民の要望に基づく放射線の測定についてお尋ねいたします。

去る6日、粉ミルクから放射性セシウムが検出されたとのニュースが報じられました。小さな子供を持つ家庭の皆さんは、低年齢ほど放射性物質の影響があるとされていることから放射線については大変敏感になっています。そうした皆さんの中に、学校給食や保育所等で出される給食の食材の放射

線量を心配する声がありますので、その対応策を伺いたいと思います。

また、宅地などの民地については市民の要望に基づいて放射線測定器を貸し出すとのことでありますが、ホットスポットと言われるようなところで基準値に近い値が出た場合はどのように対処なされるかお考えを伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは、行政改革、合併浄化槽事業、そして放射線対策ということで大きく3点について御質問いただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、法律や条例による各種審議会等の全面公開と議会選出委員の廃止についての御質問でございます。

各種審議会等については、基本的な計画の策定時や特定の案件について広く意見を求めるためなど、それぞれの目的によって設置をしているところであります。本市におきましては公開・非公開を特に明記していないものが多くあるわけではありますが、振興審議会、行財政改革推進委員会及び教育委員会など会議に諮った上で公開している場合と民生委員推薦会、契約審査委員会及び障害児就学指導委員会などの情報公開条例の非公開情報を取り扱う場合には非公開としているところであります。

県内13市の状況を見てみますと、山形市、村山市及び長井市が審議会等の原則公開を実施しているようではありますが、御指摘のとおり開かれた市政運営のために寒河江市といたしましても各種審議会等につきましては可能な限り公開に努めてまいりたいと考えているところであります。なお、公開するに当たってはそれぞれの審議会等の中での話し合いを行い、その基準などについて十分検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、議会選出委員の廃止について御質問いただきましたが、各種審議会等につきましてはそれぞれの設置目的により構成内容は異なりますが、市民の各界・各層を代表する事業者や団体、学識経験者などの公益的な立場の委員を選任させていただく場合が多いところであります。また、近年におきましては広く市民から意見を求めるために例えば女性委員の登用でありますとか委員の公募などにも配慮してきたところであります。各種審議会等への議員の選出につきましては広く市民から意見を求めるという観点で、市民を代表する立場の議員からこれまで選出されてきたという経緯があるわけがあります。しかしながら、全国的にこれを見てみますと議員が審議会等に参画していない市は全体の約48%という状況にあるようであります。県内13市におきましては、長井市が数年前からそのような申し合わせをしているようであります。議会選出委員につきましては、今後議会と十分協議を重ねていく必要があると考えているところであります。

いずれにいたしましても今後とも開かれた市民主体の市政を推進するため、より多くの市民の皆さんの声を反映できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、入札制度の改革についてお答えを申しあげます。

さきに、新宮議員の一般質問に対しまして過去3年間の業種別の落札率をお答え申しあげたところでありますけれども、個々の工事の落札率を見てみますと100%もしくは100%に近いものもあるわけではありますが、設計金額が250万円以上の建設工事全体の平均落札率を見てみますと、平成20年度で97.5%、平成21年度で95.7%、平成22年度で90.3%と年々低下している状況であります。一概に高どまりの状況にあるとは言えないのではないかと考えているところであります。平成22年度については、

県内13市の中でも平均落札率は低い方から2番目に位置しているところであります。

落札率が年々低下しているその要因の一つは、御案内のとおり平成20年3月から導入いたしました条件つき一般競争入札であると考えております。この条件つき一般競争入札を導入するまでは指名競争入札が大半を占めていたわけでありまして、入札参加者が限定され、結果として入札価格が高どまりになる傾向があったと思っております。入札制度は透明性の確保、公正な競争の促進を図ることが基本原則でありますので、現在導入している条件つき一般競争入札をさらに拡大する方向で検討していかねばならないと考えているところであります。

次に、監査制度についてお答え申し上げます。

まず、外部監査制度の導入について申し上げたいと思います。

外部監査制度は地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、平成9年地方自治法の一部改正により監査委員が行う監査の内容の一部について、監査委員による監査を補完し外部の専門家が監査を行う制度として導入されたのは御案内のとおりであります。外部監査には包括外部監査契約による監査と個別外部監査契約による監査の2種類があるわけでありまして、いずれの監査につきましても、地方公共団体の長が議会の議決を経て外部の専門的な知識を有する弁護士あるいは公認会計士、税理士などの外部監査人と契約を締結することになるわけでありまして、包括外部監査契約による監査は都道府県、政令指定都市、中核市は義務づけられ、その他の市町村は条例により導入ができることとされております。監査の内容は包括外部監査人が特定の監査テーマを定めて行うことになるわけでありまして、また、個別外部監査契約による監査につきましても、あらかじめ条例で定め住民、議会、長から事務監査請求や住民監査請求などがあつた場合監査委員にかえて個別外部監査人が行うことができる監査制度であります。

現在、外部監査契約による監査は、義務づけ対象団体以外で導入は進んでいない状況であります。県内におきましても導入している市町村はございません。国においても、第29次地方制度調査会の答申において義務づけ対象団体の範囲を拡大するべきではないかとの指摘がある一方で、財政面等で過大な負担が生じるとの意見も出されております。すべての市町村への義務づけは引き続き検討を行うべきであるとしていただいております。

外部監査制度は監査に対する住民の信頼の向上、行政運営の公正の確保、透明性の向上、さらに監査機能の充実・強化においては有益な手法であると認識しているところでありますが、本市での導入に当たりましては国の制度改正や現在の本市の監査実施内容、さらには事務局体制、財政状況なども勘案しながら今後の研究課題であると考えているところであります。

次に、県内13市における常勤・非常勤監査委員の就任状況でありますけれども、常勤監査委員が就任している自治体は山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市と寒河江市の5市であります。残り8市については非常勤監査委員であります。

次に、常勤監査委員と非常勤の監査委員による監査内容の違いも御質問がありましたからお答えいたしますが、非常勤監査委員が選任されている自治体においては、聞くところによりますと監査委員の執務は監査当日のみがほとんどのようであります。当市の場合、常勤監査委員を選任しておりますので、監査業務に当たっては事前の予備監査において監査事務運営要項で定めている監査調書、簿冊などすべてに目を通し財務会計行為の合議性や計数等の確認、経済性、効率性の観点から掘り下げた内容の監査を実施しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、合併浄化槽事業について排水管整備計画のない地域について御質問をいただきました。

寒河江市浄化槽排水管整備事業につきましては、寒河江市浄化槽整備事業を実施する上で用排分離がなされていない地域については、水路管理者からの放流先同意が得られないため放流先がなく事実上浄化槽の設置ができない状況にあるわけであります。こうした状況に対応し、処理水の放流先がない地域をなくすことによって対象地区民がひとしく浄化槽整備事業の恩恵を受けられることを目的に排水管整備を行おうとするものであります。

御質問の排水路については、最上堰の水質保全を図るために平塩集落内から流出する雑排水の受水路として農村総合整備モデル事業の農業集落排水施設整備により昭和60年度から平成3年度まで行われた事業であるわけであります。

現在この排水路の維持管理については、地元関係者が毎年排水路の泥上げや清掃等を行っていただいているわけであります。以前にも御指摘を受け、その状況についてはお聞きしているところではありますが、昨年寒河江市生活排水処理基本計画の見直しによりまして下水道処理区域から市町村設置型浄化槽処理区域に処理方法が変更になったことを受けまして、平塩地区の排水路を初め同じような状況の排水路の現状を十分把握しながら、改修の方向で鋭意検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、放射線対策であります。

御質問であります民間立の幼稚園、保育所等の放射線測定につきましては平成23年10月21日付の内閣府、文部科学省、環境省から出されました「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線より高い箇所への対応方針」及び文部科学省及び日本原子力研究開発機構から示された「放射線測定に関するガイドライン」に基づきまして11月17日から12月3日までに子供たちが多く集まる場所として、市内のすべての小中学校、民間立も含めた幼稚園、保育所等31施設について周辺より高い放射線量が予測されるポイントとしてガイドラインで示された側溝や集水ます、樹木の根元付近など合計4,717カ所の放射線量の測定を実施したところであります。測定の結果につきましては、最も高い値で毎時0.24マイクロシーベルトと、すべての測定箇所において低い数字であります。周辺より放射線量の高い箇所、いわゆるホットスポットもないことが確認されたところであります。測定の結果につきましては、市のホームページで公開しているところでありますし、さらに市報でも公開することにしていくところであります。

次に、給食食材等についての放射能確認などの対策についてお答え申し上げますが、県におきまして農林水産物の放射性物質検査を適宜行い安全性の確認を行っているところであります。他の県におきましても同様に検査を行っているところであります。現在、国内で流通している食品については基本的に安全性が確認されているものと判断してよいのではないかと考えております。

また、給食の食材等については可能な限り寒河江市さらには県産のものを調達することにしており、安全・安心な給食の提供に努めているところであります。

次に、民地における測定の結果、基準値に近いような値が出た場合の対応はどうかという御質問でありますけれども、貸し出しした放射線測定器を返却していただく際に、返却届の用紙に測定箇所と最高測定値を記載していただくこととなっております。測定の結果、1マイクロシーベルト以上の高い値が出た場合は市が使用している別の測定器で同一場所の放射線量を測定し、数字の確認を行うこととなっております。先ほど申しあげました「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い

箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン」では、地表より1メートルの高さの空間放射線量が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所が発見された場合には文部科学省に連絡を行うとともに、側溝の泥の除去や水による洗浄などの簡易な除染を行うことが求められております。さらに、除染後に再測定を行い放射線量が低下しているかどうか確認することも求められているところであります。本市におきましては、国の方針及びガイドラインにそって除染等の対応をしていく考えであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 第1問にお答えをいただいたわけではありますが、さらに議論を深める上で第2問に入っていきたいと思っております。

各種審議会等への議員選出の廃止について……。

○高橋勝文議長 内藤議員、マイク上げてください。

○内藤 明議員 失礼。

各種審議会等への議員選出の廃止について改めてお伺いをしたいと思っておりますが、これは実を申し上げますと私も議会議員という立場にあっても一部といいますか、人によってはそれは議会としての自殺行為になるんじゃないかという話もあると思っております。そういう一面もないわけではありませんけれども、しかし議会と執行部が二元代表制のもとでの議論をするということが今問われていると思うわけではありますが、市長のこれから議会と協議をしていくということでもありますけれども、それはそれで結構な話ではありますが、これまでのもちろん経過がありますので、一概に即断とはいかないと思っておりますけれども、そうしたところについてはそのことも踏まえてこれから十分、何ていいますか、議会の基本条例等もありますし、つくっている段階でもありますし、そういったことも踏まえてぜひ御検討をいただきたいと思っております。

それから、もちろんそれをする場合にはそうした今まで議会議員が臨んでおった審議会は、それは待ったなしに公開としていただかないとまたそれは困る部分があるわけですが、そうした部分も担保というわけではありませんが、ぜひ頭の中に置いて議論を進めていただきたいと思っておりますが、その点についてのお考えを再度いただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたが、長井市でそういう形で議会からの選出委員をなしにしているという状況もありますので、そうしたところの状況などもお聞きをしながらこれからいろいろ検討していく、また議会の方ともお話し合いをさせていただかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから議員が執行機関に入るという点では審議会等ではありませんけれども、私かねてからこれはいかなものかなとずっと考えてきた件があるんですが、議員の裁量権とは違うんじゃないのかなと思ってた件があるんです。というのは、御存じのように土地開発公社に議員とそれから、議員じゃないや、それはもちろん公拡法という法律に基づいて寒河江市に設置をされているわけですから、その中に定款に基づいて議員が入るとなっているんだろうと思っておりますが、議会側から、要するに理事側と監事側と分かれて出ている状況になるんですね。そうした意味において今の

選挙制度の中で議員が選ばれてそうした執行側に入ることがふさわしいのかなと前から疑問に思っていたんですが、そうした役員について議会から入られるということについて、具体的な点になりましたが、市長はどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今すぐどうのこうのというのはなかなか申しあげにくいんですが、これまでいろいろそういう形で議会の方からも議員の皆さんからも参画をいただいたというのは経過があるかと思えます。そうした経過を踏まえながら必要性などについても我々の方で検討しながら、議会側もお話し合いをさせていただくということになるかと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね。今まで慣例的に慣行的になされてきた部分あると思えますが、やはり先ほど申しあげましたように、今ここで振り返って検討してみる、検証する時期なんじゃないかなと思っていますので、その点も含めて、もちろんそれは議会側の議論もしなくちゃならないと思えますが、ぜひしていただきたいなと思っていますところでもあります。

それから、入札制度の改革についてもお尋ねをいたしました。市長の御見解は私が高どまりにあるんじゃないかと指摘したのに対しまして一概にそうは言えないということでもございました。部分的に見るとそう言われる点もあるかと思えますが、全体的に見るとやはり私は高どまりだなと思っております。その対応策としまして、一昨日もありましたが条件つき一般競争入札のところを拡大していくような方向で検討したいということであったと思えますが、それはそれで結構なんです。ただその条件をどこにどのようにつけるかという問題がありまして、例えば同じような同一市内であるとかあるいはそれを枠を取るとか考え方があると思えますが、そうした点ではどのようなお考えを持っていますか。現行の制度とあわせてお答えいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 入札制度については見直しをしていくということでもありますけれども、その見直しについてどういったところを見直しをしていく、要するに条件つき一般競争入札を拡大していくかということになりますと、まだこれから検討しなければならないところでもありますけれども、一つは今1,000万円以上というのを条件つき一般競争入札の1,000万円以上の規模についてということをしておりますから、決めたわけではありませんけれども、額についてさらに低くしていくということによって条件つきの一般競争入札の件数を拡大していくのも一つの方法かなと今思っているところでもあります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それで、例えば今、市長が1,000万円以上の額を低くするとありましたが、そのお考えになっている枠より下の方の入札関係について議論しながらお尋ねをしたいと思えますが、一つには高どまりの傾向にある原因は建設会社等で、民間の建設会社等で既に同じようなソフトを持ってあって予定価格を算定し、入札に臨んでいるんじゃないかなと思われ。だけど、私はそれだけではないんじゃないかなと思われ。もう少し2次的な要因もあるんじゃないかなというように疑いを持っているわけではあります。確証がありませんのでそれ以上申しあげません。

つまり、何を申しあげたいかといいますと、本当に競争原理が働いてそこで入札の予定価格を算定して一定の競争原理が働くということであればもう少し落札率が下がってもいいのではないかなと私

の個人的な見解を持っておりますが、であるとするならば逆に最初から予定価格を公表したらいかなんでしょうか。私はそうすることによってもう少し下がるような気がします、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では事後に公表しているわけでありましてけれども、自治体によっては事前に予定価格の公表をしている自治体もあったわけでありましてけれども、実際やってみるとなかなかそういう、思うような効果が出てきていなかったというところもあって、またもとに、事後公表に戻したという例などもあるようでありますから、必ずしも事前に予定価格を公表することが落札率の低下につながっていくとはならないと、我々の方もいろんな事例からして認識をしているところでありますが、これからもいろんな検討をしていかなければならないと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした経緯があるということではありますが、だとすれば先ほど言った市長が1,000万円以下のものについてももう少し低くしなくちゃならないんじゃないかという話でありましたが、そうした点についても競争原理を働かせるものとしまして、例えば今限定されている指名競争入札の場合の、例えば市内に本社があるとか本店があるとか一定の枠があると思っておりますけれども、そうしたものを外すとか、いや私は実は本音を申しあげますと市内の業者にぜひ、こうした時期でありますから仕事をとっていただきたいというのはあるんですが、やはり一定の競争原理を働かさないと市民の厳しい目があるわけですから、そういうことについても踏み込む必要があるんじゃないのかなと思います。あわせてそれから、ひところ話題になりました電子入札というのがありましたね。そういうものも検討する時期なんじゃないのかなと思いますが、あわせて御見解を伺えればと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員もいみじくもおっしゃいましたけれども、やはり我々としては市内の経済の活性化というものも一つの大きな課題でありますから、そういった中で活性化を図りながらも競争原理を高めていく方法、やはりいろいろ模索しているという状況であります。そういった中で、議員の御意見も十分検討していきたいと思いますが、電子入札についてもいろんな先進の自治体などでも近いところでもありますから、そこら辺の状況などについても調査をしながら今後研究をしていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから、不正はないと思っておりますが、不正防止のために落札率が98%以上のところでは入札監視委員会などを設置しまして、検査といいますか、しているところなどありますので、そうした点についてもぜひ御検討いただきたいと思っております。なお、それから私も低ければいいと言っているわけじゃありません。というのはきのうもお話がありましたように予定価格の6割を下回った場合に契約審査会で審査するということがありましたが、そうしたことによって低く抑えられて例えばそれが請け負った企業が下請に回してそこで働く人々が低賃金に抑え込まれるなんていうことはあってはならないと思っておりますので、またそういうことがあっては困りますので、そういうふうになっているわけではありませんから、誤解をしていただきたくないと思っておりますが、そうした面では審査というのは下回った場合はあるわけですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 設計金額の60%を下回った入札というのは、ちょっとはっきりした件数は今記憶にございませんけれども、今年度も何件かございました。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 下回ったケースはあったとお伺いしましたが、そうしたときに下請業者とか事業者に賃金をカットしたりあるいはそうしたことのないようにということの伝達といいますか、そういうのはあるんですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 下回ったときは一応各企業の方から聞き取りを行うということにしております。もちろん余りにも低入札ということになりますと、今議員がおっしゃられたような従業員に対する賃金の不払いとかそういう問題も起きかねないということもございますので、そういう面も含めて相対的にヒアリングを行って契約審査会で審査を行っているということでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 思ったより時間経過しておりますが、それでは監査制度についてもお尋ねをしたところでありますが、市長からも県内の実態等についてお話をいただいたところであります。

私は、言うなれば非常勤の監査で本当の本来の監査というのができるんだろうかという心配があります。むしろ今の監査の状況に照らしてもう少し充実した方がいいと思っています。というのは監査委員もおいでになりますので、前から私申しあげていますが、行政監査であるとかあるいは今言ったような工事監査ですか、含めてそれから入札監査、監査委員会を設ける設けないは別にしまして検査、先ほどの入札審査会は設ける設けないは別にしまして、そういうところもぜひ鋭く監査をいただきたいと思っているわけでありまして、ただ業務の内容が非常に多くなると思いますので、もちろん事務スタッフといいますか、事務局体制の増強も必要だろうと思うところであります。行革に逆らうというわけではありませんけれども、そうしたところは市長どのようにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 監査体制の充実ということについてはやはりそういった現在の、前にも申しあげましたけれども行政事務が多様化している、あるいは広範囲になっているということで大変御苦勞をおかけしているところでもあります。そういった意味でその体制を充実強化していかなければならないとも思いますけれども、これは全体の組織体制の中での、どう位置づけるかどう取り組むかということでありますので、御指摘の点は御指摘の点として十分我々も意を用いながら体制づくりに検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、排水管整備計画のない地域についてお尋ねをしたわけですが、現地の内容については市長から十分御認識いただいていると今のお答えでわかりました。それはそれで結構なんです。ただこれからのことについてぜひ地元とそれから改良区、それから当局と三者でもう少し詰めていただきたいと思います。というのは例えば、用水路に入る今の排水路があるわけですが、雨水に限っては差し支えないという了解が改良区からいただきますと、今の排水路は必要なくなるわけですから合併浄化槽ができればこの排水管整備を、それによって排水管整備をするということも可能なわけでありまして、お金がどちらがかかるかというのはそういう議論しているわけじゃないんですけれども、そうしたことも含めて三者でもう1回十分検討していただきたいと思います。

で、市長の御見解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、改修する方向でいろいろ検討させていただくということでもありますけれども、当然のことながら土地改良区、地元の皆さんと十分協議をしながら最善の方法、コストなども見ながら最善、そして早い方法ということで十分検討していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

それでは、民間立の幼稚園、保育所の放射線測定の実態もお聞かせいただきました。ホームページも掲載するということではありますが、それで1点だけお聞きしますが、民間立には認可と無認可といういろいろありますけれども、すべて行ったと理解してよろしいんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えしましたけれども、すべての施設について実施をさせていただいたところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

次に、保育所等の食材に対する放射線量の問題についても御答弁をいただいたわけですが、県において安全性を確認しているということでも可能な限り県産のものを使っているということだと思いますけれども、一昨日も遠藤議員からお話がありましたが、本市のような自治体でもそうした食品や水などの放射性物質を測定するような、少し精密な機器を私は1台ぐらいは持っておいてもいいんじゃないのかなと思っています。

これから今まで降った雨などが浸透してダムに入る、こんなことで大変心配している専門家などもおりますので、加えて本市にある水を扱う企業では、既に毎日取引のある会社からそうした問い合わせがあるんだそうですね。水は大丈夫かということで。本市の水道事業所は公営企業体でありますから市民の命を守るという点からほかの器械で測定するという方法もあるんだろうと、委託してする方法もあるんだろうと思いますけれども、そういう点ではやはり1台ぐらい持っておいても決して悪くはないんだろうと思いますが、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さきの一般質問でもお答え申しあげましたが、食品を検査する器械については空気の放射線量を測る器械とは格段に値段的にも違う、1,500万円から2,000万円だということわけでありませぬ。ですから、そういった意味では各自治体がそれぞれ持つということは非常に現実的ではありませんかなと思います。そういったところである程度広域的に取り組んでそういう器械を確保するなどということもあるというふうにも考えられるところでありますので、他の自治体などとも話をしていくということも必要なのかなと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ、今市長の御答弁あったように他の自治体ともいろんな話をし、せめて西村山地方ぐらいには1台ぐらい持つような検討をしていただきたいものだと思います。

といいますのは、先ほど市長がいみじくも御答弁なさいました県内産の野菜をとという話がありまし

たね。県産品の食品をとという話がありました。逆に言いますと私はそれでいいと思っているんですが、当面、産地の県内産の食材を使ってと、それをどうのこうのというわけではありませんけれども、結局はそれは寒河江では要するに風評被害だと言いながら結局は山形県産しか買わない、こういう格好になりますと全体的に見ますとそれが大きな日本全体の風評被害といいますか、東北全体の風評被害になるのかなと思いますので、そうした器械があれば逐次県産のさくらんぼであるとか果物、そうした野菜なども含めて随時検査をしながら発信をしていくことができるわけですからぜひ検討をしていただきたいと思います。これは答弁要りません。ぜひ、西村山全体ぐらいで御検討していただきたいと思います

それから、貸し出した放射線の測定器によって高い値を示したところについては別の測定器ではかるということでありました。ガイドラインに沿って対応するということではありましたが、問題はこのガイドラインに沿いますと1マイクロシーベルト以上なんですよ。たしかそうでしょう。ですと、その間、0.5とか0.46とかそういう値を示したときには市長、いかがなさいますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長の方から、そういう対応策があるかどうかお答え申し上げたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 ガイドラインに沿ってと申しあげておりますので、基本的にはそれに沿ってと考えております。他市の例、例えば山形市などの例などでもその中間のところは特に何も対応していないようでありますので、そのガイドラインに沿って周辺より1マイクロシーベルト高かった場合には簡易除染をしていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 幸いにして寒河江では最高、先ほど2.4とおっしゃいましたか、0.24ですね。ごめんなさい。そのぐらいであればという気持ちも私もあります。ところが、大分前に寒河江市のホットスポットというのが0.6、0.46か何かありましたね。ですからそうしたところがもしあるとすれば、基準値よりも低いわけではあります、ぜひ市で対応するようにお願いをしておきたいなと思います。

それから最後に測定器を貸し出すと市報に載った途端、きのうは山形新聞で、山形市では放射線測定、訪問測定ということ出まして早速市民の皆さんから御連絡をいただきました。山形市は訪問測定するのに何で寒河江市ではしないんだということですが、やはり考えてみますと私は最初はそれ仕方ないのかと思っておったんですが、貸し出しということで、しかし考えてみますと市役所になかなか都合で来れない人とか不便な人とかいるわけでありまして、隣の市あたりでそうやられますと、やはりそうせざるを得ないのかなと今私も思いますので、副市長わきで首振っていますけれども、市長、どうですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういうみずから市役所に借りて来られなくても心配だというケースもあろうかと思っておりますので、そこは前向きに検討していきたいと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね。やはりケース・バイ・ケースでこれからどのぐらいの申し込みあるかわかりませんが、ぜひ棒をのんだような気持ちでなくて柔軟に対応していただくようお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番、17番について、11番荒木春吉議員。

〔11番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は通告番号16、17番について新清・公明クラブの一員として質問いたしますので、市長並びに教育委員会の御答弁よろしく願いいたします。

まず、16番の徴税策について伺います。

11月に、新第5次寒河江市振興計画の実施計画説明会がありました。その実施計画が実を結ぶには財源確保が大切です。紙に書いた字が実りのあるものになるには税源の裏づけがあればこそです。財政規律を保ちつつ民生安定と福祉向上を図るためには諸税の堅実な徴収が求められます。

憲法第26、30条には、国民の義務として納税と教育を受けさせる規定がされています。税金は取った取られる性格のものではなくみずから納めるものです。義務を果たしてこそその権利発生です。

今春の東日本大震災後、TPPや税と社会保障の一体改革等の議論が盛んです。年末に向けて消費増税の論議も次第に白熱してきます。しかし、被災地の復旧復興の予算をどこから引っ張り出してくるのでしょうか。熟議の自乗三乗が求められます。給付と負担の関係は永遠のテーマであります。実社会経済の目的は個人生産性の向上、適正な再配分と雇用確保の三つですが、徴収率向上こそが市民幸福度に直結します。本市税務課職員の皆さんには、アリとキリギリスを足したアリギリス、ウサギとカメの合体した立派な耳が立っているカメとなって職務に精励していただきたいものです。北風と太陽の両方を駆使して本市民に体当たりしてください。

市財政の基本は「歳入を量って歳出を制する」にあります。本市の徴税策について以下の2点について伺います。

①未・滞納者の現況について

②それらへの対応策について

次に17番、教科書採択について質問いたします。

現在、沖縄県八重山地区の中学校公民教科書の採択をめぐる混乱が続いています。今夏8月に顕在化して以来、今月末の決着を目指しています。問題は教科書無償措置法と地方教育行政法の相矛盾する2法併存です。1963年施行の教科書無償措置法は広域採択が原則で、地方教育行政法は各市町村教委に採択権がありとするものです。沖縄の歴史と沖縄戦の教訓を肝に銘ずれば、おのずと口論などせずとも生徒にとってよき教科書とはの公論展開すれば自明のことと思います。

総務文教常委の管内視察をした高松小と白岩小、陵西中での先生方の公開研究会を拝見しても授業中の生徒たちの三種の神器は黒板、パソコン、教科書です。分厚い教科書、先生方の分厚いハート、ど迫力の板書文字、そして先生の大音量が加わればまさに鬼に金棒です。

教科書無償化のおかげで予算上の制約もあつてかますます薄くなりがちの教科書ですが、知恵、工夫、パワーで乗り越えるのみでしょう。市民幸福度の向上のために義務教育に全心血を傾注したいものです。

来春から新学習指導要領が始まります。採択する教科書は既に決まっていますが、以下の2点につ

いてお伺いします。

①教科書採択会議を開催数について

②会議の詳細について

これにて第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 荒木議員の御指摘のとおり、財政の要諦は「入るを量りて出ざるを制する」であります。私の方には徴税策について御質問がありましたので、お答え申し上げたいと思います。

市税等の収納率の向上につきましては、財源の安定確保はもちろんであります。税務行政に対する信頼性、公平性などの観点から極めて重要な課題であると認識しているところであります。市民の皆さんにとっての納税しやすい環境づくりに市としてもなお一層努力していかねばならないと考えております。

御質問の未・滞納者の現況についてでございますが、平成22年度の決算では市税の滞納件数については1,817件、繰越金額は3億3,770万円で前年度に比べ490万円の増加となっております。これは景気低迷による厳しい経済情勢が続く、企業の業績不振による収入の減少と東日本大震災が大きく影響したものと推察しているところであります。なお、平成22年度の市税の収納率につきましては92.81%であります。前年度と比較し0.49ポイントの減となっておりますが、県内13市の平均は91.15%であります。本市は上から2番目というところに位置しているところであります。

今年度は御案内のとおり震災の影響などで収納率の低下が懸念されるところでありますが、11月時点での収納状況につきましては前年同期と比較いたしまして若干の増となっているところでありますが、引き続き収納率向上に努力してまいりたいと考えております。

次に、滞納者への対応策についてでございますが、市といたしましては次の3点に重点を置いて実施しているところであります。

一つは納税相談等の充実強化でございます。5月、9月、12月、3月の年4回日曜日を含んだ1週間を特別納税相談日と定めまして、平日は午後7時までと休日に納税相談を実施しているところであります。また、毎週月曜日には納税相談等の窓口時間の延長も行っております。さらに、ことし5月から納税相談員を2名配置をいたしまして、相談体制の充実を図っているところでございます。納税相談を受けた後も重要でありますので、継続して納付督促等を行いながら生活状況や担税力の調査を行うなど滞納者の納税勧奨に努めているところであります。

二つ目は、滞納整理の促進を図ることです。御案内のとおり、納期限後20日以内に督促状を送付しているわけであり、その後納税に至らない場合は、年4回の特別納税相談に合わせ催告書を送付し、納付、納税相談を促し滞納者の生活実態の把握等に努めているところであります。滞納整理においては滞納処分執行停止の的確な運用と、悪質な滞納者に対しては差し押さえ等の毅然とした処分を行っているところであります。

三つ目は自主納付の推進であります。滞納者や分割納付者に対してこれまで実施してまいりました自宅への訪問徴収方法を見直し、みずからが来庁し対話による生活実態や収納状況に合わせた納付額を促すなど、納税意識の高揚を図り自主納付を推進しているところであります。もちろん高齢者などの交通手段のない方であり、また電話等で連絡がとれない方、また約束不履行の滞納者などについて

ては訪問し徴収しているところであります。

今後の対策といたしましては、滞納額の増加を抑制していくためには新たに滞納者を発生させないようしていくことが肝要であると考えております。そのためには督促状を発送しても反応のない方への催促など、初期段階での対応が求められるところであります。そのようなことから新規滞納者発生の未然防止及び累積滞納者の抑止を図るために民間を活用した電話納付案内事業、コールセンターの導入を予定しているところであります。

そのほか、再三の催促にも応じない悪質な滞納者に対しましてはこれまで預貯金等を中心に財産の差し押さえを実施してまいりましたが、さらに踏み込んだ対策として自動車等の差し押さえをするタイヤロックの導入なども検討しているところであります。

税の収納につきましては一過性のものでなく継続して対処していかなければなりませんので、悪質な滞納者に対しましては毅然とした処分を行いながらもまた慎重を期すことも必要ではないかと考えているところであります。

今後とも納税相談及び自主納付を推進するとともに滞納者の実態調査を積極的に実施するなど税の公平性が損なわれることのないよう鋭意努力をし、税収の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員から教科書採択について、採択会議の回数と会議の詳細についてという御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

ただいまの議員からの質問の中にありましたように、教科書の採択に関しましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市町村教育委員会の事務として位置づけられております。一方、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、ここでは採択地区ごとに同一の教科書を採択することが定められております。この採択地区といいますのは、地理的、経済的、文化的条件を考慮して県の教育委員会が設定するものでありまして、現在県内では九つの採択地区が設けられております。本市、寒河江市につきましては西村山郡とともに一つの採択地区となっております。西村山1市4町教育委員会では、地区内で同一の教科書を採択するために「西村山地区教科用図書採択協議会」を設置いたしまして教科書の採択に当たっているところであります。この協議会の構成については、1市4町各市町教育委員会の委員長と教育長、都合10名、これに保護者からの代表5名を加えた15名で構成しております。

前段が長くなりましたけれども、議員からお尋ねがありましたこの採択協議会の開催回数でありますけれども、今年度は来年度から使用される中学校用の教科書採択のために2回の会議を開催しております。

4月に文部科学省から検定済教科書が記載された目録が送付されます。5月に各発行者からそれぞれの見本本というものが送付されてまいります。協議会ではこれを受けまして、およそ2カ月の間にこれから申しあげます一連の手順によって採択の業務を行ったところでございます。

まず、1回目の会議におきましては採択の日程や方法についての協議を行います。また、専門的な見地から調査・研究を行うために教科ごとに研究部会を設け、地区内の中学校の先生方に研究員とし

て委嘱お願いをしております。この研究部会では文部科学省の検定を経たすべての教科書についての調査・研究を行います。記載内容はもとより教材の選定や全体の構成といった編集の方針について、あるいはわかりやすい単元の構成や表記の仕方など実際に学習する際の配慮について、地区内の生徒に最も適した教科書を選定するという観点から特色や課題となる点を調査・研究し報告をまとめております。なお、この報告は各学校からの意見や図書館などで教科書を一般公開した際にいただいております意見をも踏まえたものとなっております。

2回目の会議ですけれども、こうして作成された報告書につきまして報告書をあらかじめ協議会の15名の委員に送付し、個々に検討を行った上で開催をいたしております。会議におきましては研究報告書をもとにした審議を行い、教科ごとに地区として同一の教科書を採択しているところであります。なお、先ほど申しあげましたようにまた議員から御指摘ありましたように、教科書の採択は各市町村教育委員会が執行する事務となっておりますので、最終的にはこの報告を受けた1市4町が教育委員会を開催し、最終的に採択の決定を行っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 詳細な答弁、どうもありがとうございました。

わからないことを聞きます。まず、徴税策についてですが、タイヤロックという話がありましたが、これはどういうことなんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自動車を差し押さえるための道具でありまして、車を移動できないようにタイヤをロックする金具みたいなものですね。

実はこのタイヤロックの導入というのは県内でも米沢、高畠、最上、西川などで導入しているということでもあります。聞くところによると大変な効果があると聞いております。

○高橋勝文議長 荒木議員。挙手をお願いします。

○荒木春吉議員 本市ではそれ行使したことあるんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答えしましたけれども、それを導入していきたいということ。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今のタイヤロックというのは多分太陽と北風でいえば多分北風の部分でありますから余り使いたくない手法であります、何ともならなかった場合はぜひ使っていただきたいと私は思います。

次、コールセンター、これからやりますと言っていますが、その中身というか、詳しいことがあれば教えていただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コールセンターというのは一言で言いますと、督促状などを送付をしても納税しない方へコールセンターですから電話によって催告するというもので、そういうセンターであります。先ほども申しあげましたけれども民間に委託する方向で考えているわけであります。

このコールセンターについては昨年市の議会の総務文教常任委員会で行政視察をされた際、大変効果があるというお話もいただいて、我々としても早速先進地として天童、それから石巻の方に視察を

して同市での実施状況をお聞きをして効果があるというような結果であったところでもあります。どういふふうに効果があるかということ、収納率の向上が実際石巻、天童でもあるところでもありますし、それから新規滞納者発生の未然防止さらには累積滞納の抑止が図られるような、言葉ではそういう効果があると認識をしているところでもあります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 さっきタイヤロックは北風と申しましたが、多分コールセンターは南風じゃない太陽の部分だなと思っております。時間何時ごろまでやるのかわかりませんが、時間いっぱい使ってぜひ収納率というか徴収率をアップにつなげていただきたいと思いますと思っています。

2日間の一般質問で全部いろんな意見が出ました、きょうも。副読本であるとか、財政健全化はどうでもいい。それぞれ金のかかることなんですね。予算の措置がないと全部実現しません。これは多分税務課が一番肝心かなめな部分を担っていると思うので皆さん何してくれかにはしてくれと言いますが、銭の裏づけがないと実行できません。ぜひ、税務課の職員、担当する人いますね、6名だか8名だか、それはフレックスタイム制でも導入しても構いませんから、朝早く来たって別に仕事にならないわけですから、昼ごろ来て9時ごろまで頑張るとかそういうことを民間会社はやっていますよね。そのぐらいの気構えを持ってもらわないと、我が市の財政もじり貧なわけですからぜひ税務課先頭に立って頑張ってもらって、市民幸せの向上のために、下支えのために頑張っていただきたいと思っています。

次に、教科書採択についてです。2回、15名の委員でやりましたということですが、しゃべれる範囲でいいですが、各教科ごと大体何冊ぐらいから選んだのかなというのを教えていただければ。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的な質問に、質問といいますが、内容に及びますので、教育長から答弁いたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。中学校の教科書は、教科書というか教科は9教科あります。国語、社会、数学とあるわけですが、その教科の中に、特に社会科なんかは地理的分野、歴史的分野、公民的分野と、それから音楽については一般と器楽とか、それから技術家庭については技術と家庭とかそれぞれ分かれていますので、それぞれの教科分野において教科書を発行している会社が数違いますので、最も多い数学、社会科の歴史的分野、公民的分野では7社が教科書を発行しています。それから、最も少ない教科としては音楽でありますけれども、これは2社から発行されています。この中から教科ごとに1社の教科書を選ぶわけでありまして。すべて合わせますと18の教科書を発行している会社がありますけれども、9教科で66種類の教科書が発行されている。その中から各教科、分野、それぞれ1社ずつ選ぶという仕組みになっております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 多分、2社から7社ぐらい、多分7社ぐらいなら選択しがいがあるだろうなとも思います。中でも私申しましたが、沖縄で問題になっている二つの法律のかみ合わない部分、我が市では教育委員会で無償化を目指すという話でありましたが、安くするのはもちろん、安い教科書を使うのはいいんですが、無償化ですから、多分私は考えるに何でこんなに教科書薄くなったかといえば国が面倒見てくれるからですね。

今回、我が会派では会派視察で萩市に行ってきました。萩市は御存じのとおり明治維新を主導した思想をつくったところですね。難しい言葉で言うと吉田松陰が生まれたところです。その学校にどうか、博物館で見学させてもらったところ、明治維新に関する副読本が1冊500円でしたけれども、20冊ぐらい準備してあるんです。これを小学校何年生だかわかりませんが、小学生用に字を大きくして読み聞かせではなくて小学生自身に音唱させるといふか音読させるといふか、そういうシステムなんです。私泊まったホテルに二、三冊ありましたので、きょうは忘れてきましたが、私も読んでみました。なかなか読み聞かせるなんてものではなくて自分たちで読むわけですから、これはいいものだなと思います。吉田松陰というのは、あの人は30歳ぐらいで亡くなっています。下田と長崎で外国船に乗ろうとして失敗して獄に入れられます。その獄の中で入れた囚人に孟子の講読をした人なんですね。多分、明治維新の精神というのとは彼が主導したんだべなと私は思っています。

先ほども人づくりという話があります。人づくりにはもちろん手間も暇も知恵も要ります。その中の一つとしてぜひ、先ほど副読本という話があって慈恩寺のもの用意していますとありましたが、もっと慈恩寺以外にも寒河江市のよさというのとは多分あると思うんです。それはもしも予算があるならばつくっていただいて、やっていただきたいと思っています。

私、最後に教育委員会15名でやっていますと言っていました。親御さんの考え、多分反映されているんだらうと思いますが、生徒さんですね。授業を受ける側の意向が反映されるような委員会の中身といふかそういうのを考えていることはありませんか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 実際使っている子供たちの、小学生中学生の子供たちの意見を取り入れるということは大事なことだと思いますが、現実的には新しく使う教科書の採択を決めるわけですので、子供たち全員に渡して読んでもらってというのは時間的に非常に難しいという点があります。ですから、実際指導に当たっている教員がそれを子供たちに使ったときにどうなのか、実際子供たちがそれを見たときにどうなのか、それから教員がそれを使ったときにどうなのかという観点も非常に大事にしながら研究をして教科書の報告書を出していただいているということもありますし、それから母親父親も含めてそれぞれ子供たちが小学校中学校に通っている子供たちの保護者として参加してもらって御意見をいただいているという、そういった観点から子供たちに合う教科書を選んでいるんでないかなと私は思っているところです。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後に愚痴めいたことを言います。

きのう、開戦記念日に、全国紙の1面に寒河江市の高松小学校の私たちが見学したところがトップに載っていました。あの中で、教えた先生の固有名詞まで、年まで出ていましたが、私が感心したのは別な先生ですけれども、寒河江市は本当に素晴らしい先生がいっぱいいます。名前挙げるとごしゃがれっぺから言いませんが、今回陵南中学校は県のサッカーの新人戦で優勝しました。ここ監督いないんですね。監督いなくても優勝した。女子のワールドカップでも最後はペナルティーキックで勝って優勝しましたが、陵南中もペナルティーキックで優勝したそうですが、ぜひ、二、三日前といふかきょうの日経新聞も見ると、いろいろ公立小学校でも土曜日に授業しないと新指導要領をこなせない。やるかやらないかは別として、そういうところにも身を注いで、あとおれなんか保健体育の教科書が2冊から選んだ、そういうことではなくてもっとほかのスポーツが盛んになるよう、先生が一生懸

命なれるような環境づくりに邁進していただければと思っています。何かあれば。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 ありがとうございます。

子供たちが今すごく活躍していますし、寒河江市内の学校に勤めている教員の皆さんも大変頑張っているのかなと私も思っているところです。今の議員の御指摘のように、私たちとしても子供たちの未来のために十分に能力を発揮できるような対策と先生方への指導と、一緒になって頑張っていきたいなと思っているところです。

ありがとうございます。

散 会 午後2時31分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成23年12月12日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第4号

第4回定例会

平成23年12月12日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第56号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 2 議第57号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 3 議第58号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第59号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例及び寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 6 議第61号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第62号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第63号 寒河江市浄化槽等設置管理条例の制定について
- 〃 9 議第64号 寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の制定について
- 〃 10 請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 11 請願第8号 暮らし・農業・地域を破壊するTPP(環太平洋連携協定)参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 12 請願第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 13 陳情第2号 看護師不足解消のため、看護師等の夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出に関する陳情
- 〃 14 質疑
- 〃 15 予算特別委員会設置
- 〃 16 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第56号から日程第13、陳情第2号までの13案件を一括議題といたします。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第14、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第56号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

先般、子育て支援センターをハートフルセンター内に整備するという事で、全員協議会だったと思いますが、説明がなされました。その際にも質疑応答がありましたけれども（「マイクお願いします」の声あり）センターを利用している障がいを持つ方からお電話をいただきまして、その方が申すには、月に一、二回ハートフルセンターに行って相談をしたり会話をしておったりして楽しんでおったそうではありますが、そうしたところがなくなるんじゃないかという心配をされておりました。

そこでもう一度伺いたいと思いますが、事前に福祉団体等と協議がなされたということですが、不都合を来さないような、十分に納得するような話し合いがなされたのかどうかお伺いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 身体障害者福祉協会の方とは、数度、何回となくお話、協議をさせていただいて、その中で現在使っております喫茶ハートフルにつきまして、そこで身障協会の方の役員会などしておりましたが、その中でいろいろ御説明し、皆さんが自由に使える場所をなくさないでほしいということでございましたので、隣のほのぼのサロンにつきましては申し込みも要らず自由に市民の方が使うことができますので、それはぜひ残してほしいという声がありましたのでそれはそのまま残しまして、喫茶ハートフルにつきましては身障協会の方から協議をいただいて御理解はいただきまして、その使っているテーブルとかいすにつきましてはほのぼのサロンの前の方に出したりとか、ホールの方に語らいの場を設けるようなことなども考えておりまして支障のないように対応してまいります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 子育て支援というのは申しあげるまでもなく大変重要な事業であるということは言うまでもないことでありますけれども、だからといってこうした障がい者の福祉とかいうものをおろそかにされるということではできないわけでありまして、限られた予算でありますから、市民や各種団体が協力し合って福祉事業を推進するという事は当然のことだと思いますけれども、まさにそれは社会福祉法にもうたわれていることでありまして、そこには当然地方公共団体の責務ということも書かれているわけでありまして、福祉サービスを提供する体制の確保ということもあるわけでありましてか

ら、こうした事業着手する前にもう一度こうした指摘を受けてこうした団体と協議を重ねていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 御案内のとおり、ハートフルセンター創設に当たっても福祉関係団体といろいろとお聞きをしながら建設した経過があります。したがって、このたびのハートフルセンターの改修に当たってもイの一番にそういった団体の方々といろいろお話をさせていただいたところがございます。

もし、内藤議員がおっしゃるようなことがあれば私どもとしては今後とも誠意を尽くしてお話をしていきたいと思います。なお、御指摘の3階につきましては、どちらかというと団体の方はそのほかに301と302の会議室がございますが、そちらの方を利用しているのが実情のようでございますが、なお議員からありましたことについては重々承知しておることはありますが、なお一層話し合いを続けていきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 問題なのは、人事院勧告実施のものが行われるはずなんですけれども、国の方も見送っておりますし、県の方も見送っておるような状態であります。我が寒河江市でもそれに従っていると思われましても、国の方が実施されましたときには寒河江市でも同じように実施されるのかどうかお聞きいたします。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 人事院勧告につきましては、御案内のとおり、国の方では行わないということになりまして、当山形県におきましては県の人事委員会の勧告では給与、さらには期末手当とも民間と格差がないということで現在報告ということで人事委員会はなっております。当寒河江市におきましても、山形県人事委員会に準拠して行ってきた、給与改定を行ってきたということでございますので、今回も県の人事委員会に準拠しながら給与改定を行わないということになっているところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 もし、国の方でも1月の通常国会に提出されて国の方で実施したならば山形県も恐らく国に従って行われるんじゃないかなと思います。当然、寒河江市でも行われるようになるはずであります。そのときの措置はどのようにこれからなされるのでしょうか。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 そのときの国の状況さらには県の状況、他市の状況等も十分踏まえながら検討していかなければならないと思っているところであります。

○高橋勝文議長 議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第58号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第59号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第62号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第63号に対する質疑はありませんか。木村議員。

○木村寿太郎議員 下水、市町村設置型浄化槽の件でちょっとお聞きしたいんです。私聞き漏らしたのかもわかりませんが。

いろいろ国・県からも補助もいただいて来年度からいよいよスタートするわけですが、採択条件というものが見てみますと大体、私らも当然受益者なわけですが、3年間の中で一応60件ずつ予定しているわけですが、最低条件として何件以上でないといけないのか、そういうの私聞き漏らしたら大変失礼なんですけれども、そういうのはあるのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 国の交付金事業の採択条件ということだと解釈しますが、今回は浄化槽の設置管理条例の制定ということでございますが、来年度からそれに伴いまして予算ということになります。その歳入の国の交付金、予定としまして循環型社会形成促進推進交付金ということでその事業採択の条件でございますが、年間で20件以上が採択の基準になります。それをクリアできない場合ですが、3年間で50基以上を整備すれば採択ということになります。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第64号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第15、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第56号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第56号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第16、委員会付託であります。このことにつきましてはお手元に配付してあります委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第60号、請願第7号
厚生常任委員会	議第58号、議第59号、 議第61号、議第62号、 陳情第2号
建設経済常任委員会	議第57号、議第63号、 議第64号、請願第8号、 請願第9号
予算特別委員会	議第56号

散 会 午前9時43分

○高橋勝文議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成23年12月15日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第5号

第4回定例会

平成23年12月15日(木曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第65号 寒河江市監査委員の選任について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑、討論、採決
休憩

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第56号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 6 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 7 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 8 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例及び寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
" 9 請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
" 10 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 11 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第12 議第58号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
" 13 議第59号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
" 14 議第61号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
" 15 議第62号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
" 16 陳情第2号 看護師不足解消のため、看護師等の夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出に関する陳情
" 17 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 18 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第19 議第57号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
" 20 議第63号 寒河江市浄化槽等設置管理条例の制定について

- 〃 2 1 議第64号 寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の制定について
- 〃 2 2 請願第8号 暮らし・農業・地域を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 2 3 請願第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 2 4 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 2 5 質疑、討論、採決

日程第26 議会案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 〃 2 7 議会案第12号 暮らし・農業・地域を破壊する恐れのあるTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出について
 - 〃 2 8 議会案第13号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
 - 〃 2 9 議会案第14号 看護師不足解消のため、看護師等の夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について
 - 〃 3 0 議案説明
 - 〃 3 1 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

寒河江市議会予算特別委員会委員長の互選結果報告

再 開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議第65号、議会案第11号、議

会案第12号、議案第13号及び議案第14号の5案件であります。追加議案議第65号の取り扱いについては、日程第1、議案第65号を上程し、日程第2で議案説明、日程第3で委員会付託を省略し、日程第4で質疑、討論、採決を行うことといたしました。また、追加議案、議案第11号から議案第14号までの4案件の取り扱いについては日程第26、議案第11号から日程第29、議案第14号までの4案件を一括上程した後、日程第30で議案説明を省略し、日程第31で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

第4回定例会日程(その2)

平成23年12月5日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月15日(木)	午前9時30分	本 会 議	追加議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第65号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により那須 稔議員の退席を求めます。

[17番 那須 稔議員 退席]

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

議第65号寒河江市監査委員の選任について御説明を申しあげます。

議員のうちから選任する監査委員につきまして新たに那須 稔氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものでございます。御同意くださいますようよろしくお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第3、委員会付託であります。

ただいま議案となっております議第65号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第65号については委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

○高橋勝文議長 日程第4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号はこれに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第65号はこれに同意することに決しました。

これより那須 稔議員の着席を求めます。

[17番 那須 稔議員 着席]

この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前10時35分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 委員長の互選結果報告

○高橋勝文議長 休憩中、予算特別委員長から辞任願が提出され、委員会において辞任が許可され新たに予算特別委員長が互選された旨の報告がありました。

寒河江市議会予算特別委員会委員長の互選結果報告を日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、寒河江市議会予算特別委員会委員長の互選結果について御報告いたします。

予算特別委員長内藤 明議員。

以上でございます。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第5、議第56号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第6、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

12月12日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第56号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

議第56号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第7、これより、質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第8、議第60号及び日程第9、請願第7号の2案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第10、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第60号、請願第7号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例及び寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「現在、企業立地について寒河江市に問い合わせがあるのか」との問いがあり、当局より、「県を通じて数件の問い合わせがあり、折衝中の企業もあります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「願意妥当」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択されたので、意見書案を議題とし質疑等を求めましたが、質疑・意見もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

これで、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号及び請願第7号の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決及び採択であります。

ただいまの2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決とし、請願第7号は採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第12、議第58号から日程第16、陳情第2号までの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第17、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

[國井輝明厚生常任委員長 登壇]

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第58号、議第59号、議第61号、議第62号、陳情第2号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第58号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「退職被保険者等療養給付費ですが、当初予算の半分ほどを補正するのはなぜか」との問いがあり、当局より「退職被保険者に大きな病気をしている方がおり、例年になく医療費がかかっているためです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険システムの改修時期はいつになるのか」との問いがあり、当局より「平成24年4月から新たな介護報酬になるので、3月に改修をいたします」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを

議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号看護師不足解消のため、看護師等の夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「看護師については労働条件の悪化が前々から叫ばれており、条件の改善はこれからの医療現場を考えた場合に望ましい姿であり、願意妥当である」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑等に入りましたが、質疑・意見もなく採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第58号、議第59号、議第61号、議第62号及び陳情第2号の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第58号、議第59号、議第61号及び議第62号の4案件は原案のとおり可決とし、陳情第2号は採択とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 日程第19、議第57号から日程第23、請願第9号までの5案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第24、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号、議第63号、議第64号、請願第8号及び請願第9号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第57号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市浄化槽等設置管理条例の制定について及び議第64号寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の制定については関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

議第63号について主な質疑を申し上げます。

委員より「浄化槽設置の入札の仕方と機種を選定の仕方は」との問いがあり、当局より「入札に関しては月単位やその月ごとの申し込みに応じて入札を行いたいと思っておりますが、緊急時の場合は事情を勘案しながら随契などで対応していきたいと考えております。また、機種を選定は高度処理型ということでBOD10ミリグラム以下や窒素の除去型など、その基準を満たす浄化槽ということで入札の段階で明記します」との答弁がありました。

委員より「設置後の管理は」との問いがあり、当局より「浄化槽の管理士を抱えている業者になり、市内には2社ありますが、基本的には地元の企業ということで考えております」との答弁がありました。

委員より「市内に拠点を持っている業者を最優先にしていきたい。また、二重投資にならないよう水道事業所や建設管理課と一緒に協議していきたい」との意見がありました。

委員より「第19条の使用料の減免で想定されるものは」との問いがあり、当局より「水道の使用料に基づいて料金が決定になりますが、漏水などで浄化槽に流れなかったことが明らかな場合にその分を減免するものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号について主な質疑を申し上げます。

委員より「分担金が適正な金額なのかという市民の意見もあるがどうか」との問いがあり、当局より「分担金の金額は補助基準額の1割や排水管までの接続経費など、かかり増しする分の2分の1ということでの積算根拠となっており、他市町村と比較した場合でも低いところに位置しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号暮らし・農業・地域を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

委員より「願意妥当」の意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑・意見等に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「請願の中に、「破壊する」とか「壊滅的な打撃を受ける」など断定的な箇所があるので、配慮も必要なのではないか。文言を変えていただきたい」との意見がありました。

委員より「提出先が内閣総理大臣と農林水産大臣だけになっているが、より多くの関係のある大臣等に追加して意見書を提出してはどうか」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正・提出先を追加の上、議会案を提出することに決しました。

次に、請願第9号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

委員より「願意妥当」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑・意見等に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「提出先が内閣総理大臣と農林水産大臣だけになっているが、より多く関係のある大臣等に追加して意見書を提出してはどうか」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって意見書案の提出先を追加の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第25、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第57号、議第63号、議第64号、請願第8号及び請願第9号の5案件を一括して採決いたします。ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第57号、議第63号及び議第64号の3案件は原案のとおり可決とし、請願第8号及び請願第9号は採択とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第26、議案第11号から日程第29、議案第14号までの4案件を一括議題といたします

議案説明

○高橋勝文議長 日程第30、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号から議案第14号までの4案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程31、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第11号から議案第14号までについては質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第11号から議案第14号までの4案件を一括して採決いたします。

4案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第14号までは原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時03分

○高橋勝文議長 これにて平成23年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成23年12月12日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	主 任

議事日程第1号 第4回定例会予算特別委員会
平成23年12月12日(月曜日) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第56号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

- 那須 稔委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 那須 稔委員長 日程第1、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

議 案 説 明

- 那須 稔委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○那須 稔委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第56号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 2款関係だと思いながらお尋ねをしますが、職員の給与関係が今回の補正の部分であるので、職員の実態などとも関係してくるものですからここでお尋ねします。

というのは、東日本大震災の関係、この関係で特に東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴って避難をしている方、そして1次避難から2次避難までなっていますけれども、今回の定例議会の中でも初日に市長から行政報告の中でありました。

そこで私も、避難してきている人からこっぴどくやられました。寒河江市は当てならないと。もう寒河江市さんに相談する気もないとまで言われました。非常に私も心外ですけども、この間ずっと言ってきて、どういうことだかという、3月に避難してきて1次避難、2次避難になったときに市報や何かは届けると、寒河江のと、ところが町会に入っていない場合、町会費納めないという人もいる、そういう人については直接市の方に言うと市から、寒河江市の市報などは直接郵送もするとまで言われたんです。その都度そういう相談あるたび市に相談して市からこういうふうに対応しますと、そのことは常に私は避難者に報告をしてきました。ことごとくだめなんです。そして本人も2階の市民生活課に来て、また市報来てないのよと、だけれども議員からもそういう話を聞いたと、直接市でも町内会を通じてでなく、必要な人については郵送しますということだったので私も郵送していただきたいと来たそうです。そして、ちょっと待ってけらっしゃいと4階に聞きに行ってくれて、市民生活課、そういう対応していません、そういう方法ありませんと断られたということなんです。そして、そのこともまた言っています、私。きょうは何月何日の何やっていうのは一々言いませんけれども、何回も言ってきている。そして今度、11月29日の交流会あるという話も聞いていたから、そのこともその人に話して、そこでも来た。そのときも、今度市報なども皆送るようにするようになったから、11月20日号からは行くんだべなと思っていました。しかし、それも行かない。12月5日号も行かない。12月10日、こっぴどく言われたというのは10日です。もう、寒河江市は当てにしないと。川越さんから何ぼ聞いたってその都度私行ってもならないし、それから図書館とか市の施設に市報なども置かれているからそこでもらえるという話もこれまでの被災者に対する説明の中であったそうです。1回だけ市民浴場で見たと。あと、図書館に行ってもうちの方にはありません、ありません、いろんなところ回っても言われているそうです。そしてそこまで言ったら10日、だから9日まずこっぴどく言われたんだ、さっき10日と言いましたけれども、9日です、朝。そして9日議会終わってからも、また当局の方に話しました。そうすれば、10日、町会から来たんだかわからないけれども、その避難者の郵便受けに市報入ったそうです。市で持ってきたんだかどうかもわからないということなので、市長もいろんなところでそういう対応しています、対応していますと、市報なども届けていると言われておったんですけども、実際この間、3月から避難してきて9カ月後だから、その人に対しては、

何回も足運んでいる人に対してそういうことなんです。

それで、町内会を通じ、町内会長さんを通じて配布なったのがいつから何部市報になっていたのか。そして、町会を通じてされないというところについては市から直接しますとも言われていましたけれども、いつから何部ずつ有料で市報になっていたのか、今すぐは出ないと思いますけれども、出していただきたい。

こういうのが、職員が足りなくて仕事になっていないのか、市民生活課に避難している人が来て、そういう申し込んで4階との話でそういう制度ないとか、切手張ってとにかく郵送で市報送るなんてことしてないと言われたというのはとんでもないことだと思うんで、そこら辺後で実態を調べて、何が原因なのか、なぜそういう問題が起きるのか明らかにしていただきたい。

これでは、何ぼ私ら頑張ってやってたって市の行政対応がそれでは、表面的にはえらいやっているようですけども実態がこういうことです。

あともう一つ、自分の所管のこと言うなということでありましてけれども、一つだけ言わせていただきたい。

農林、私建設経済常任委員会ですけども、9月の議会であの大雨のために補正予算が災害復旧でやりました。谷沢もその1カ所です。それで、その予算通すときに、早急に予算とったらするんだね、やりますということだったんです。そして私ももちろん、市長もそうですけれども、報告会などでも予算とっているからすぐなるんですと、リンゴもぎやブドウもぎのときもちゃんとなりますと言っていたのに、きのう現在まだなっていません。そしてこれは副市長とも話をして対応してもらっていますし、農林課長からも電話、先日ありました。

しかし、何でそういうことが。災害復旧でありながら補正組んですぐやると言っていながらも何カ月も放置されているのは、どこに原因あるのか。

ゆうべ私のところ、実行組合の慰労会で一晩泊まりでした。その報告も、ごしゃかれたものだから、これもまた地域の人から。「孝男ちゃん言ってるのうそだとほれ」と言われた、言われたものですから、こういうことも申しあげます。

職員が減ってあるいは担当の人が入院したりなんかすれば、そこは仕事、人いなくなればもちろん仕事の量がたまるわけですから、そうしたときにはきちっとフォローすると、そういうことを、やはりあと出たのは実行組合の組合員から、現場の働く人を減らしてはだめなんだと。やはり、そういう状態を管理職らが見ていきちっと手だてをすると、こういうことにしてもらわないとだめだということが手厳しく言われましたので、またあした議会なのでその点は申しあげておきますと言いました。

これはこの前もあったんです。何でそういうことが起きるのか。私は、ないと当局は言いますけれども、現場の職員が減らされているところに原因あんなだとすれば改めてそこら辺の検証する必要があると思います。そうでないというふうなであれば何で何回も何回もそういう事態の起きるのか、このことについても当局から明快な実態を調査して報告をいただきたい。この2点お尋ねをします。

○那須 稔委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 被災者支援の推進本部というものをつくりながら関係課、調整しながらさまざま避難者に対しましてさまざま支援してきたという経過がございます。

委員、ただいま御質問になりました市報等の配布の件では、何回となく委員の方も我々の課の方に来ていただきまして、そのことについてはお話しさせていただきました。すぐ、その市報等の配布に

ついても先ほど申しあげました推進本部の中でいろいろ調整しながら、被災者の支援ということもありましてなるべく早く市報等早くすべきだという話がなされ町会長連合会の方を通じて、そして各町会の方から市報を配布すべく進めてきたところでございます。

市民生活課の方に行ったときに、被災者の方がいろいろと担当者からそういう制度はないということではございましたけれども、先ほど申しあげました支援本部の中ではそういったことについては確認しながらなるべく早く被災者の方に届けようということで努力してきたところでございます。

たまたまそういった被災者の方からさまざまお話があったということにつきましては、真摯に受けとめながら推進本部の中でさらに実態を調査しながら検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○那須 稔委員長 農林課長。

○小野秀夫農林課長（併）農業委員会事務局長 谷沢の高速道路の側道関係ののり面のことでございますが、それらにつきましては現場につきましては農林の方ですぐパトロールしまして早急に、危険性がなくなった時点で現場につきましては通れるような対応をまず1点させていただいたところでございます。その後につきましては、また大雨等でのり面の崩落があると、危険性があるということで補正予算をつけていただきまして対応したわけでございますが、入札については先般終わっていることでございますが、現場についてまだ入っていないということでございますので、その辺につきましては十分にこちらの方で検討して早急に対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○那須 稔委員長 川越委員。

○川越孝男委員 避難者の関係の市報の関係、後で調査したいということですが、対応したいということですが、町会長を通じて配布というのはいつから実施していますか、そして何部やっていますか。

○那須 稔委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 実質的には11月20日の市報だったような記憶がございますけれども、手元に資料等がございませんし、先ほど質問ありました部数等についても実態がわからないところでございますので、早急に報告させていただきたいと思ひます。

○那須 稔委員長 川越委員。

○川越孝男委員 3月11日に災害があつて、1次避難来て、そして2次避難もして一定程度落ちついてから、そして話し合いも何回もしてきて、議会でも答弁し、行政報告でもして、市報でも皆届けると言つて、3月に、3月11日に事故起きて、11月20日だけ、市報届けたの。それまで9カ月間。これでは何ぼ立派なこと言つていても寒河江市の信頼、受ける、私をちゃんと待たせてたつもりして頑張つてやつてきていて、ところがその被災した人からは寒河江市というのは当てなんねと言われたんです。信用ならねはあと、いいですはあとまで言われました、9日に。だからまた9日朝言われたから行つて語つて、そして対応していただいた。そうしたら、10日、だれが持ってきたかわからないけれども入つた。ところが、町会長さん通じて渡したのも11月20日だと。9カ月間なつてないなんて、するするつてだけ言つていて。このことはやはり市長、きちつと受けとめていただいて、そしてみんなで何が問題なのか解明しながら信頼される市政をみんなで作らましょつや。ぜひ市長の見解、お聞かせ

をいただきたいと思います。

○那須 稔委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 被災者の支援に関しましてはこれまでも鋭意努力してきたつもりではございましたけれども、さまざま問題等があるという御指摘でございますので、総合的に全体的にもう1回検証しながらスムーズな支援対策というものを再度推進本部の中で議論していきたいと思っておりますし、なるべく早くの対応というものに心がけてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○那須 稔委員長 川越委員。

○川越孝男委員 私もかなり配慮して対応しています。本会議でなんか言ったらこれこそ全世界のこの実態が配信なるもんだから、そこは避けて予算特別委員会の中で申しあげているんです。こういう実態がありますので、私作り事言っているんでないんです。私もう当てにならないからいいつす川越さんって、私も言われたわけですから、やはりこの辺をきちっと実態をつかんで、どこに問題あるのか、農林の関係なんて、もう課長いいけれども、そういうふうにも何カ月も緊急のやつで災害復旧でやっぴながら何カ月も放置というのはもうだめなんです。そこら辺の実態、とにかく内部できちっとしていただきたい。このことを申しあげておきます。

○那須 稔委員長 委員に申しあげます。今回の予算委員会からインターネット放送となっておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

ほかに。佐藤委員。

○佐藤良一委員 本来ならば山形県も雪、私のところも除雪してもらいましたけれども、本来ならば除雪費の計上もなるわけでありまして。本来ならばですね。このたびなっておりますけれども、当初予算で間に合うのかどうかであります。そのときそのときでまた対応するのかどうかであります。

○那須 稔委員長 1款から4款までの質疑でございますので。佐藤委員、よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款から歳出第10款までについて質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 先ほどは失礼しました。

本来ならば、12月議会なら雪国でありますし除雪費の計上をするわけでありまして。私のところも標高280メートルで15センチ降ったので除雪してもらいましたけれども、雪降らない、積雪、寒河江あたりは少ないんですけども、これからどうなるか一転してわかりません。そのときそのときに対応なさるんですか。予算は。

○那須 稔委員長 建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お答え申し上げます。

除雪費の予算につきましては当初予算の方で計上させていただいております。年間、平年並みの除雪回数を想定しながら当初予算で一応予定して計上させていただいたところでございます。また、大雪等で当初予算で不足の場合についてはその時点で検討させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○那須 稔委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 雪国で雪降るので除雪が一番大変なんです。春になると雪きれいに消えますけれども、

やはり車の社会でありますし、当然補正でもする必要があったのかなと私なりに思います。雪降らないように祈っているだけでありますけれども、大雪なったらば早急に対応していただきたいと思っております。

以上です。

○那須 稔委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号第2表から第4表までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○那須 稔委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務文教分科会	議第56号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表、第3表、第4表
厚生分科会	議第56号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款
建設経済分科会	議第56号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款

散 会 午前10時10分

○那須 稔委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成23年12月15日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
	農林課長（併）		
小野秀夫	農業委員会事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	大泉辰也	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号 第4回定例会予算特別委員会
平成23年12月15日(木曜日) 本会議休憩中会議

再開

- 日程第1 議第56号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務文教分科会委員長報告
- (2) 厚生分科会委員長報告
- (3) 建設経済分科会委員長報告
- 〃 3 質疑、討論、採決
- 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

日程の追加

予算特別委員長辞任の件

寒河江市議会予算特別委員会委員長の互選

再開 午前9時30分

○那須 稔委員長 おはようございます。

予算特別委員会を再開いたします。

会議に入る前に申しあげます。

本委員会の傍聴の申し出があり、委員会条例第19条の規定により、委員長においてこれを許可しておりますので、申し添えます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時48分

予算特別委員長辞任の件

○遠藤智与子副委員長 ただいま、那須委員長から辞任願が提出されましたので、暫時私が委員長の職務を代行いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長辞任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、予算特別委員長の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、那須委員長の退席を求めます。

〔那須 稔予算特別委員長 退席〕

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり那須委員長の辞任を許可することに決しました。那須委員の着席を求めます。

〔那須 稔委員 着席〕

寒河江市議会予算特別 委員会委員長の互選

○遠藤智与子副委員長 ただいま、予算特別委員長が欠員となりましたので、寒河江市議会予算特別委員会委員長の互選を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員長の互選を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選にすることとし、私から指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から委員長に内藤 明委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委員長に内藤 明委員が委員長に当選されました。

委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

○内藤 明委員長 一言ごあいさつ申し上げます。

このたびは、事の成り行きで予算特別委員長という要職につくことになりました。任期途中からではありますが、任期が終わってからも、もう一度予算委員長がしたいなどという気にならないよう燃焼し切るまで職務に精励したいと思います。

そして、市民の皆様のご期待される活発な議論が交わされる予算特別委員会になるよう心がけたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、年だけは人並みに重ねまして耳順になりましたが、非才ゆえいまだに理解し得ないことば

かりでありますから、皆様の一層の御指導をお願いいたしまして就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 最初に総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕

- 辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は12月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号、第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表、第3表、第4表であります。審査に入る前に審査の進行について、議第56号第1表中歳出第3款の一部についてを審査終了後に、第2表から第4表までの審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのようにすることに決しました。審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「被災地の統一選挙がおくれて実施されたが、寒河江市に避難している方の不在者投票について、臨時職員での対応はしなかったのか」との問いがあり、当局より「職員ですべて対応しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在何名の臨時職員を雇用しているのか」との問いがあり、当局より「延べ9名です」

との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「西根小学校給食調理業務の入札を平成24年1月に実施する予定とのことだが、時期が変則的になる理由は」との問いがあり、当局より「平成24年4月から給食を実施するため調理業務に従事する方の募集などの準備期間が必要となるためです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第4表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「今、低金利の時代ですけれども、借入先は政府系なのか民間系なのか」との問いがあり、当局より「借入先につきましては県の方から通知がなされますので、それによって国の資金なのか民間資金なのかが決まってくる」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は12月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号、第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「子育て支援センターは、リハビリ室と喫茶店を解体し設置をするとのことだが、その他の設置場所を検討したのか」との問いがあり、当局より「設置場所については、子育て中のお母さん方や子育てサークル等の意見をお聞きしたところです。庁内でも検討委員会を設け、他の施設やハートフルセンターのあいているスペース等を調査し検討をいたしました」との答弁がありまし

た。

委員より「子育て支援センターは、寒河江市の直営で実施するとのことだが、今後はどのような形で管理していくのか」との問いがあり、当局より「当面は直営で実施する予定です。NPO法人等の団体を支援しながら行く行くは利用者の利便性が保たれるような運営を考えております」との答弁がありました。

委員より「子育て支援センターについて、パブリックコメントを実施した内容が設置に生かされているのか」との問いがあり、当局より「ホームページでのパブリックコメントについて意見はありませんでしたが、説明会では子育て中のお母さん方からいろいろな要望や提案をいただき、それを受けて変更し、このたびの補正予算になりました」との答弁がありました。

委員より「保育所耐震化工事の着工時期はいつになるのか」との問いがあり、当局より「補正予算が可決になりましたらすぐに補強設計管理業務の入札を行い、できるだけ早く進めてまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は12月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号、第1表中歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款であります。

議第56号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款を順次議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、いずれにおいても質疑もなく順次採決の結果、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款はいずれも全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第3、質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 総務文教分科会委員長にお尋ねをしたいわけではありますが、学校給食の委託の入札が来年1月にされる旨の報告がございました。それでのお尋ねしたいんですが、入札に参加する業者の数はいかほどなのか。そしてまた、市内の業者がその入札に参加の有無、この2点につい

てどういう質疑等がなされたのかお尋ねをします。

○内藤 明委員長 辻総務文教分科会委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 ただいまの質問にお答え申し上げます。委員からはその件については質疑もなく当局の方も答弁もございませんでした。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 極めて審査をする上で重要な部分でありますので、そのほか、もし万が一市内の業者が参加をしていない、市内にそういう事業を担える業者がないという場合、当然にして地元の人、採用するよという要件などは付すべきだと思うんです、もちろん仕様書の中で。そういうことができると思いますし、そしてまた、この前に学校の調理業務の委託の際に予定価格の60%台で落札をしていることがあるんですね。そうしたときに低価格の落札の部分の対処、これは60%を切った場合となるわけでありまして、調理業務なんていうのはまさに人件費の部分です。ほとんどが人件費です。そして予定価格の70%を割る状況などというのは極めて問題なわけでありまして、これはこの前も指摘をしています。したがって、当然今回また次の5年間の更新で入札という際には、当局はそういう議会での過去にやりとりがあるわけでありまして、当然説明をすべきだと思いますけれども、委員長、極めて重要ですので、当局が議場におりますので、答弁を求めたいと思います。委員長の判断をよろしくお願いいたします。

○内藤 明委員長 川越委員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑でありますから、御理解をいただきたいと思います。川越委員。

○川越孝男委員 委員長報告に対しての質疑はもちろんわかります。しかし、委員会でそういう質疑がされていないということでもあります。この案件を審査し、最終的に私は議員として意思表示をしなければならぬわけでありまして、極めて重要な部分であります。議場に教育長もいるわけでありまして委員長から求めていただきたいという、絶対できないということではありませんし、過去にも何回もそういう重要な案件については答弁を求めたという経緯がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○内藤 明委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時17分

○内藤 明委員長 委員会を再開いたします。

川越委員の質問であります、これまでの経過がありますので、今回は委員長報告についてのみとどめさせていただきたいと思います。

なお、今後については議運等で改めて検討することにさせていただきたいと思います。川越委員。

○川越孝男委員 今の委員長のまとめでいい、了解します。

ただ、委員会審査、分科会審査に当たって、委員から質問がなかったからということではなくてこれまでの経過あるわけですから、当局も議案の説明の際には十分配慮していただきたいということを注文しておきます。分科会審査について注文しておきます。

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時19分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。
大変に御苦労さまでした。